

資料 3 - 6

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	SA59H-9 r. 6.0
提出年月日	令和5年3月15日

泊発電所 3 号炉
設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

59条

令和 5 年 3 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 原子炉制御室等（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59条</p> <p>59-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>59-2 配置図</p> <p>59-3 アクセスルート</p> <p>59-4 試験・検査説明資料</p> <p>59-5 系統図</p> <p>59-6 (欠番)</p> <p>59-7 SAバウンダリ系統図(参考)</p>	<p>59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</p> <p>目次</p> <p>59-1 SA 設備基準適合性一覧表</p> <p>59-2 単線結線図</p> <p>59-3 配置図</p> <p>59-4 系統図</p> <p>59-5 試験及び検査</p> <p>59-6 容量設定根拠</p> <p>59-7 保管場所図</p>	<p>59条</p> <p>目次</p> <p>59-1 SA 設備基準適合性一覧表</p> <p>59-8 単線結線図</p> <p>59-2 配置図</p> <p>59-4 系統図</p> <p>59-3 試験・検査説明資料</p> <p>【59-4 系統図を再掲して比較】</p> <p>59-5 容量設定根拠</p> <p>【59-2 配置図を一部再掲して比較】</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川とは資料の順序が異なるが、内容は同等である。 ・大飯との資料順序も異なる。 ・本比較表では、他社資料に対する泊の資料の充足性を確認するため、泊の掲載箇所を一部移動している他、各社の記載箇所に泊の記載を再掲して比較しており、比較のために再掲する箇所を【 】で示した。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。 <p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では「SAバウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等であるため、作成していない。
<p>59-8 大飯3号炉および4号炉 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p>	<p>59-8 原子炉制御室について（被ばく評価除く）</p>	<p>59-6 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p>	<p>本資料については26条と共通の内容であり、26条で比較表を作成している。</p>
<p>59-9 大飯発電所3号炉及び4号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>59-10 大飯発電所3号炉及び4号炉 原子炉制御室等について</p>	<p>59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>59-10 非常用ガス処理系に流入するガスの水素濃度について</p> <p>59-11 非常用ガス処理系の系統内における水素爆発防止について</p> <p>59-12 原子炉建屋ブローアウトパネル及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置について</p>	<p>59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は59-8と59-9の補足的な事項を59-10として添付しているが、泊は女川同様59-6、59-7それぞれに添付している。 <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの資料はBWR特有の設備についての説明資料であるため、泊では作成していない。また、これらの資料は比較表への掲載も行わない。 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(53条)でもあるアンユラス空気浄化の水素対策については53条で説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
59-1 SA設備基準適合性 一覧表	59-1 SA設備基準適合性 一覧表	59-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">機器設備名称（固有名）</th> <th style="width: 30%;">設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1号機</td> <td>保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>測定</td> <td>（特注）機器を参照する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑</td> <td>（潤滑を確保しない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁層からの影響</td> <td>（取付機器からの絶縁層により機器を劣化させない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>（電磁波により機器が動作しない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急材料</td> <td>②-3 設置済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中体制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>測定資料</td> <td>②-3 設置済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査性、劣化試験、再検入力）</td> <td>通信連絡設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>測定資料</td> <td>②-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御系統</td> <td>本来の用途として使用 - 制御不能</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>測定資料</td> <td>②-4 未設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視設計</td> <td>（同施設）同に監視機能</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>その他（機器類）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>測定資料</td> <td>②-3 設置済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>中体制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>測定資料</td> <td>②-3 設置済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>測定5Aの容量</td> <td>設計基準値を超過の容量及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>測定資料</td> <td>②-6 容量設定設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>制御の禁止</td> <td>（特注）ない設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>測定資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>保安設備、自然現象、人為事故、盗水、火災</td> <td>防火設備（対象）（防犯監視設備あり） - 屋内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>中体-1 未設置</td> <td>対象（中体-1）未あり - 緊急事態発生時に伝達</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>測定資料</td> <td>②-2 中体制御室、②-3 設置済、②-5 未設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	機器設備名称（固有名）	設置状況	第1号機	保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替	その他の機器内	C	測定	（特注）機器を参照する	—	潤滑	（潤滑を確保しない）	対象外	絶縁層からの影響	（取付機器からの絶縁層により機器を劣化させない）	—	電磁干渉	（電磁波により機器が動作しない）	—	緊急材料	②-3 設置済		操作性	中体制御室操作	A	第2号機	測定資料	②-3 設置済		試験・検査 （検査性、劣化試験、再検入力）	通信連絡設備	B	第3号機	測定資料	②-5 試験及び検査		制御系統	本来の用途として使用 - 制御不能	B3	第4号機	測定資料	②-4 未設置		監視設計	（同施設）同に監視機能	A4	第5号機	その他（機器類）	対象外	対象外	測定資料	②-3 設置済		第6号機	設置場所	中体制御室操作	B	測定資料	②-3 設置済		第7号機	測定5Aの容量	設計基準値を超過の容量及び機器の容量等が十分	B	測定資料	②-6 容量設定設備		第8号機	制御の禁止	（特注）ない設備	—	測定資料	—		第9号機	保安設備、自然現象、人為事故、盗水、火災	防火設備（対象）（防犯監視設備あり） - 屋内	A4	中体-1 未設置	対象（中体-1）未あり - 緊急事態発生時に伝達	C4	測定資料	②-2 中体制御室、②-3 設置済、②-5 未設置			①の相違
項目	機器設備名称（固有名）	設置状況																																																																																					
第1号機	保安設備・配管・圧力 / 管路の交換、取替	その他の機器内	C																																																																																				
	測定	（特注）機器を参照する	—																																																																																				
	潤滑	（潤滑を確保しない）	対象外																																																																																				
	絶縁層からの影響	（取付機器からの絶縁層により機器を劣化させない）	—																																																																																				
	電磁干渉	（電磁波により機器が動作しない）	—																																																																																				
	緊急材料	②-3 設置済																																																																																					
	操作性	中体制御室操作	A																																																																																				
第2号機	測定資料	②-3 設置済																																																																																					
	試験・検査 （検査性、劣化試験、再検入力）	通信連絡設備	B																																																																																				
第3号機	測定資料	②-5 試験及び検査																																																																																					
	制御系統	本来の用途として使用 - 制御不能	B3																																																																																				
第4号機	測定資料	②-4 未設置																																																																																					
	監視設計	（同施設）同に監視機能	A4																																																																																				
第5号機	その他（機器類）	対象外	対象外																																																																																				
	測定資料	②-3 設置済																																																																																					
第6号機	設置場所	中体制御室操作	B																																																																																				
	測定資料	②-3 設置済																																																																																					
第7号機	測定5Aの容量	設計基準値を超過の容量及び機器の容量等が十分	B																																																																																				
	測定資料	②-6 容量設定設備																																																																																					
第8号機	制御の禁止	（特注）ない設備	—																																																																																				
	測定資料	—																																																																																					
第9号機	保安設備、自然現象、人為事故、盗水、火災	防火設備（対象）（防犯監視設備あり） - 屋内	A4																																																																																				
	中体-1 未設置	対象（中体-1）未あり - 緊急事態発生時に伝達	C4																																																																																				
	測定資料	②-2 中体制御室、②-3 設置済、②-5 未設置																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																	
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>適用基準（規定型）</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境温度・湿度・圧力 / 放射線の監視設備</td> <td>その他の建物内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>（自然に換気を実施する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>（排水を漏れしない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間の防火区画</td> <td>（防火区画等により燃焼が伝わりおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線防護</td> <td>（遮蔽等により放射線が遮られる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td>観音機</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td>記録・報告 （表示機、記録機、再入力）</td> <td>通信記録機</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-5 記録及び報告</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>送迎設備</td> <td>本館の階下として使用（送迎手差）</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-4 系統同</td> </tr> <tr> <td>放射線計</td> <td>放射線計として設置</td> <td>A3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>その他（喫煙機）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-2 配図同</td> </tr> <tr> <td>送迎機</td> <td>中央制御室隣接</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-3 配図同</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>送迎手段の設置</td> <td>設計基準に準拠設計の送迎手段の設置が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-6 送迎設備</td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>（適用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>送迎条件、自然現象、人為事故、漏洩、火</td> <td>①-4 設備一式（内訳は参照資料参照）（室内）</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>放射線防護</td> <td>対象（①-5-2 放射線）（電圧昇降機又は送迎機）</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td colspan="2">①-2 系統図同、①-3 配図同、①-4 系統同</td> </tr> </tbody> </table>	設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		適用基準（規定型）	相違状況	第1項	環境温度・湿度・圧力 / 放射線の監視設備	その他の建物内	C	換気	（自然に換気を実施する）	—	排水	（排水を漏れしない）	対象外	施設間の防火区画	（防火区画等により燃焼が伝わりおそれがない）	—	放射線防護	（遮蔽等により放射線が遮られる）	—	防護資料	①-3 配図同		観音機	中央制御室隣接	A	防護資料	①-3 配図同		記録・報告 （表示機、記録機、再入力）	通信記録機	M	防護資料	①-5 記録及び報告		第2項	送迎設備	本館の階下として使用（送迎手差）	B3	防護資料	①-4 系統同		放射線計	放射線計として設置	A3	第3項	その他（喫煙機）	対象外	対象外	防護資料	①-2 配図同		送迎機	中央制御室隣接	B	防護資料	①-3 配図同		第4項	送迎手段の設置	設計基準に準拠設計の送迎手段の設置が十分	B	防護資料	①-6 送迎設備		利用の禁止	（適用しない設備）	—	防護資料	—		第5項	送迎条件、自然現象、人為事故、漏洩、火	①-4 設備一式（内訳は参照資料参照）（室内）	A+	放射線防護	対象（①-5-2 放射線）（電圧昇降機又は送迎機）	C+	防護資料	①-2 系統図同、①-3 配図同、①-4 系統同			<p style="text-align: center;">①の相違</p>
設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		適用基準（規定型）	相違状況																																																																																	
第1項	環境温度・湿度・圧力 / 放射線の監視設備	その他の建物内	C																																																																																	
	換気	（自然に換気を実施する）	—																																																																																	
	排水	（排水を漏れしない）	対象外																																																																																	
	施設間の防火区画	（防火区画等により燃焼が伝わりおそれがない）	—																																																																																	
	放射線防護	（遮蔽等により放射線が遮られる）	—																																																																																	
	防護資料	①-3 配図同																																																																																		
	観音機	中央制御室隣接	A																																																																																	
	防護資料	①-3 配図同																																																																																		
	記録・報告 （表示機、記録機、再入力）	通信記録機	M																																																																																	
	防護資料	①-5 記録及び報告																																																																																		
第2項	送迎設備	本館の階下として使用（送迎手差）	B3																																																																																	
	防護資料	①-4 系統同																																																																																		
	放射線計	放射線計として設置	A3																																																																																	
第3項	その他（喫煙機）	対象外	対象外																																																																																	
	防護資料	①-2 配図同																																																																																		
	送迎機	中央制御室隣接	B																																																																																	
防護資料	①-3 配図同																																																																																			
第4項	送迎手段の設置	設計基準に準拠設計の送迎手段の設置が十分	B																																																																																	
	防護資料	①-6 送迎設備																																																																																		
	利用の禁止	（適用しない設備）	—																																																																																	
防護資料	—																																																																																			
第5項	送迎条件、自然現象、人為事故、漏洩、火	①-4 設備一式（内訳は参照資料参照）（室内）	A+																																																																																	
	放射線防護	対象（①-5-2 放射線）（電圧昇降機又は送迎機）	C+																																																																																	
	防護資料	①-2 系統図同、①-3 配図同、①-4 系統同																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>中核制御室設置</th> <th>数量比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1項 第1項 第1項</td> <td>遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>（扉体の構造を参照する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>（扉体を参照しない）</td> <td>見做外</td> </tr> <tr> <td>扉体の天板</td> <td>（扉体の構造を参照しない）</td> <td>見做外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項 第2項 第2項</td> <td>遮断扉の中心の扉部</td> <td>（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電鎖的扉部</td> <td>（電鎖機により機能の喪失はない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中核制御室確保</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項 第3項 第3項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）</td> <td>アテン</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項 第4項 第4項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録簿</td> <td>本館の閉鎖として使用し記録簿</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項 第5項 第5項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項 第6項 第6項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第7項 第7項 第7項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項 第8項 第8項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第9項 第9項 第9項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第10項 第10項 第10項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中核制御室設置	数量比較	第1項 第1項 第1項	遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉	その他の構内内	C	扉体	（扉体の構造を参照する）	—	扉体	（扉体を参照しない）	見做外	扉体の天板	（扉体の構造を参照しない）	見做外	第2項 第2項 第2項	遮断扉の中心の扉部	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）	—	電鎖的扉部	（電鎖機により機能の喪失はない）	—	閉鎖装置	29-2 配設済		操作性	中核制御室確保	A	第3項 第3項 第3項	閉鎖資料	29-2 配設済		記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）	アテン	A	閉鎖資料	29-3 試験及び検査		閉鎖資料	29-3 試験及び検査		第4項 第4項 第4項	閉鎖資料	29-4 記録簿		記録簿	本館の閉鎖として使用し記録簿	B	閉鎖資料	29-4 記録簿		閉鎖資料	29-4 記録簿		第5項 第5項 第5項	閉鎖資料	29-4 記録簿		閉鎖資料	29-4 記録簿		閉鎖資料	29-4 記録簿		閉鎖資料	29-4 記録簿		第6項 第6項 第6項	閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		第7項 第7項 第7項	閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		第8項 第8項 第8項	閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		第9項 第9項 第9項	閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		第10項 第10項 第10項	閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		閉鎖資料	29-2 配設済		<p>泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>中核制御室設置</th> <th>数量比較</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1項 第1項 第1項</td> <td>遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> <td>（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）</td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>（扉体の構造を参照する）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扉体</td> <td>（扉体を参照しない）</td> <td>見做外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扉体の天板</td> <td>（扉体の構造を参照しない）</td> <td>見做外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項 第2項 第2項</td> <td>遮断扉の中心の扉部</td> <td>（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電鎖的扉部</td> <td>（電鎖機により機能の喪失はない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中核制御室確保</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項 第3項 第3項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）</td> <td>アテン</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項 第4項 第4項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録簿</td> <td>本館の閉鎖として使用し記録簿</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項 第5項 第5項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-4 記録簿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第6項 第6項 第6項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第7項 第7項 第7項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項 第8項 第8項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第9項 第9項 第9項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第10項 第10項 第10項</td> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>29-2 配設済</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中核制御室設置	数量比較	備考	第1項 第1項 第1項	遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉	その他の構内内	C	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）	扉体	（扉体の構造を参照する）	—		扉体	（扉体を参照しない）	見做外		扉体の天板	（扉体の構造を参照しない）	見做外		第2項 第2項 第2項	遮断扉の中心の扉部	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）	—		電鎖的扉部	（電鎖機により機能の喪失はない）	—		閉鎖装置	29-2 配設済			操作性	中核制御室確保	A		第3項 第3項 第3項	閉鎖資料	29-2 配設済			記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）	アテン	A		閉鎖資料	29-3 試験及び検査			閉鎖資料	29-3 試験及び検査			第4項 第4項 第4項	閉鎖資料	29-4 記録簿			記録簿	本館の閉鎖として使用し記録簿	B		閉鎖資料	29-4 記録簿			閉鎖資料	29-4 記録簿			第5項 第5項 第5項	閉鎖資料	29-4 記録簿			閉鎖資料	29-4 記録簿			閉鎖資料	29-4 記録簿			閉鎖資料	29-4 記録簿			第6項 第6項 第6項	閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			第7項 第7項 第7項	閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			第8項 第8項 第8項	閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			第9項 第9項 第9項	閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			第10項 第10項 第10項	閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済			閉鎖資料	29-2 配設済		
設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中核制御室設置	数量比較																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第1項 第1項 第1項	遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉	その他の構内内	C																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扉体	（扉体の構造を参照する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扉体	（扉体を参照しない）	見做外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扉体の天板	（扉体の構造を参照しない）	見做外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第2項 第2項 第2項	遮断扉の中心の扉部	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	電鎖的扉部	（電鎖機により機能の喪失はない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖装置	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	操作性	中核制御室確保	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第3項 第3項 第3項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）	アテン	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖資料	29-3 試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-3 試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第4項 第4項 第4項	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	記録簿	本館の閉鎖として使用し記録簿	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第5項 第5項 第5項	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第6項 第6項 第6項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第7項 第7項 第7項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第8項 第8項 第8項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第9項 第9項 第9項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第10項 第10項 第10項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設備名：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中核制御室設置	数量比較	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1項 第1項 第1項	遮断扉・扉体・柱力 / 扉体の天板/ 扉体扉	その他の構内内	C	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	扉体	（扉体の構造を参照する）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扉体	（扉体を参照しない）	見做外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扉体の天板	（扉体の構造を参照しない）	見做外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第2項 第2項 第2項	遮断扉の中心の扉部	（他の構内等から遮断扉により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	電鎖的扉部	（電鎖機により機能の喪失はない）	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖装置	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	操作性	中核制御室確保	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第3項 第3項 第3項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	記録・報告 （扉体、扉体構造、扉体人力）	アテン	A																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖資料	29-3 試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-3 試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第4項 第4項 第4項	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	記録簿	本館の閉鎖として使用し記録簿	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第5項 第5項 第5項	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-4 記録簿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第6項 第6項 第6項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第7項 第7項 第7項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第8項 第8項 第8項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第9項 第9項 第9項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第10項 第10項 第10項	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	閉鎖資料	29-2 配設済																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1号炉</th> <th colspan="2">第2号炉</th> <th colspan="2">第3号炉</th> <th colspan="2">第4号炉</th> <th colspan="2">第5号炉</th> <th colspan="2">第6号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>第1号炉</td> <td>炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第2号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第3号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第4号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第5号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第6号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> </tbody> </table>	第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉		第5号炉		第6号炉		項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	第1号炉	炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第2号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第3号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第4号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第5号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第6号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1号炉</th> <th colspan="2">第2号炉</th> <th colspan="2">第3号炉</th> <th colspan="2">第4号炉</th> <th colspan="2">第5号炉</th> <th colspan="2">第6号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> <td>項目</td> <td>内容</td> </tr> <tr> <td>第1号炉</td> <td>炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第2号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第3号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第4号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第5号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> <tr> <td>第6号炉</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> <td>炉内監視</td> </tr> </tbody> </table>	第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉		第5号炉		第6号炉		項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	第1号炉	炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第2号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第3号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第4号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第5号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	第6号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	<p style="text-align: center;">④の相違</p>
第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉		第5号炉		第6号炉																																																																																																																																																																																									
項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容																																																																																																																																																																																								
第1号炉	炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第2号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第3号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第4号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第5号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第6号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第1号炉		第2号炉		第3号炉		第4号炉		第5号炉		第6号炉																																																																																																																																																																																									
項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容																																																																																																																																																																																								
第1号炉	炉内監視・監視・注力 （炉内の監視・注力）	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第2号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第3号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第4号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第5号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								
第6号炉	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視	炉内監視																																																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</th> <th>中央制御室設置設備 ディアルタ設置</th> <th>船型化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>その他は標準内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>（有効）標準と相違する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>（標準と相違しない）</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>（同一機器等から蒸気源により機能を示す）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>（機能により機能が異なる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>空調ボックス</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況	第4号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	その他は標準内	C	燃費	（有効）標準と相違する	—	汽水	（標準と相違しない）	相違なし	蒸気発生機	（同一機器等から蒸気源により機能を示す）	—	電圧調整機	（機能により機能が異なる）	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	空調ボックス	B	潤滑油	—	—	第3号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—	燃費	—	—	汽水	—	—	蒸気発生機	—	—	電圧調整機	—	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—	潤滑油	—	—	第2号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—	燃費	—	—	汽水	—	—	蒸気発生機	—	—	電圧調整機	—	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—	潤滑油	—	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</th> <th>中央制御室設置設備 ディアルタ設置</th> <th>船型化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号炉</td> <td>燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃費</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汽水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>相違なし</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況	第4号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—	燃費	—	—	汽水	—	—	蒸気発生機	—	—	電圧調整機	—	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—	潤滑油	—	—	第3号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—	燃費	—	—	汽水	—	—	蒸気発生機	—	—	電圧調整機	—	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—	潤滑油	—	—	第2号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—	燃費	—	—	汽水	—	—	蒸気発生機	—	—	電圧調整機	—	—	潤滑油	—	—	操作性	操作手続	相違なし	防護資料	—	—	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—	潤滑油	—	—	<p>【女川】設備名称の相違</p>
設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況																																																																																																																																																																																																		
第4号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	その他は標準内	C																																																																																																																																																																																																		
	燃費	（有効）標準と相違する	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	（標準と相違しない）	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	（同一機器等から蒸気源により機能を示す）	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	（機能により機能が異なる）	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	空調ボックス	B																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
第3号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	燃費	—	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	—	—																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
第2号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	燃費	—	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	—	—																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
設備名（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）		中央制御室設置設備 ディアルタ設置	船型化状況																																																																																																																																																																																																		
第4号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	燃費	—	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	—	—																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
第3号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	燃費	—	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	—	—																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
第2号炉	燃費監視・炉底・炉内 ／炉外の監視／監視機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	燃費	—	—																																																																																																																																																																																																		
	汽水	—	—																																																																																																																																																																																																		
	蒸気発生機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	電圧調整機	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		
	操作性	操作手続	相違なし																																																																																																																																																																																																		
	防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																		
	試験・検査 （検査機、点検機、点検人力）	—	—																																																																																																																																																																																																		
	潤滑油	—	—																																																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																		
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> <tr> <td>緊急停止装置（緊急停止ボタン）</td> <td>○</td> <td>（施設固有設備）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	適合性	備考	設備	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	運用	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）	<p style="color: red;">⑤の相違</p>
項目	内容	適合性	備考																																																																		
設備	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
運用	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		
	緊急停止装置（緊急停止ボタン）	○	（施設固有設備）																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																															
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>シート表示装置（防振機）</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>炉内温度・湿度・圧力 ／壁熱の検出・計測機</td> <td>その他種別内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>（異常に検出を発生する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>（振動を発生しない等）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>燃料棒からの放射</td> <td>（燃料棒検出等から放射線により検出を発生させない等）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料棒探査</td> <td>（検出機により検出が検出されない等）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-3 配置同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保安機</td> <td>中央制御室稼働</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-3 配置同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 （検査機、記録機等・検出機等）</td> <td>検出機検出機</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号炉</td> <td>閉鎖材料</td> <td>本機の増設として設置（検出機）</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-4 検出機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系内設計</td> <td>その他</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他（検出機）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-3 配置同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保安機</td> <td>中央制御室稼働</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-3 配置同</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-5 Aの設置</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-6 存置設定機</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>（異質しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号炉</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>対象外（燃料検出機（又は検出機） ／壁熱（検出機） ／放射線（検出機））</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>対象（サポータあり）／異質な検出機又は検出機</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>29-2 検出機</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		シート表示装置（防振機）	型式記号	第1号炉	炉内温度・湿度・圧力 ／壁熱の検出・計測機	その他種別内	C	異常	（異常に検出を発生する）	—	振動	（振動を発生しない等）	対象外	燃料棒からの放射	（燃料棒検出等から放射線により検出を発生させない等）	—	燃料棒探査	（検出機により検出が検出されない等）	—	閉鎖材料	29-3 配置同	—	保安機	中央制御室稼働	A	閉鎖材料	29-3 配置同	—	試験・検査 （検査機、記録機等・検出機等）	検出機検出機	M	閉鎖材料	29-2 試験及び検査	—	第2号炉	閉鎖材料	本機の増設として設置（検出機）	B	閉鎖材料	29-4 検出機	—	系内設計	その他	A	その他（検出機）	対象外	対象外	閉鎖材料	29-3 配置同	—	保安機	中央制御室稼働	B	閉鎖材料	29-3 配置同	—	閉鎖材料	29-5 Aの設置	A	閉鎖材料	29-6 存置設定機	—	閉鎖材料	（異質しない設備）	—	第3号炉	閉鎖材料	—	—	閉鎖材料	対象外（燃料検出機（又は検出機） ／壁熱（検出機） ／放射線（検出機））	対象外	閉鎖材料	対象（サポータあり）／異質な検出機又は検出機	C	閉鎖材料	29-2 検出機	—		<p style="text-align: center;">①の相違</p>
部材名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		シート表示装置（防振機）	型式記号																																																																															
第1号炉	炉内温度・湿度・圧力 ／壁熱の検出・計測機	その他種別内	C																																																																															
	異常	（異常に検出を発生する）	—																																																																															
	振動	（振動を発生しない等）	対象外																																																																															
	燃料棒からの放射	（燃料棒検出等から放射線により検出を発生させない等）	—																																																																															
	燃料棒探査	（検出機により検出が検出されない等）	—																																																																															
	閉鎖材料	29-3 配置同	—																																																																															
	保安機	中央制御室稼働	A																																																																															
	閉鎖材料	29-3 配置同	—																																																																															
	試験・検査 （検査機、記録機等・検出機等）	検出機検出機	M																																																																															
	閉鎖材料	29-2 試験及び検査	—																																																																															
第2号炉	閉鎖材料	本機の増設として設置（検出機）	B																																																																															
	閉鎖材料	29-4 検出機	—																																																																															
	系内設計	その他	A																																																																															
	その他（検出機）	対象外	対象外																																																																															
	閉鎖材料	29-3 配置同	—																																																																															
	保安機	中央制御室稼働	B																																																																															
	閉鎖材料	29-3 配置同	—																																																																															
	閉鎖材料	29-5 Aの設置	A																																																																															
	閉鎖材料	29-6 存置設定機	—																																																																															
	閉鎖材料	（異質しない設備）	—																																																																															
第3号炉	閉鎖材料	—	—																																																																															
	閉鎖材料	対象外（燃料検出機（又は検出機） ／壁熱（検出機） ／放射線（検出機））	対象外																																																																															
	閉鎖材料	対象（サポータあり）／異質な検出機又は検出機	C																																																																															
閉鎖材料	29-2 検出機	—																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																			
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設） <small>注1：赤字・青字は当該項目が原子炉制御室にとどまるための設備</small>																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 45%;">設備名称</th> <th style="width: 15%;">規格</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>炉内監視・検出・電力 / 炉内ガス検出・監視器</td> <td>その他炉内監視</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>(炉内監視器を参照)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低圧</td> <td>(機室を確保しない)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(炉内監視器からの放射線による影響は考慮されていない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線防護</td> <td>(遮蔽体により放射線が遮断されている)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>監視資料</td> <td>20-2 監視器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手帳</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (耐火性、漏洩検出・検知入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td>監視資料</td> <td>20-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御・検出</td> <td>本機の用途として使用（制御手帳）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号機</td> <td>監視資料</td> <td>20-4 記録器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線計測 その他（放射線計）</td> <td>放射線計測器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号機</td> <td>監視資料</td> <td>20-2 監視器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手帳</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号機</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>言語入力の容易</td> <td>重大事故発生時の情報を本機の自動として設置するもの</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号機</td> <td>監視資料</td> <td>20-6 多重設定機能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利用の容易</td> <td>(未用)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9号機</td> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事故、洪水、火災</td> <td>対策性（固有設備（20-10以下でも取得できない設備） →対策（20-11以下）を認識なし）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第10号機</td> <td>中圧→高圧監視</td> <td>対策性（中圧→高圧監視）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		項目	設備名称	規格	備考	第1号機	炉内監視・検出・電力 / 炉内ガス検出・監視器	その他炉内監視	○	高圧	(炉内監視器を参照)	—	低圧	(機室を確保しない)	○	放射線からの影響	(炉内監視器からの放射線による影響は考慮されていない)	—	放射線防護	(遮蔽体により放射線が遮断されている)	—	第2号機	監視資料	20-2 監視器	—	操作性	操作手帳	○	第3号機	監視資料	—	—	試験・検査 (耐火性、漏洩検出・検知入力)	計測制御設備	○	第4号機	監視資料	20-3 試験及び検査	—	制御・検出	本機の用途として使用（制御手帳）	○	第5号機	監視資料	20-4 記録器	—	放射線計測 その他（放射線計）	放射線計測器	○	第6号機	監視資料	20-2 監視器	—	操作性	操作手帳	○	第7号機	監視資料	—	—	言語入力の容易	重大事故発生時の情報を本機の自動として設置するもの	○	第8号機	監視資料	20-6 多重設定機能	—	利用の容易	(未用)	—	第9号機	監視資料	—	—	環境条件、自然現象、人為事故、洪水、火災	対策性（固有設備（20-10以下でも取得できない設備） →対策（20-11以下）を認識なし）	○	第10号機	中圧→高圧監視	対策性（中圧→高圧監視）	○	監視資料	—	—	①の相違
項目	設備名称	規格	備考																																																																																			
第1号機	炉内監視・検出・電力 / 炉内ガス検出・監視器	その他炉内監視	○																																																																																			
	高圧	(炉内監視器を参照)	—																																																																																			
	低圧	(機室を確保しない)	○																																																																																			
	放射線からの影響	(炉内監視器からの放射線による影響は考慮されていない)	—																																																																																			
	放射線防護	(遮蔽体により放射線が遮断されている)	—																																																																																			
第2号機	監視資料	20-2 監視器	—																																																																																			
	操作性	操作手帳	○																																																																																			
第3号機	監視資料	—	—																																																																																			
	試験・検査 (耐火性、漏洩検出・検知入力)	計測制御設備	○																																																																																			
第4号機	監視資料	20-3 試験及び検査	—																																																																																			
	制御・検出	本機の用途として使用（制御手帳）	○																																																																																			
第5号機	監視資料	20-4 記録器	—																																																																																			
	放射線計測 その他（放射線計）	放射線計測器	○																																																																																			
第6号機	監視資料	20-2 監視器	—																																																																																			
	操作性	操作手帳	○																																																																																			
第7号機	監視資料	—	—																																																																																			
	言語入力の容易	重大事故発生時の情報を本機の自動として設置するもの	○																																																																																			
第8号機	監視資料	20-6 多重設定機能	—																																																																																			
	利用の容易	(未用)	—																																																																																			
第9号機	監視資料	—	—																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事故、洪水、火災	対策性（固有設備（20-10以下でも取得できない設備） →対策（20-11以下）を認識なし）	○																																																																																			
第10号機	中圧→高圧監視	対策性（中圧→高圧監視）	○																																																																																			
	監視資料	—	—																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th style="width: 60%;">事故発生時発生する設備</th> <th style="width: 25%;">重要度区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>B — — — — —</td> </tr> <tr> <td>【設置】 【設置材料】</td> <td>中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>A —</td> </tr> <tr> <td>【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）</td> <td>コアアツ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>【設置材料】</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【設置特性】</td> <td>本機の用途として使用・取替必要</td> <td>B/A</td> </tr> <tr> <td>【設置材料】</td> <td>29-4 系配管</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【設置目的】</td> <td>29配管と29系配管構成</td> <td>A/C</td> </tr> <tr> <td>【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査</td> <td>— — —</td> </tr> <tr> <td>【設置機台】 【設置材料】</td> <td>中央制御室機台 29-3 配管区</td> <td>B —</td> </tr> <tr> <td>【設置場所】 【設置材料】</td> <td>運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台</td> <td>A —</td> </tr> <tr> <td>【設置目的】 【設置材料】</td> <td>（利用しない設備） —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号炉</td> <td>【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>— — — — — — —</td> </tr> </tbody> </table>	箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時発生する設備	重要度区分	第1号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管	B — — — — —	【設置】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管	A —	【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）	コアアツ	A	【設置材料】	29-3 試験及び検査	—	【設置特性】	本機の用途として使用・取替必要	B/A	【設置材料】	29-4 系配管	—	【設置目的】	29配管と29系配管構成	A/C	【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査	— — —	【設置機台】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区	B —	【設置場所】 【設置材料】	運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台	A —	【設置目的】 【設置材料】	（利用しない設備） —	— —	第2号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管	— — — — — — —	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th style="width: 60%;">事故発生時発生する設備</th> <th style="width: 25%;">重要度区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>B — — — — —</td> </tr> <tr> <td>【設置】 【設置材料】</td> <td>中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>A —</td> </tr> <tr> <td>【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）</td> <td>コアアツ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>【設置材料】</td> <td>29-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【設置特性】</td> <td>本機の用途として使用・取替必要</td> <td>B/A</td> </tr> <tr> <td>【設置材料】</td> <td>29-4 系配管</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【設置目的】</td> <td>29配管と29系配管構成</td> <td>A/C</td> </tr> <tr> <td>【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査</td> <td>— — —</td> </tr> <tr> <td>【設置機台】 【設置材料】</td> <td>中央制御室機台 29-3 配管区</td> <td>B —</td> </tr> <tr> <td>【設置場所】 【設置材料】</td> <td>運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台</td> <td>A —</td> </tr> <tr> <td>【設置目的】 【設置材料】</td> <td>（利用しない設備） —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号炉</td> <td>【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】</td> <td>対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管</td> <td>— — — — — — —</td> </tr> </tbody> </table>	箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時発生する設備	重要度区分	第1号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管	B — — — — —	【設置】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管	A —	【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）	コアアツ	A	【設置材料】	29-3 試験及び検査	—	【設置特性】	本機の用途として使用・取替必要	B/A	【設置材料】	29-4 系配管	—	【設置目的】	29配管と29系配管構成	A/C	【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査	— — —	【設置機台】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区	B —	【設置場所】 【設置材料】	運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台	A —	【設置目的】 【設置材料】	（利用しない設備） —	— —	第2号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管	— — — — — — —	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWRにおいては、アニュラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアニュラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時発生する設備	重要度区分																																																																																			
第1号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管	B — — — — —																																																																																		
	【設置】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管	A —																																																																																		
	【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）	コアアツ	A																																																																																		
	【設置材料】	29-3 試験及び検査	—																																																																																		
	【設置特性】	本機の用途として使用・取替必要	B/A																																																																																		
	【設置材料】	29-4 系配管	—																																																																																		
	【設置目的】	29配管と29系配管構成	A/C																																																																																		
	【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査	— — —																																																																																		
	【設置機台】 【設置材料】	中央制御室機台 29-3 配管区	B —																																																																																		
	【設置場所】 【設置材料】	運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台	A —																																																																																		
【設置目的】 【設置材料】	（利用しない設備） —	— —																																																																																			
第2号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管	— — — — — — —																																																																																		
	箇所名、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	事故発生時発生する設備	重要度区分																																																																																		
	第1号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	原子炉建屋原子炉室内 （放射線遮蔽を要する） 高さを満たさない （周辺機器からの放射線により遮蔽を要する可能性がある） （遮蔽高により遮蔽が確保できない） 29-3 配管区、29-4 系配管	B — — — — —																																																																																	
【設置】 【設置材料】		中央制御室機台 29-3 配管区、29-4 系配管	A —																																																																																		
【試験・検査】 （検査性、系統構成、外部入力）		コアアツ	A																																																																																		
【設置材料】		29-3 試験及び検査	—																																																																																		
【設置特性】		本機の用途として使用・取替必要	B/A																																																																																		
【設置材料】		29-4 系配管	—																																																																																		
【設置目的】		29配管と29系配管構成	A/C																																																																																		
【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】		対象外 29-4 配管区、29-4 系配管、29-5 系配管及び検査	— — —																																																																																		
【設置機台】 【設置材料】		中央制御室機台 29-3 配管区	B —																																																																																		
【設置場所】 【設置材料】		運転員への遮蔽 29系配管区機台の遮蔽及び機台の遮蔽等が十分 29-4 系配管区機台	A —																																																																																		
【設置目的】 【設置材料】	（利用しない設備） —	— —																																																																																			
第2号炉	【設置】 【構造】 【材質】 【高さ】 【設置場所】 【設置高さ】 【設置材料】	対象外（放射線遮蔽（鉛20mm以上鉛当りでない設備）一列型（00-1目的の設備等）） 対象（チターム系あり）→ 異なる遮蔽厚（鉛20mm当り） 29-2 車輻照機台、29-3 配管区、29-4 系配管	— — — — — — —																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>原子炉建屋のワークスペース内用設備</th> <th>検査区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内 監視</td> <td>B、H</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(遮蔽)機能を確認する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮るしない</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の安定性</td> <td>(電圧)により機能が低下しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図、39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作、現場操作</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図、39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)</td> <td>その他</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>放射線</td> <td>放射線の発生として検知・制御不能</td> <td>B、H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>放射線からの遮断</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>その他(放射線)</td> <td>対策あり</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作</td> <td>A、B、H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設SAの仕様</td> <td>従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線の発生</td> <td>(発生しない)設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>放射線</td> <td>放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能</td> <td>C、B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		原子炉建屋のワークスペース内用設備	検査区分	第1号機	電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線	原子炉建屋原子炉室内 監視	B、H	遮蔽	(遮蔽)機能を確認する	—	漏水	漏水を遮るしない	作業時	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)	—	電源の安定性	(電圧)により機能が低下しない	—	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—	操作性	中央制御室操作、現場操作	A、B	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—	試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)	その他	N	関連資料	—	—	第2号機	放射線	放射線の発生として検知・制御不能	B、H	関連資料	39-4 系統図	—	遮断設計	放射線からの遮断	A、B	その他(放射線)	対策あり	作業時	関連資料	39-4 系統図	—	放射線	有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作	A、B、H	関連資料	39-2 配管図	—	建設SAの仕様	従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの	A	関連資料	—	—	放射線の発生	(発生しない)設備	—	第3号機	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	作業時	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	C、B	関連資料	39-2 配管図	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備</th> <th>ワークスペース内用設備</th> <th>検査区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内 監視</td> <td>B、H</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(遮蔽)機能を確認する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮るしない</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源の安定性</td> <td>(電圧)により機能が低下しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図、39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作、現場操作</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図、39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)</td> <td>その他</td> <td>N</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2号機</td> <td>放射線</td> <td>放射線の発生として検知・制御不能</td> <td>B、H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>放射線からの遮断</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>その他(放射線)</td> <td>対策あり</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作</td> <td>A、B、H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設SAの仕様</td> <td>従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線の発生</td> <td>(発生しない)設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>放射線</td> <td>放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能</td> <td>作業時</td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能</td> <td>C、B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>39-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		ワークスペース内用設備	検査区分	第1号機	電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線	原子炉建屋原子炉室内 監視	B、H	遮蔽	(遮蔽)機能を確認する	—	漏水	漏水を遮るしない	作業時	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)	—	電源の安定性	(電圧)により機能が低下しない	—	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—	操作性	中央制御室操作、現場操作	A、B	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—	試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)	その他	N	関連資料	—	—	第2号機	放射線	放射線の発生として検知・制御不能	B、H	関連資料	39-4 系統図	—	遮断設計	放射線からの遮断	A、B	その他(放射線)	対策あり	作業時	関連資料	39-4 系統図	—	放射線	有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作	A、B、H	関連資料	39-2 配管図	—	建設SAの仕様	従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの	A	関連資料	—	—	放射線の発生	(発生しない)設備	—	第3号機	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	作業時	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	C、B	関連資料	39-2 配管図	—	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR においては、アニユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアニユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アニユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアニユラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		原子炉建屋のワークスペース内用設備	検査区分																																																																																																																																																								
第1号機	電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線	原子炉建屋原子炉室内 監視	B、H																																																																																																																																																								
	遮蔽	(遮蔽)機能を確認する	—																																																																																																																																																								
	漏水	漏水を遮るしない	作業時																																																																																																																																																								
	放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)	—																																																																																																																																																								
	電源の安定性	(電圧)により機能が低下しない	—																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	操作性	中央制御室操作、現場操作	A、B																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)	その他	N																																																																																																																																																								
	関連資料	—	—																																																																																																																																																								
第2号機	放射線	放射線の発生として検知・制御不能	B、H																																																																																																																																																								
	関連資料	39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	遮断設計	放射線からの遮断	A、B																																																																																																																																																								
	その他(放射線)	対策あり	作業時																																																																																																																																																								
	関連資料	39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	放射線	有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作	A、B、H																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図	—																																																																																																																																																								
	建設SAの仕様	従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの	A																																																																																																																																																								
	関連資料	—	—																																																																																																																																																								
	放射線の発生	(発生しない)設備	—																																																																																																																																																								
第3号機	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	作業時																																																																																																																																																								
	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	C、B																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図	—																																																																																																																																																								
	注釈書：運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		ワークスペース内用設備	検査区分																																																																																																																																																							
	第1号機	電圧・電流・圧力 ノイズの発生/放射線	原子炉建屋原子炉室内 監視	B、H																																																																																																																																																							
		遮蔽	(遮蔽)機能を確認する	—																																																																																																																																																							
		漏水	漏水を遮るしない	作業時																																																																																																																																																							
		放射線からの影響	(周辺機器等から放射線により機能喪失を招かない)	—																																																																																																																																																							
		電源の安定性	(電圧)により機能が低下しない	—																																																																																																																																																							
		関連資料	39-2 配管図、39-4 系統図	—																																																																																																																																																							
操作性		中央制御室操作、現場操作	A、B																																																																																																																																																								
関連資料		39-2 配管図、39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
試験・検査 (適合性、完成確認・再投入)		その他	N																																																																																																																																																								
関連資料		—	—																																																																																																																																																								
第2号機	放射線	放射線の発生として検知・制御不能	B、H																																																																																																																																																								
	関連資料	39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	遮断設計	放射線からの遮断	A、B																																																																																																																																																								
	その他(放射線)	対策あり	作業時																																																																																																																																																								
	関連資料	39-4 系統図	—																																																																																																																																																								
	放射線	有放射線(放射線発生で検知可能) 中央制御室操作	A、B、H																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図	—																																																																																																																																																								
	建設SAの仕様	従来事故等への対応を本案の目的として設計するもの	A																																																																																																																																																								
	関連資料	—	—																																																																																																																																																								
	放射線の発生	(発生しない)設備	—																																																																																																																																																								
第3号機	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	作業時																																																																																																																																																								
	放射線	放射線(放射線発生/放射線発生で検知可能) 放射線発生/放射線発生で検知可能	C、B																																																																																																																																																								
	関連資料	39-2 配管図	—																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																		
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>規格</th> <th>設備資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>【設備基準適合性】 炉内圧力調整弁</td> <td>標準</td> <td>【設備資料】194-1000000</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 安全弁</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 減圧弁</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 逆止弁</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 遮断弁</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機器</td> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>【設備基準適合性】 弁駆動機</td> <td>標準</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格	設備資料	設備	【設備基準適合性】 炉内圧力調整弁	標準	【設備資料】194-1000000	【設備基準適合性】 安全弁	標準	-	【設備基準適合性】 減圧弁	標準	-	【設備基準適合性】 逆止弁	標準	-	【設備基準適合性】 遮断弁	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	機器	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR においては、アンユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンユラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
項目	設備名	規格	設備資料																																																																		
設備	【設備基準適合性】 炉内圧力調整弁	標準	【設備資料】194-1000000																																																																		
	【設備基準適合性】 安全弁	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 減圧弁	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 逆止弁	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 遮断弁	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
機器	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		
	【設備基準適合性】 弁駆動機	標準	-																																																																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																									
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）																																																																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">大飯発電所3号炉制御室にとどまるための設備</th> <th style="width: 40%;">女川原子力発電所2号炉制御室（型式別）</th> <th style="width: 10%;">規格記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>設備構成・配置・圧力/圧力の伝達/伝達経路</td> <td>その他の建設内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>両室</td> <td>（両室に機能を分散する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>両室に設置</td> <td>（両室を並列にしない）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>制御室からの影響</td> <td>（両室機能等から影響を受けたり機能を負うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路法</td> <td>（電線路により機能が分散されない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>両室操作（可搬型）</td> <td>B.2</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査（健全性、点検構成・手順等）</td> <td>共通</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>設計仕様</td> <td>本表の用途として採用一切許す</td> <td>B.3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>多線設計</td> <td>制御室から概正</td> <td>A.4</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>その他（複線等）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>設備構成</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>可搬式の存続</td> <td>その他の建設</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 可搬型仕様書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>可搬式の可搬性</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td>異なる種類の可搬型機の設置</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>設備構成</td> <td>（可搬型機の構成は可搬型機に準ずる）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>設置条件</td> <td>両室（両室設置の考慮は実施しない）</td> <td>A.5</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 設置場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>アクセスルート</td> <td>両室アクセスルートの確保</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>運用条件、自然現象、人為事故、盗水、火災</td> <td>対象外（同一目的の設備なしは代替型機設置なし）</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>緊急一時避難図</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>並</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	大飯発電所3号炉制御室にとどまるための設備	女川原子力発電所2号炉制御室（型式別）	規格記号	第1項	設備構成・配置・圧力/圧力の伝達/伝達経路	その他の建設内	C	両室	（両室に機能を分散する）	—	両室に設置	（両室を並列にしない）	対象外	制御室からの影響	（両室機能等から影響を受けたり機能を負うおそれがない）	—	電線経路法	（電線路により機能が分散されない）	—	関連資料	図-2 配置図		操作性	両室操作（可搬型）	B.2	関連資料	図-3 配置図		試験・検査（健全性、点検構成・手順等）	共通	C	関連資料	図-3 試験及び検査		第2項	設計仕様	本表の用途として採用一切許す	B.3	関連資料	—		並	多線設計	制御室から概正	A.4	並	その他（複線等）	対象外	対象外	並	関連資料	—		並	設備構成	中央制御室操作	B	並	関連資料	図-3 配置図		並	可搬式の存続	その他の建設	C	並	関連資料	図-4 可搬型仕様書		並	可搬式の可搬性	対象外	対象外	並	関連資料	—		第3項	異なる種類の可搬型機の設置	対象外	対象外	関連資料	—		並	設備構成	（可搬型機の構成は可搬型機に準ずる）	—	並	関連資料	図-3 配置図		並	設置条件	両室（両室設置の考慮は実施しない）	A.5	並	関連資料	図-3 設置場所図		並	アクセスルート	両室アクセスルートの確保	A	並	関連資料	—		並	運用条件、自然現象、人為事故、盗水、火災	対象外（同一目的の設備なしは代替型機設置なし）	対象外	並	緊急一時避難図	対象外	対象外	並	関連資料	—		
項目	大飯発電所3号炉制御室にとどまるための設備	女川原子力発電所2号炉制御室（型式別）	規格記号																																																																																																																									
第1項	設備構成・配置・圧力/圧力の伝達/伝達経路	その他の建設内	C																																																																																																																									
	両室	（両室に機能を分散する）	—																																																																																																																									
	両室に設置	（両室を並列にしない）	対象外																																																																																																																									
	制御室からの影響	（両室機能等から影響を受けたり機能を負うおそれがない）	—																																																																																																																									
	電線経路法	（電線路により機能が分散されない）	—																																																																																																																									
	関連資料	図-2 配置図																																																																																																																										
	操作性	両室操作（可搬型）	B.2																																																																																																																									
	関連資料	図-3 配置図																																																																																																																										
	試験・検査（健全性、点検構成・手順等）	共通	C																																																																																																																									
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																																																										
第2項	設計仕様	本表の用途として採用一切許す	B.3																																																																																																																									
	関連資料	—																																																																																																																										
	並	多線設計	制御室から概正	A.4																																																																																																																								
	並	その他（複線等）	対象外	対象外																																																																																																																								
	並	関連資料	—																																																																																																																									
	並	設備構成	中央制御室操作	B																																																																																																																								
	並	関連資料	図-3 配置図																																																																																																																									
	並	可搬式の存続	その他の建設	C																																																																																																																								
	並	関連資料	図-4 可搬型仕様書																																																																																																																									
	並	可搬式の可搬性	対象外	対象外																																																																																																																								
並	関連資料	—																																																																																																																										
第3項	異なる種類の可搬型機の設置	対象外	対象外																																																																																																																									
	関連資料	—																																																																																																																										
	並	設備構成	（可搬型機の構成は可搬型機に準ずる）	—																																																																																																																								
	並	関連資料	図-3 配置図																																																																																																																									
	並	設置条件	両室（両室設置の考慮は実施しない）	A.5																																																																																																																								
	並	関連資料	図-3 設置場所図																																																																																																																									
	並	アクセスルート	両室アクセスルートの確保	A																																																																																																																								
	並	関連資料	—																																																																																																																									
	並	運用条件、自然現象、人為事故、盗水、火災	対象外（同一目的の設備なしは代替型機設置なし）	対象外																																																																																																																								
	並	緊急一時避難図	対象外	対象外																																																																																																																								
並	関連資料	—																																																																																																																										
			①の相違																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（可搬型）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th>二酸化炭素削減計画</th> <th>影響程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計・圧力計</td> <td>そのほかの機電内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(有誤に補正を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>取替後</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		二酸化炭素削減計画	影響程度	第1体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計・圧力計	そのほかの機電内	C	配管	(有誤に補正を要する)	-	圧力計	(指示不全を要しない)	取替後	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	第2体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	第3体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <p style="color: blue;">【再掲】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名</th> <th>二酸化炭素削減計画</th> <th>影響程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計</td> <td>そのほかの機電内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(有誤に補正を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>取替後</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3体</td> <td>機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管からの配管</td> <td>(指示不全を要しない)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名		二酸化炭素削減計画	影響程度	第1体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	そのほかの機電内	C	配管	(有誤に補正を要する)	-	圧力計	(指示不全を要しない)	取替後	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	第2体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	第3体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-	
設備名		二酸化炭素削減計画	影響程度																																																																																																																																																																																																		
第1体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計・圧力計	そのほかの機電内	C																																																																																																																																																																																																		
	配管	(有誤に補正を要する)	-																																																																																																																																																																																																		
	圧力計	(指示不全を要しない)	取替後																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
第2体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
第3体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
設備名		二酸化炭素削減計画	影響程度																																																																																																																																																																																																		
第1体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	そのほかの機電内	C																																																																																																																																																																																																		
	配管	(有誤に補正を要する)	-																																																																																																																																																																																																		
	圧力計	(指示不全を要しない)	取替後																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
第2体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
第3体	機電設備・配管・圧力・圧力計・圧力計	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		
	配管からの配管	(指示不全を要しない)	-																																																																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

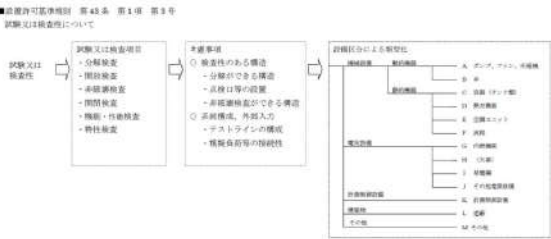

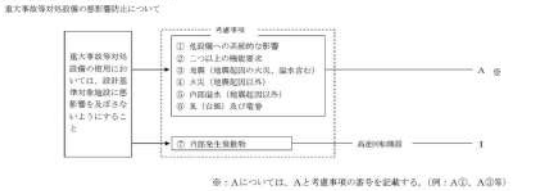
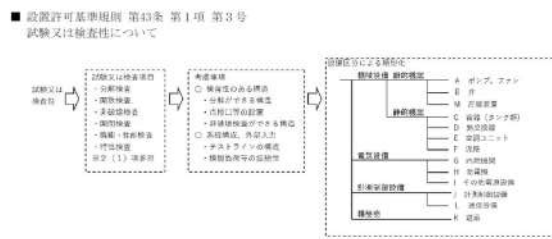
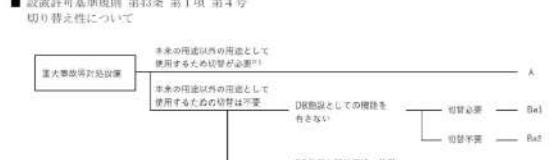

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名・機能名等の詳細説明</th> <th>可搬型設備 (注)</th> <th>設置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機</td> <td>その他機室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に制限を要しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>(防水を要しない)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設計図からの変更</td> <td>(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線の種類</td> <td>(電線径により機内と異なる場合があります)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>設備の設置 / 設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)</td> <td>その他制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計仕様</td> <td>本来の用途として使用し使用し不得</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計図書</td> <td>設計図から修正</td> <td>A, C</td> </tr> <tr> <td>その他 (検査性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Aの取組</td> <td>その他設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Aの取組性</td> <td>工事費削減等</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Bの取組</td> <td>可搬性Bの取組</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>採算効果</td> <td>屋内 (高圧配線の内蔵対象外)</td> <td>A, B</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Cの取組</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Dの取組</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・機能名等の詳細説明	可搬型設備 (注)	設置区分	機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機	その他機室内	C	荷重	(荷重に制限を要しない)	—	防水	(防水を要しない)	対象外	設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)	—	電線の種類	(電線径により機内と異なる場合があります)	—	防護資料	設計に適合	—	操作性	設備の設置 / 設置	—	防護資料	設計に適合	—	制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)	その他制御設備	J	防護資料	設計に適合	—	設計仕様	本来の用途として使用し使用し不得	—	防護資料	—	—	設計図書	設計図から修正	A, C	その他 (検査性)	対象外	対象外	防護資料	—	—	設置場所	中央制御室	—	防護資料	設計に適合	—	可搬性Aの取組	その他設備	C	防護資料	—	—	可搬性Aの取組性	工事費削減等	C	防護資料	—	—	可搬性Bの取組	可搬性Bの取組	—	防護資料	設計に適合	—	採算効果	屋内 (高圧配線の内蔵対象外)	A, B	防護資料	設計に適合	—	安全対策	設計に適合	—	防護資料	設計に適合	—	可搬性Cの取組	設計に適合	—	防護資料	—	—	可搬性Dの取組	設計に適合	—	防護資料	—	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設備名・機能名等の詳細説明</th> <th>可搬型設備 (注)</th> <th>設置区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機</td> <td>(設計図から修正) (機内と異なる場合があります)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に制限を要しない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>(防水を要しない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計図からの変更</td> <td>(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線の種類</td> <td>(電線径により機内と異なる場合があります)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>機内設置 (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>設計に適合</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計仕様</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Aの取組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Aの取組性</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Bの取組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>採算効果</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全対策</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Cの取組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬性Dの取組</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防護資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・機能名等の詳細説明	可搬型設備 (注)	設置区分	設置場所	機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機	(設計図から修正) (機内と異なる場合があります)	—	—	荷重	(荷重に制限を要しない)	—	—	防水	(防水を要しない)	—	—	設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)	—	—	電線の種類	(電線径により機内と異なる場合があります)	—	—	防護資料	設計に適合	—	—	操作性	機内設置 (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります)	—	—	制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)	—	—	—	防護資料	設計に適合	—	—	設計仕様	—	—	—	防護資料	—	—	—	可搬性Aの取組	—	—	—	防護資料	—	—	—	可搬性Aの取組性	—	—	—	防護資料	—	—	—	可搬性Bの取組	—	—	—	防護資料	—	—	—	採算効果	—	—	—	防護資料	—	—	—	安全対策	—	—	—	防護資料	—	—	—	可搬性Cの取組	—	—	—	防護資料	—	—	—	可搬性Dの取組	—	—	—	防護資料	—	—	—	
設備名・機能名等の詳細説明	可搬型設備 (注)	設置区分																																																																																																																																																																																																									
機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機	その他機室内	C																																																																																																																																																																																																									
荷重	(荷重に制限を要しない)	—																																																																																																																																																																																																									
防水	(防水を要しない)	対象外																																																																																																																																																																																																									
設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)	—																																																																																																																																																																																																									
電線の種類	(電線径により機内と異なる場合があります)	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
操作性	設備の設置 / 設置	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)	その他制御設備	J																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
設計仕様	本来の用途として使用し使用し不得	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
設計図書	設計図から修正	A, C																																																																																																																																																																																																									
その他 (検査性)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
設置場所	中央制御室	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
可搬性Aの取組	その他設備	C																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
可搬性Aの取組性	工事費削減等	C																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
可搬性Bの取組	可搬性Bの取組	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
採算効果	屋内 (高圧配線の内蔵対象外)	A, B																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
安全対策	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
可搬性Cの取組	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
可搬性Dの取組	設計に適合	—																																																																																																																																																																																																									
防護資料	—	—																																																																																																																																																																																																									
設備名・機能名等の詳細説明	可搬型設備 (注)	設置区分	設置場所																																																																																																																																																																																																								
機内照明・点検・圧力 / 圧力の監視 / 監視機	(設計図から修正) (機内と異なる場合があります)	—	—																																																																																																																																																																																																								
荷重	(荷重に制限を要しない)	—	—																																																																																																																																																																																																								
防水	(防水を要しない)	—	—																																																																																																																																																																																																								
設計図からの変更	(設計図書等からの変更により機内と異なっていない)	—	—																																																																																																																																																																																																								
電線の種類	(電線径により機内と異なる場合があります)	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																								
操作性	機内設置 (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります) (機内と異なる場合があります)	—	—																																																																																																																																																																																																								
制御・検査 (検査性、非破壊性、外部入力)	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	設計に適合	—	—																																																																																																																																																																																																								
設計仕様	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
可搬性Aの取組	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
可搬性Aの取組性	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
可搬性Bの取組	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
採算効果	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
安全対策	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
可搬性Cの取組	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
可搬性Dの取組	—	—	—																																																																																																																																																																																																								
防護資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																	
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可能)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設備</td> <td>【設備】</td> <td>アンチトラブシステム</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【設備】</td> <td>【設備】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">運用</td> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【運用】</td> <td>【運用】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">体制</td> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> <tr> <td>【体制】</td> <td>【体制】</td> <td>規格適合</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格	備考	設備	【設備】	アンチトラブシステム	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	【設備】	【設備】	規格適合	運用	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	【運用】	【運用】	規格適合	体制	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	【体制】	【体制】	規格適合	<p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR においては、アンユラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアンユラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸入し、アンユラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後、排気筒から排出することで放射性物質の濃度を低減する設計を採用している。 ・また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはアンユラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンプを用いて排気弁を開操作する。
項目	設備名	規格	備考																																																																																																	
設備	【設備】	アンチトラブシステム	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
	【設備】	【設備】	規格適合																																																																																																	
運用	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
	【運用】	【運用】	規格適合																																																																																																	
体制	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	
	【体制】	【体制】	規格適合																																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと非常事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p> 	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第5号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>注：記号の記載については、考慮事項の番号a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1272 715 1809 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-		<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-									

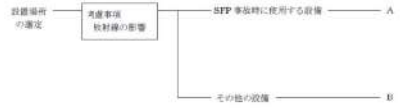






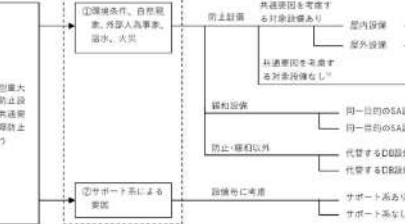
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第42条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型高電圧設備、可搬型パンチキ、可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外</p> <p>原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型高電圧設備、可搬型パンチキ等、可搬型ポンプ等 — B ③、④以外 — C</p> <p>中継数量</p> <p>【考慮事項】 ① プラント定機中等可搬型重大事故等対応設備の機能と要求されない時刻に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、結露・結露、メタセキア、機能確認、一式取替（取替済みの設備との取替含む。）の際に、事前に監督官を喚出してから保守点検するかどうか等）であるかどうか ③、④以外</p> <p>プラント定機中等可搬型重大事故等対応設備の機能と要求されない時刻に保守点検を実施する設備 — A 保守点検中でも使用可能（外観目視、結露・結露、メタセキア、機能確認、一式取替（取替済みの設備との取替含む。）の際に、事前に監督官を喚出してから保守点検するかどうか等）である設備 — B ③、④以外 — C</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管 ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに限る）</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外乱人為事象</p> <p>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（窓等） — C 接続箇所なし — D</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型パンチキ及び可搬型ポンプ等かどうか ③、④以外</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋のホカからホカ又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型パンチキ及び可搬型ポンプ等 — B ③、④以外 — C</p> <p>中継数量もあてて設計方針とする。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対応設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル 母線併結 通信・計装 低圧配電室 水・空気が配管 大口継手 小口継手 油配管、計装付属配管</p> <p>原子炉のサルト・ネジによる接続 — A 専用の接続方法による接続 — D ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所（建屋外から供給するものに限る）</p> <p>【考慮事項】 ・放射線 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外乱人為事象</p> <p>水・電力 — 屋内（壁面含む） — A その他（窓等） — 対象外</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+ a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p> 	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

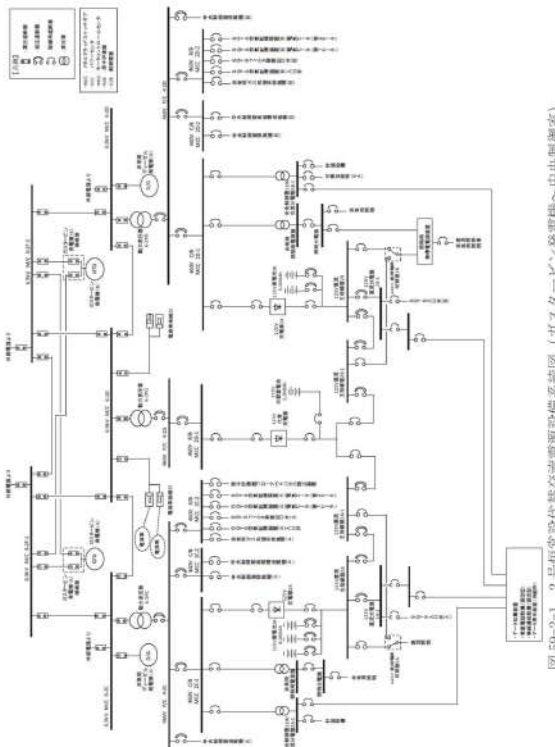
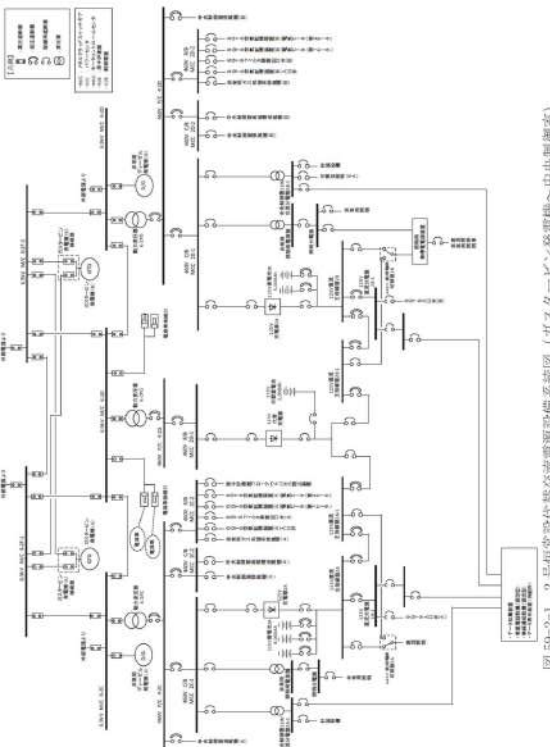
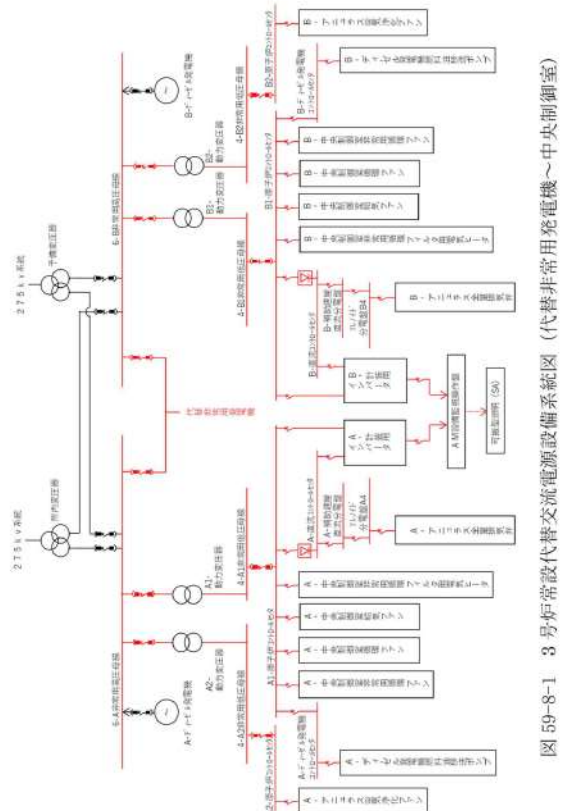
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>59-2 単線結線図</p>	<p>【泊欄は59-8を掲載して比較する。】</p> <p>59-8 単線結線図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・記載箇所が異なるため、泊の「59-8 単線結線図」を移動して比較を実施する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-2-1 2号炉常設代替交流電源設備系統図 (ガスター-トン発電機～中央制御室)</p>	<p>【泊欄は59-8を掲載して比較する。】</p>  <p>図 59-8-1 3号炉常設代替交流電源設備系統図 (代替非常用発電機～中央制御室)</p>	<p>差異理由</p>

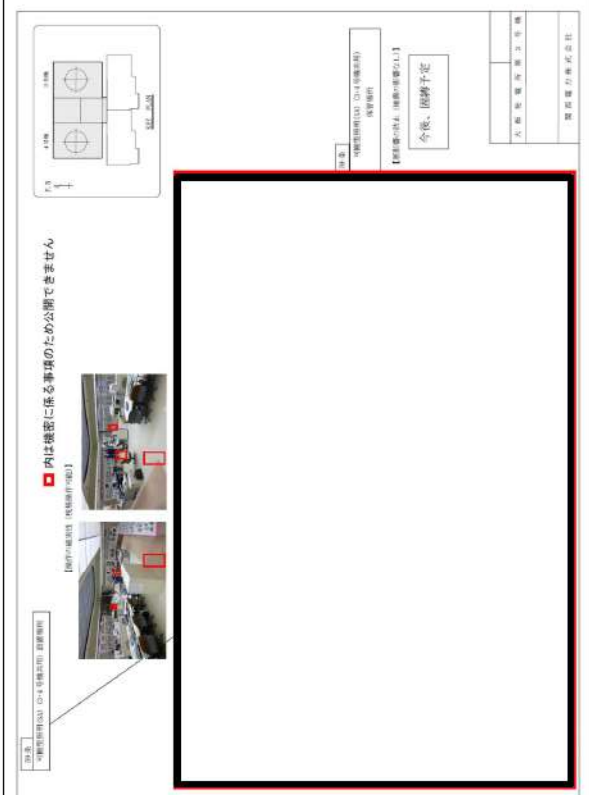
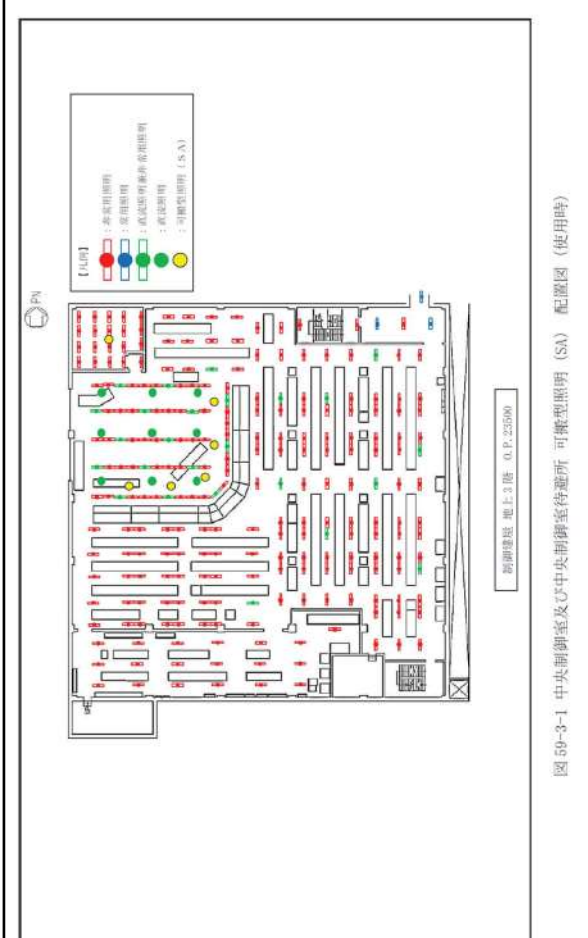
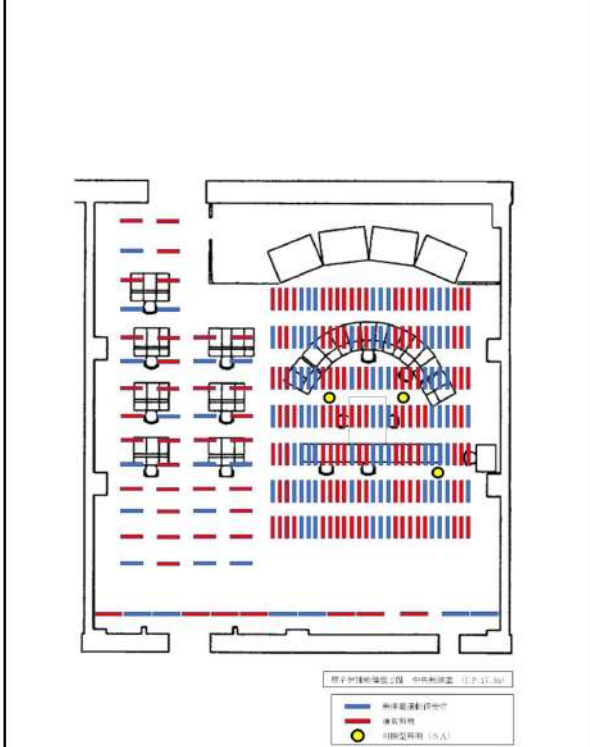
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-2 配置図</p> <p>3号炉</p>	<p>59-3 配置図</p>	<p>59-2 配置図</p> <div data-bbox="1489 973 1809 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準事故対処設備等</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置図については比較のため、大飯の掲載順を女川に合わせて再構成している。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3号炉と4号炉を区別して記載している。 <p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は凡例を記載。

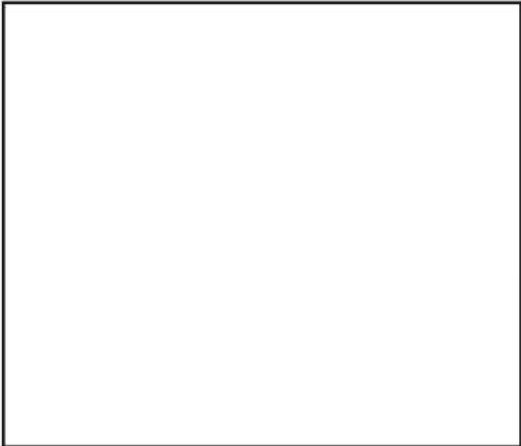
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-5を掲載】</p> 	 <p>図59-3-1 中央制御室及び中央制御室待避所 可搬型照明 (SA) 配置図 (使用時)</p>	 <p>図59-2-1 中央制御室 可搬型照明 (SA) 配置図 (使用時)</p>	

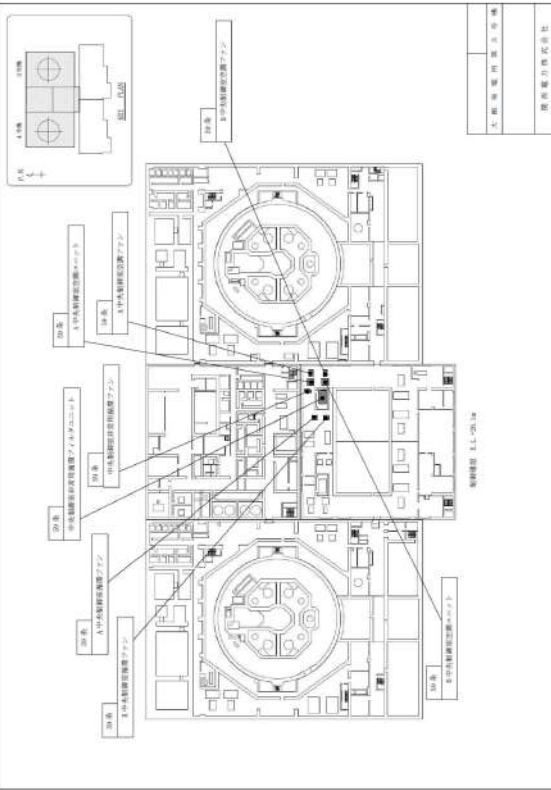
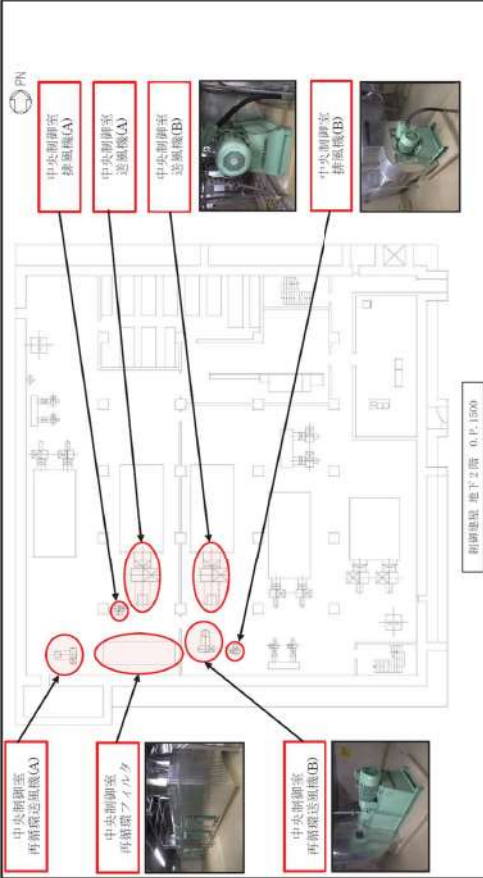
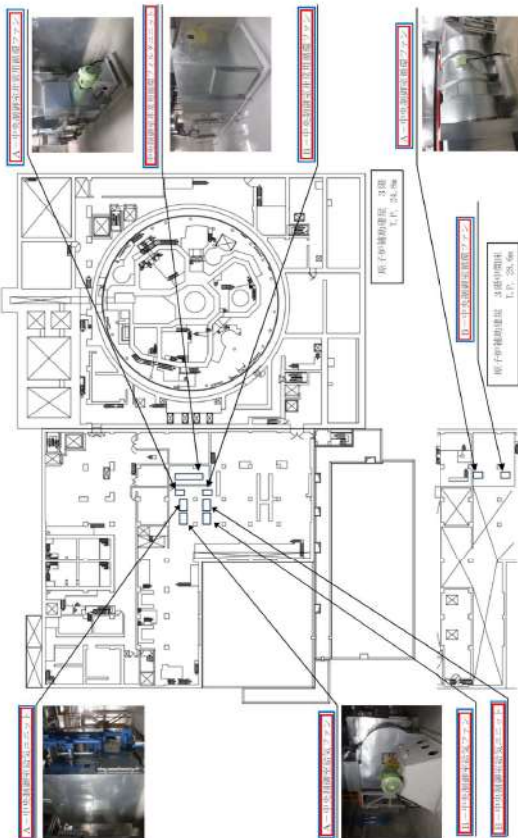
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

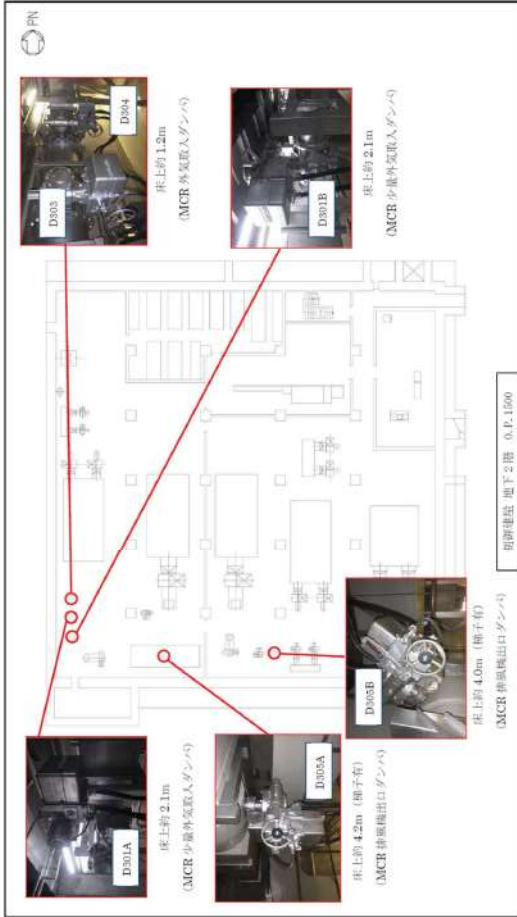
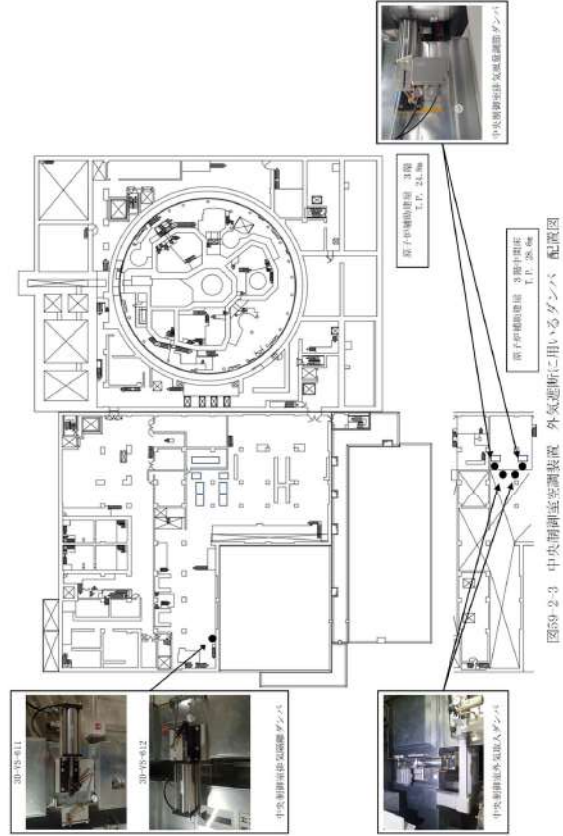
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="750 708 1102 751">図 59-3-2 中央制御室待避所正圧化バウンダリ 配置図 (制御建屋地上3階)</p> <div data-bbox="916 772 1229 799" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="920 777 1225 794">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1834 229 1910 248">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

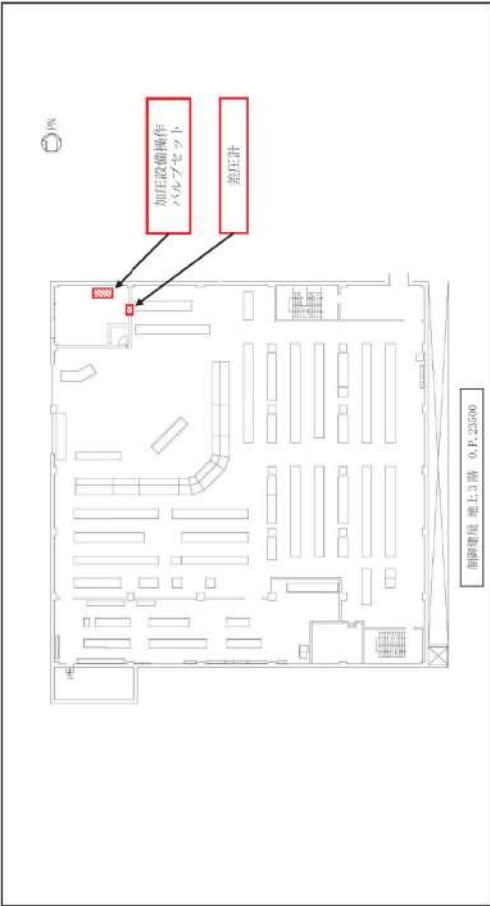
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-6を掲載】</p> 	 <p>図59-3-3 中央制御室換気空調系設備 配置図 (制御室地下2階 0.F.1500)</p>	 <p>図59-2-2 中央制御室空調系装置 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-2-4 中央制御室燃気空調系統給気及び排気隔離ファン配置図 (制御室地下2階)</p>	 <p>図59-2-3 中央制御室空調装置 外気遮断に用いるファン配置図</p>	

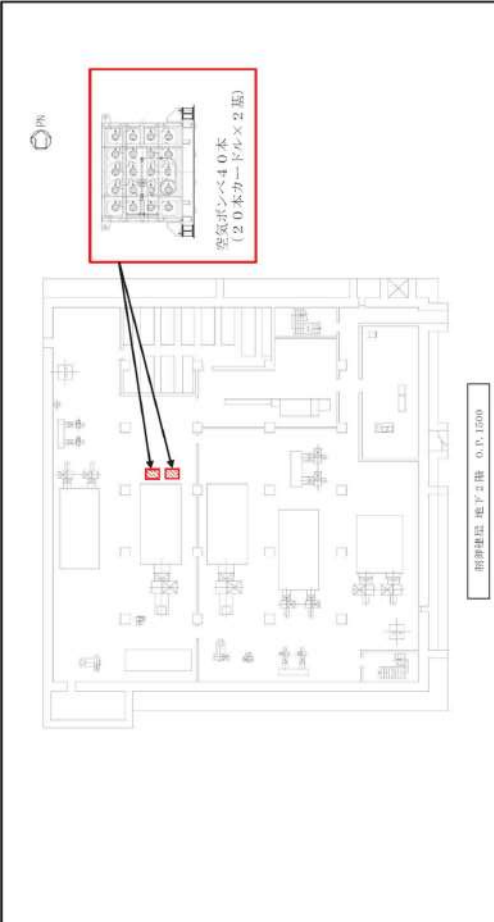
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p style="text-align: center;">制御建屋 地上3階 O.P.23500</p> <p style="text-align: center;">図 59-3-5 中央制御室待機所加圧設備 配置図 (その1) (制御建屋地上3階)</p>		<p>①の相違</p>

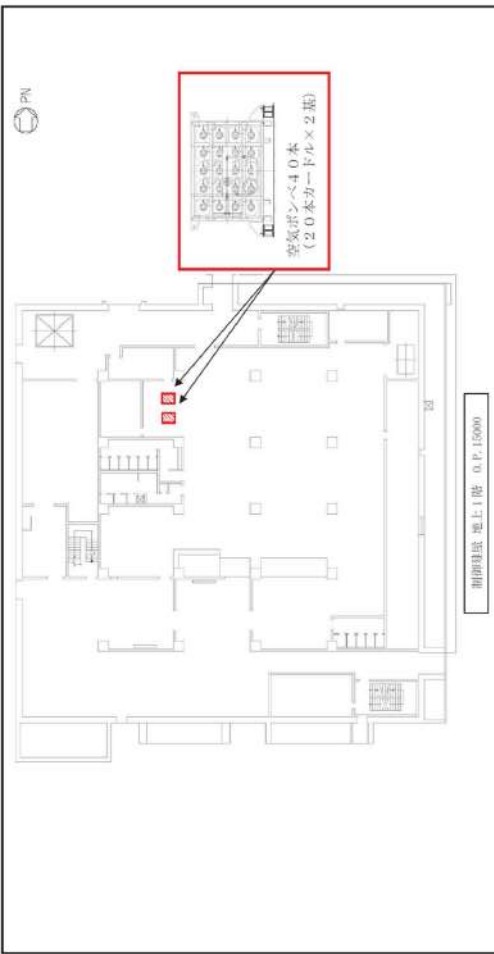
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-6 中央制御室待機所加圧設備 配置図（その2） （制御室地下2階）</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-0-7 中央制御室待機所加圧設備 配置図 (その3) (制御室屋上1階)</p>		<p>①の相違</p>

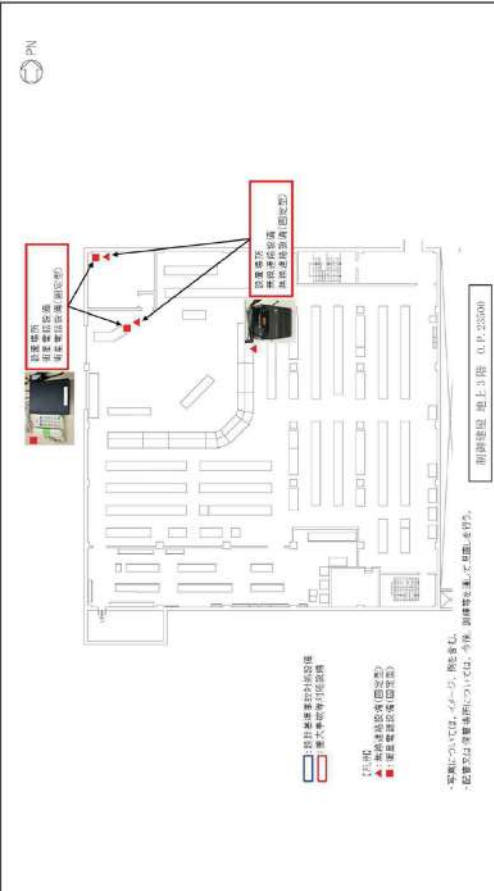
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<div data-bbox="672 239 1153 1085" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1153 454 1176 925" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 図 05F-57-9 中核制御室運転員及び中核制御室待機所運転員配置図(その2) </div> <div data-bbox="1198 239 1220 566" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;"> 内容の相違は重要機密の漏洩から公開できません。 </div>		<p>①の相違</p>

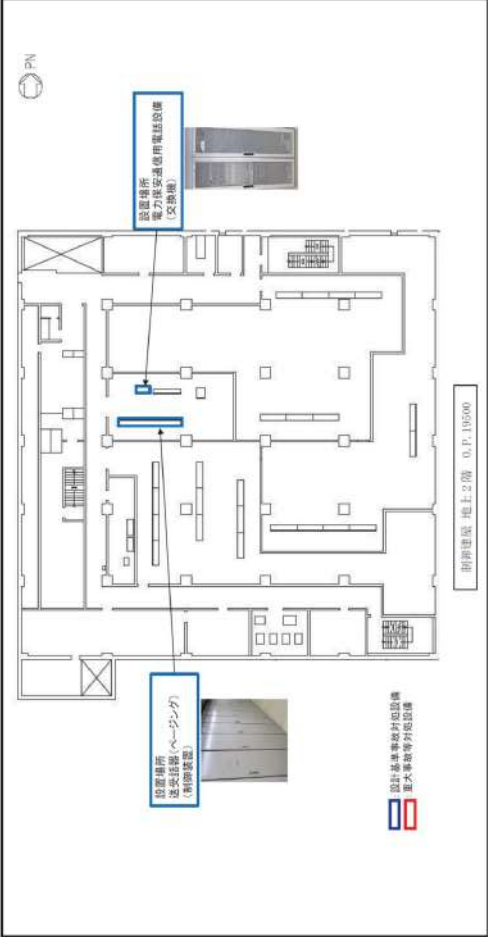
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-10 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）配置図 （制御建屋地上3階）</p>		<p>①の相違</p>

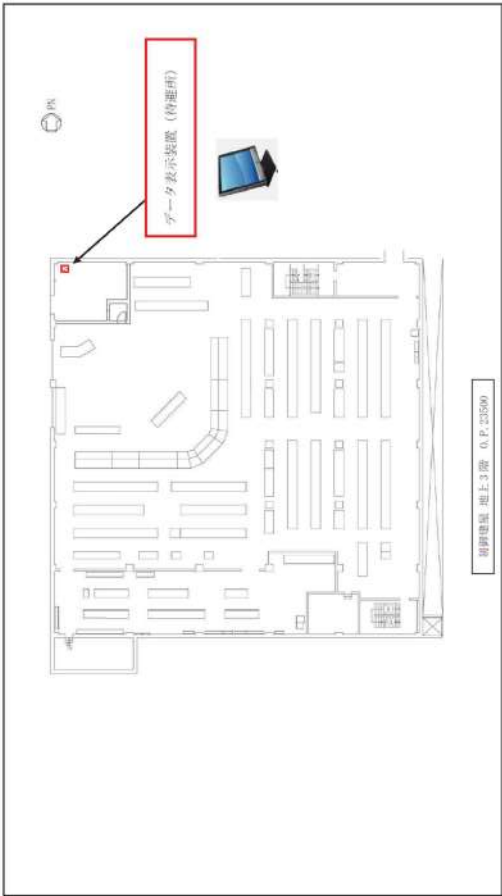
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

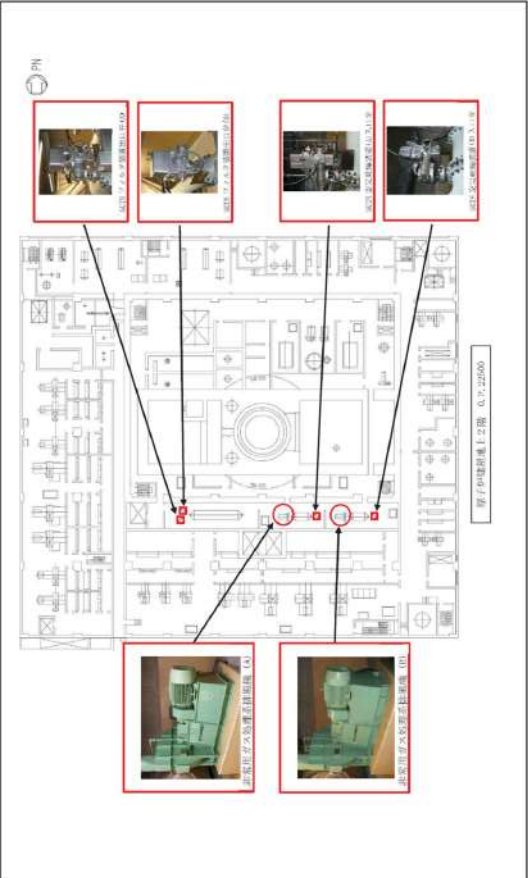
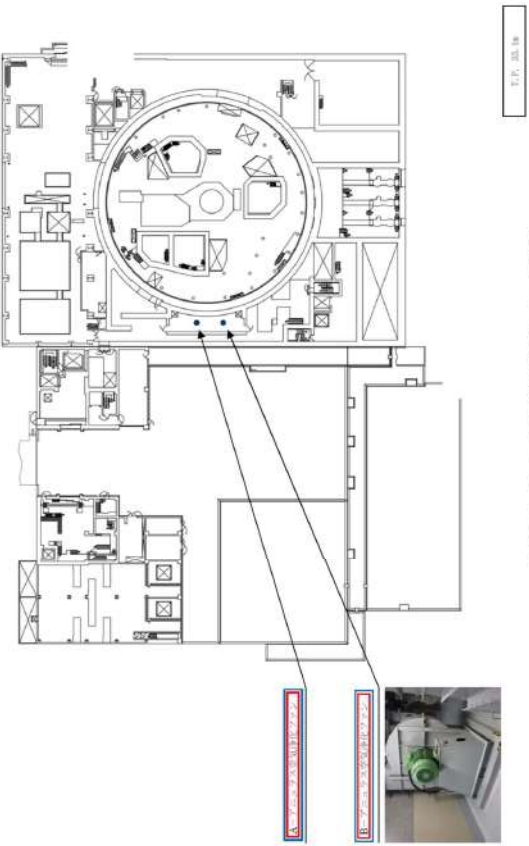
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-11 送受話器 (ページング) 及び電力係安通信用電話設備 (交換機) 配置図 (制御室 地上2階 0.P.10500) (制御室地上2階)</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

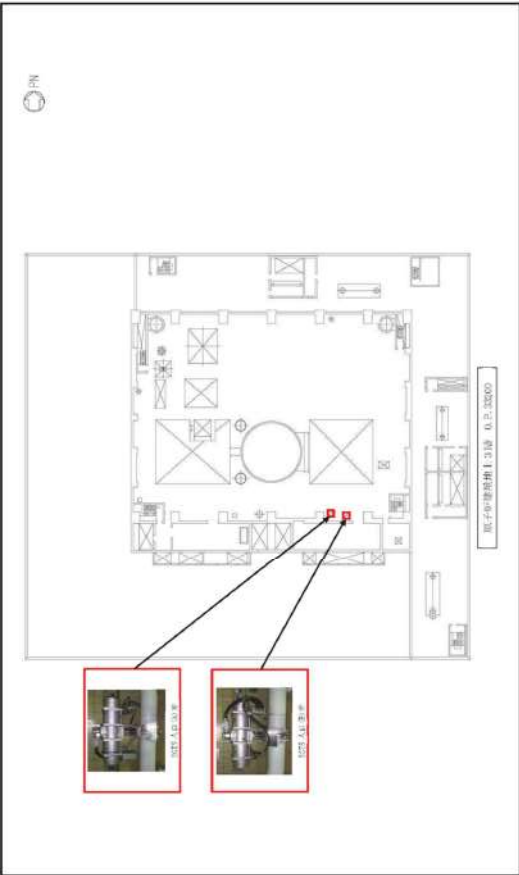
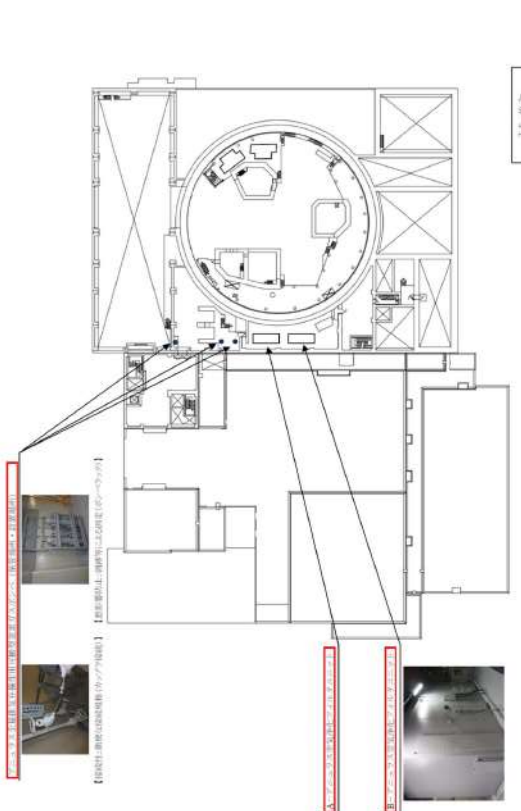
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="1137 624 1160 815">制御室 地上3階 0.P.33500</p> <p data-bbox="1189 523 1234 858">図 59-3-12 データ表示装置（待避所）配置図 （制御建屋地上3階）</p>		<p data-bbox="1832 229 1912 252">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-3-14 非常用ガス処理系 配置図 (原子炉建屋地上2階)</p>	 <p>図59-2-5 アニユラス空気浄化ファン 配置図</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-3-15 非常用ガス処理系 配置図 (原子炉建屋地上3階)</p>	 <p>図 59-2-6 中央制御室 アニュラス空気浄化設備 配置図</p>	<p>②の相違</p>

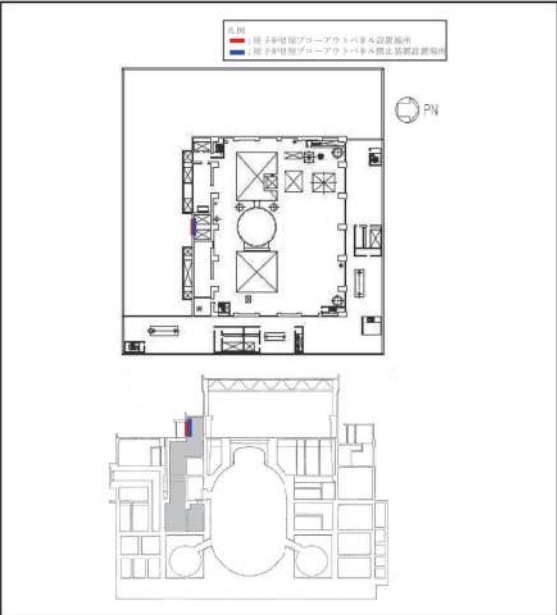
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="1153 486 1176 837">図59-3-16 非常用ガス処理系 配管図（中央制御室）</p> <p data-bbox="1198 247 1220 590">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1792 582 1814 758">図59-2-7 排気筒 配管図</p>	<p data-bbox="1836 231 1915 247">②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="734 866 1160 911">図 59-3-17 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 配置図 (原子炉建屋地上3階)</p>		<p data-bbox="1832 228 1912 252">②の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

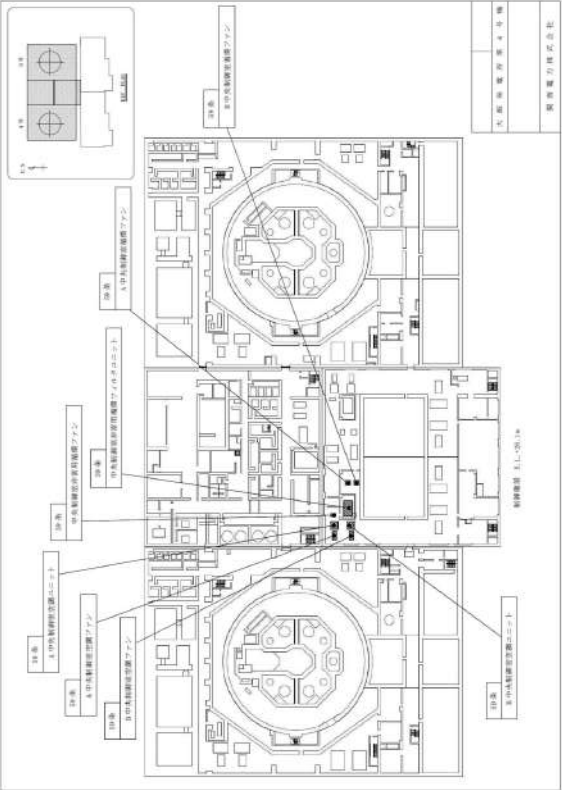
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-7を掲載】</p> <p>4号炉</p>			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【大飯欄はp59-2-8を掲載】</p> 			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	59-4 系統図	59-4 系統図	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

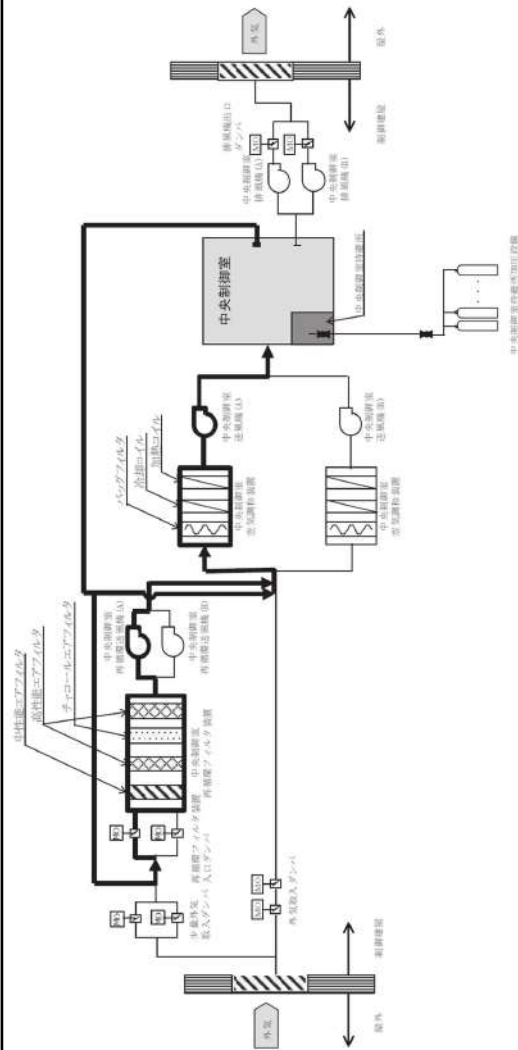


図 59-4-2 中央制御室換気空調系 系統概要図 (中央制御室事故時運転モード時)

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	全開→全閉	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
②	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
③	A-中央制御室循環ファン出口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
④	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
⑤	A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ	全開→調整開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
⑥	A-中央制御室循環風量調節ダンパ	全開→調整開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
⑦	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全開→全開	原子伊補助建屋 24.8a	手動操作	-
⑧	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑨	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源

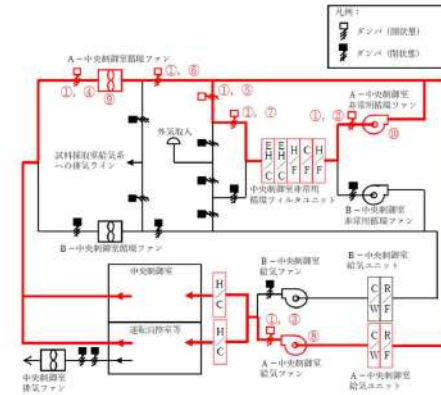
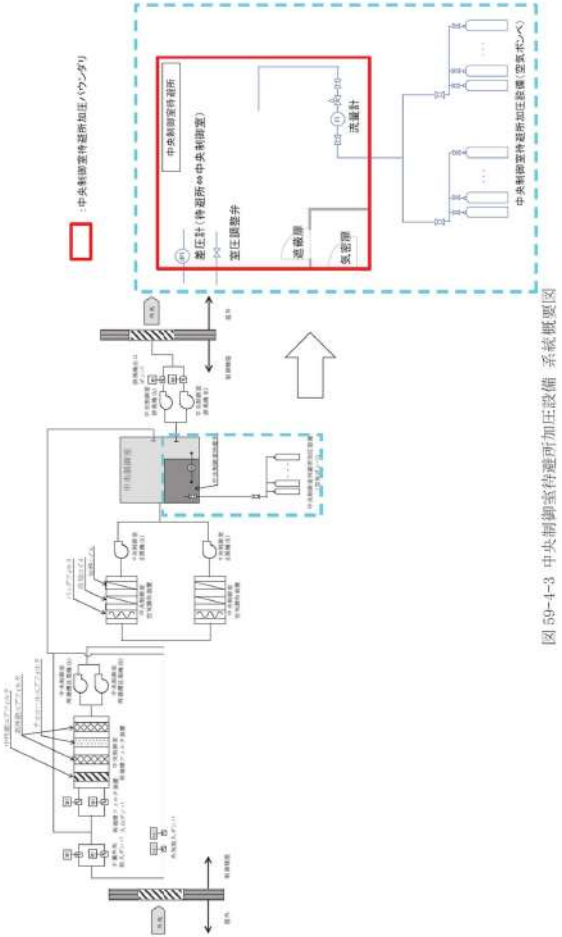


図 59-4-2 中央制御室空調装置 閉回路循環運転時 (A系列運転中・全交流動力電源が喪失した場合)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-4-3 中央制御室待機所(待機所)の中央制御室 系統概要図</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図 59-4-4 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）系統概要図</p>		<p>①の相違</p>

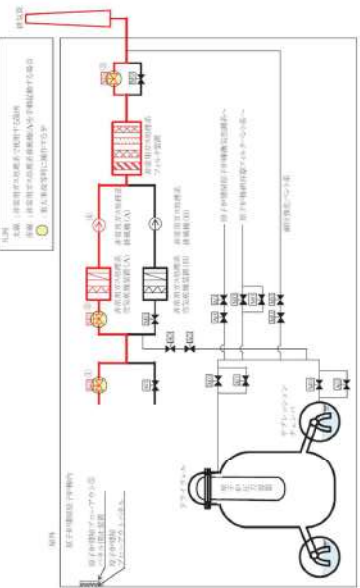
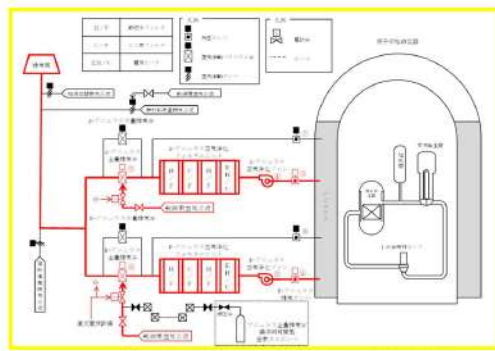
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>図 59-4-6 操作概要図 無線通信設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (固定型) (制御建屋地上3階)</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>運転の相違</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>非常用ガス処理系入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> <td rowspan="5">SAS-A系手動起動スイッチによる 運転同一様</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>非常用ガス処理系空気配管入口弁</td> <td>全閉→調整開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>非常用ガス処理系アイソメータ配管出口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>非常用ガス処理系排気機</td> <td>停止→起動</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>原子炉建屋ゾローアクトバルブの停止装置</td> <td>全閉→全開</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	運転の相違	操作方法	備考	①	非常用ガス処理系入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	SAS-A系手動起動スイッチによる 運転同一様	②	非常用ガス処理系空気配管入口弁	全閉→調整開	スイッチ操作	③	非常用ガス処理系アイソメータ配管出口弁	全閉→全開	スイッチ操作	④	非常用ガス処理系排気機	停止→起動	スイッチ操作	⑤	原子炉建屋ゾローアクトバルブの停止装置	全閉→全開	スイッチ操作	 <p>図59-4-7 非常用ガス処理系 系統概要図 (非常用ガス処理系(A)を手動起動する場合)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>うち1台使用 交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-アニュラス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-アニュラス排気ダンパ</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-アニュラス全量排気弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-アニュラス全量排気弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>A系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>B-アニュラス戻りダンパ</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>B系使用時 直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図59-4-3 アニュラス空気浄化設備 系統概要図(全交流動力電源及び直流電源が健全である場合)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源	②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作		③	A-アニュラス排気ダンパ	全開→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	④	B-アニュラス排気ダンパ	全開→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	⑤	A-アニュラス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	⑥	B-アニュラス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	⑦	A-アニュラス戻りダンパ	全開→調整開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気	⑧	B-アニュラス戻りダンパ	全開→調整開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気	<p>②の相違</p>
No	機器名称	運転の相違	操作方法	備考																																																																															
①	非常用ガス処理系入口弁	全閉→全開	スイッチ操作	SAS-A系手動起動スイッチによる 運転同一様																																																																															
②	非常用ガス処理系空気配管入口弁	全閉→調整開	スイッチ操作																																																																																
③	非常用ガス処理系アイソメータ配管出口弁	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
④	非常用ガス処理系排気機	停止→起動	スイッチ操作																																																																																
⑤	原子炉建屋ゾローアクトバルブの停止装置	全閉→全開	スイッチ操作																																																																																
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																														
①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源																																																																														
②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作																																																																															
③	A-アニュラス排気ダンパ	全開→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
④	B-アニュラス排気ダンパ	全開→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑤	A-アニュラス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑥	B-アニュラス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑦	A-アニュラス戻りダンパ	全開→調整開	中央制御室	連動	A系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														
⑧	B-アニュラス戻りダンパ	全開→調整開	中央制御室	連動	B系使用時 直流電源 制御用空気																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>No</td> <td>機器名称</td> <td>状態の変化</td> <td>操作場所</td> <td>操作方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>非常用ガス処理系入口弁(0)</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>非常用ガス処理系空気乾燥装置(0)入口弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>非常用ガス処理系アモルファス排気装置(0)入口弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>非常用ガス処理系排気装置(0)</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>原子炉建屋ブローアウトバネの閉止装置</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	非常用ガス処理系入口弁(0)	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作		②	非常用ガス処理系空気乾燥装置(0)入口弁	全開→調整開	中央制御室	スイッチ操作		③	非常用ガス処理系アモルファス排気装置(0)入口弁	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作		④	非常用ガス処理系排気装置(0)	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作		⑤	原子炉建屋ブローアウトバネの閉止装置	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作		<p>機名</p> <p>図 59-1-8 非常用ガス処理系 系統概要図 (非常用ガス処理系(B)を起動する場合)</p>	<table border="1"> <tr> <td>No</td> <td>機器名称</td> <td>状態の変化</td> <td>操作場所</td> <td>操作方法</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>D-VS-653制御用空気供給弁</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉補助建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>試料採取室排気隔離ダンバ</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉補助建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>B-アモルファス排気ダンバ</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>V-VS-102B制御用空気供給弁</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>1系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁1</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>2系使用時</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁2</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル減圧弁</td> <td>全開→調整開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル出口弁</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>V-VS-102B窒素供給弁 (SA対策)</td> <td>全開→全開</td> <td>原子炉建屋 40.3n</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>B-アモルファス空気浄化ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源 直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>B-アモルファス全量排気弁</td> <td>全開→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td></td> </tr> </table> <p>②の相違</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	D-VS-653制御用空気供給弁	全開→全開	原子炉補助建屋 40.3n	手動操作	—	②	試料採取室排気隔離ダンバ	全開→全開	原子炉補助建屋 40.3n	手動操作	—	③	B-アモルファス排気ダンバ	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—	④	V-VS-102B制御用空気供給弁	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—	⑤	ホース	ホース接続	原子炉建屋 40.3n	接続操作	—	⑥	アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	1系使用時	⑦	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁1	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作		⑧	アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	2系使用時	⑨	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁2	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作		⑩	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル減圧弁	全開→調整開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—	⑪	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル出口弁	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—	⑫	V-VS-102B窒素供給弁 (SA対策)	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—	⑬	B-アモルファス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源 直流電源 制御用空気	⑭	B-アモルファス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動		<p>②の相違</p>
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																												
①	非常用ガス処理系入口弁(0)	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																													
②	非常用ガス処理系空気乾燥装置(0)入口弁	全開→調整開	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																													
③	非常用ガス処理系アモルファス排気装置(0)入口弁	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																													
④	非常用ガス処理系排気装置(0)	停止→起動	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																													
⑤	原子炉建屋ブローアウトバネの閉止装置	全開→全開	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																													
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																												
①	D-VS-653制御用空気供給弁	全開→全開	原子炉補助建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
②	試料採取室排気隔離ダンバ	全開→全開	原子炉補助建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
③	B-アモルファス排気ダンバ	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
④	V-VS-102B制御用空気供給弁	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
⑤	ホース	ホース接続	原子炉建屋 40.3n	接続操作	—																																																																																																																												
⑥	アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	1系使用時																																																																																																																												
⑦	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁1	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作																																																																																																																													
⑧	アモルファス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	2系使用時																																																																																																																												
⑨	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル入口弁2	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作																																																																																																																													
⑩	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル減圧弁	全開→調整開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
⑪	アモルファス全量排気弁操作用窒素供給パネル出口弁	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
⑫	V-VS-102B窒素供給弁 (SA対策)	全開→全開	原子炉建屋 40.3n	手動操作	—																																																																																																																												
⑬	B-アモルファス空気浄化ファン	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源 直流電源 制御用空気																																																																																																																												
⑭	B-アモルファス全量排気弁	全開→全開	中央制御室	連動																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-3 アクセスルート</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊では、アクセスルート図は技術的能 力1.0.2にて整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 240 136 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>■ 事件対象箇所 ● アクセスルート ■ 経路線</p> </div> <div data-bbox="85 357 136 922" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故等時アクセスルート図(第59条関連)〔屋内〕 ■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="147 272 640 1023" style="border: 2px solid red; height: 470px; width: 220px; margin: 10px auto;"></div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 272 129 363" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>図中の赤線は アクセスルート を指します</p> </div> <div data-bbox="107 427 129 896" style="margin-top: 10px;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故等時アクセスルート図〔第59条関連〕〔屋内〕</p> </div> <div data-bbox="145 347 168 593" style="margin-top: 10px;"> <p>■ 内は指定に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="174 244 645 994" style="border: 2px solid red; height: 470px; margin-top: 10px;"> </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。


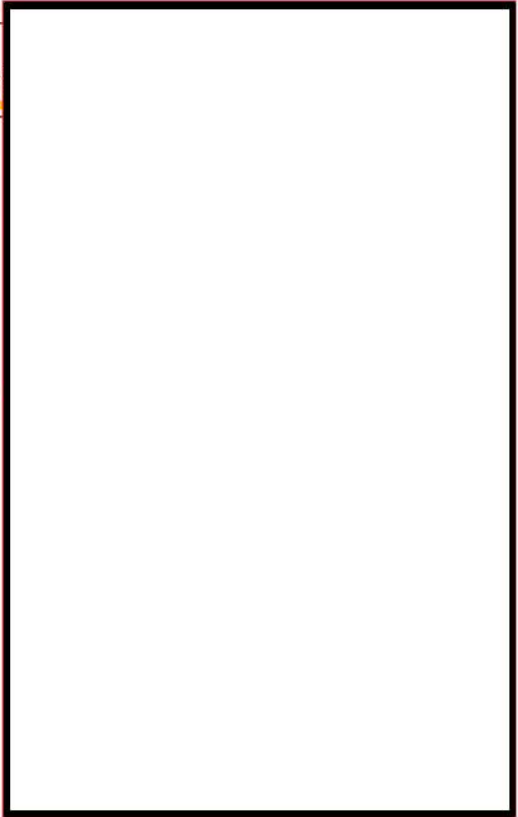
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="91 240 136 336" style="float: left; margin-bottom: 5px;"> </div> <div data-bbox="85 411 107 906" style="float: left; margin-bottom: 5px;"> 大飯発電所3、4号機 重大事故時アクセスルート図(第59条関連)〔屋内〕 </div> <div data-bbox="107 352 129 611" style="float: left; margin-bottom: 5px;"> ■ 内は機密に係る事項のため公開できません </div> <div data-bbox="141 236 645 1034" style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"> </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="85 268 129 354" style="float: left; margin-bottom: 5px;">  </div> <div data-bbox="85 375 129 938" style="float: left;"> <p>大飯発電所3、4号機 重大事故等時アクセスルート図(第59条関連)【図内】 □内は機室に係る事項のため公開できません</p> </div> <div data-bbox="129 236 645 1056" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;">  </div>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、アクセスルート図は技術的能力1.0.2にて整理している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-4 試験・検査説明資料</p> <p>3号炉</p>	<p>59-5 試験及び検査</p>	<p>【泊欄は59-3を掲載して比較する。】</p> <p>59-3 試験・検査説明資料</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は3号炉と4号炉を区別して記載している。</p>

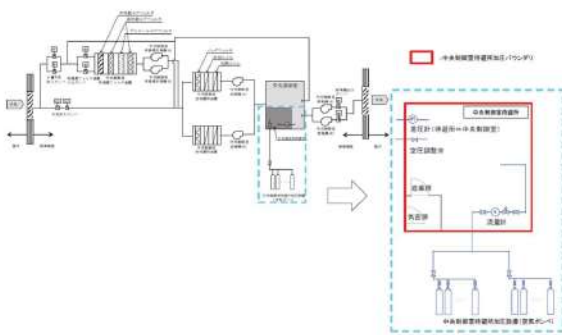
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由													
	<p>中央制御室待避所加圧設備の試験及び検査について</p> <p>中央制御室待避所加圧設備については、原子炉の運転中又は停止中に表59-5-2に示す試験・検査が可能な設計とする。</p> <p>表 59-5-2 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="696 359 1223 568"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンプ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中央制御室待避所の正圧化試験】</p> <p>(1) 概要 中央制御室待避所の気密性に関する試験・検査として、原子炉停止中において、正圧化試験を実施する。</p> <p>(2) 試験内容 中央制御室待避所加圧設備の操作対象弁を開として、中央制御室待避所を加圧し、中央制御室待避所と中央制御室で正圧化に必要な差圧を確保できることを確認する。（正圧化に必要な差圧については、(P. 59-6-2)を参照） 中央制御室待避所の正圧化試験のパウナダリ構成図を図59-5-2に示す。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認	外観検査	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認	停止中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認		<p>①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認														
	外観検査	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認														
停止中	機能・性能試験	空気ポンプ残圧の確認 中央制御室待避所の正圧化試験														
	外観確認	中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）の表面状態の外観の確認														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-5-2 中央制御室待避所の正圧化試験におけるバウンダリ構成図</p>		<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

重要設備 長期点検計画・整備表 (03-1034)

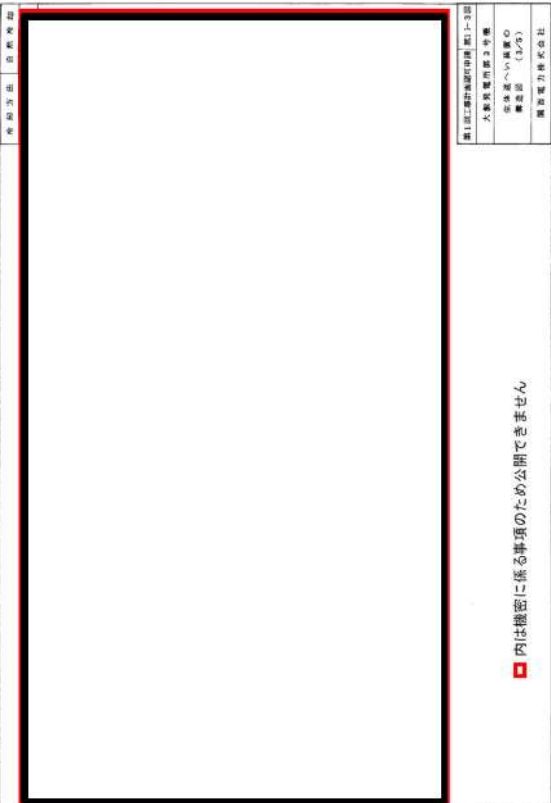
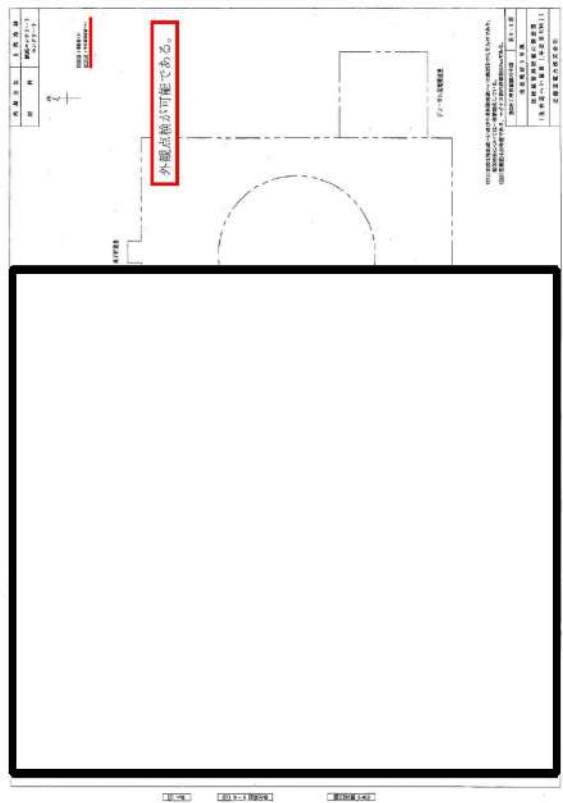
項目	設備名	種別	点検頻度	整備頻度	備考
1. 炉内設備	炉内監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	中央制御室設置
2. 炉外設備	炉外監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
3. 制御室設備	制御室監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
4. 燃料設備	燃料監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
5. 冷却設備	冷却監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
6. 安全設備	安全監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
7. 電気設備	電気監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
8. 水質監視設備	水質監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
9. 放射線監視設備	放射線監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
10. その他	その他監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	

項目	設備名	種別	点検頻度	整備頻度	備考
1. 炉内設備	炉内監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	中央制御室設置
2. 炉外設備	炉外監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
3. 制御室設備	制御室監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
4. 燃料設備	燃料監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
5. 冷却設備	冷却監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
6. 安全設備	安全監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
7. 電気設備	電気監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
8. 水質監視設備	水質監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
9. 放射線監視設備	放射線監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	
10. その他	その他監視カメラ	監視カメラ	1回/1週間	1回/1週間	

【女川】大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第1項に規定する事項のうち、(1)～(3)は、 大飯発電所3号炉 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 に関する事項である。</p> <p>■ 内は機密に係る事項のため公開できません</p>		 <p>外部活動が可能である。</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
	<p>○ 中央制御室換気空調系の試験及び検査について 中央制御室換気空調系における試験及び検査は、表59-5-3のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表59-5-3 中央制御室換気空調系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="669 331 1225 539"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 機器とは以下のとおり： 中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>○ 中央制御室空調装置の試験及び検査について 中央制御室空調装置の試験及び検査は、表59-3-2のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表59-3-2 中央制御室空調装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1296 328 1803 531"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各機器^(*)各部の状態を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>各機器^(*)の表面状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 各機器とは以下の通り： 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニット。ただし、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは分解検査として開放点検時の目視による確認を実施。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認	<p>【女川】記載表現の相違 【大飯】女川審査実績の反映</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認																															
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	分解検査	機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																															
	外観確認	機器 ^(*) の表面状態の確認																															
発電用原子炉の状態	項目	内容																															
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																															
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認																															
	分解検査	各機器 ^(*) 各部の状態を目視等で確認																															
	外観確認	各機器 ^(*) の表面状態の確認																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

機器又は系統名	表記(機器名)	点検及び試験の項目	検査方式 又は 試験方法	検査名	備考 (○内は適用する 原簿(原簿形式) 記載内容に依拠)
機器又は系統名	炉アニュウラス空気をファン・電動機	1.点検 2.分解点検 3.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高 高 高	高 CBM IF	電動機 電動機(1M) 炉アニュウラス空気をファンアルター 機 炉アニュウラス空気をファンアルター 機 炉アニュウラス空気をファンアルター 機
	炉アニュウラス空気をファン・電動機	1.点検 2.分解点検 3.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高 高 高	高 CBM IF	電動機 電動機(1M) 炉アニュウラス空気をファンアルター 機 炉アニュウラス空気をファンアルター 機
	炉アニュウラス空気をファン・電動機	1.点検 2.分解点検 3.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高 高 高	高 CBM IF	電動機 電動機(1M) 炉アニュウラス空気をファンアルター 機 炉アニュウラス空気をファンアルター 機
	炉アニュウラス空気をファン・電動機	1.点検 2.分解点検 3.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高 高 高	高 CBM IF	電動機 電動機(1M) 炉アニュウラス空気をファンアルター 機 炉アニュウラス空気をファンアルター 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機
	中央制御室非常用換気ファン・電動機	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室非常用換気ファン・電動機 機

3号機

○ 中央制御室換気空調系の点検計画について
 中央制御室換気空調系は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時
 においても使用する既設設備であり、これまでに試験・検査を実施している。
 表59-5-4に、女川原子力発電所 第2号機の点検計画を示す。

表59-5-4 女川原子力発電所 第2号機 保全計画 (第11保全サイクル)
 (中央制御室換気空調系)

機器又は系統名	検査項目	検査頻度	検査方法	検査名	備考
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	

機器又は系統名	検査項目	検査頻度	検査方法	検査名	備考
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	
中央制御室換気空調系	1.運転-性能試験 (より高圧アルタ)	高	高	中央制御室換気空調系 機	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：O3-16-144</p>		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：HT3-40</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

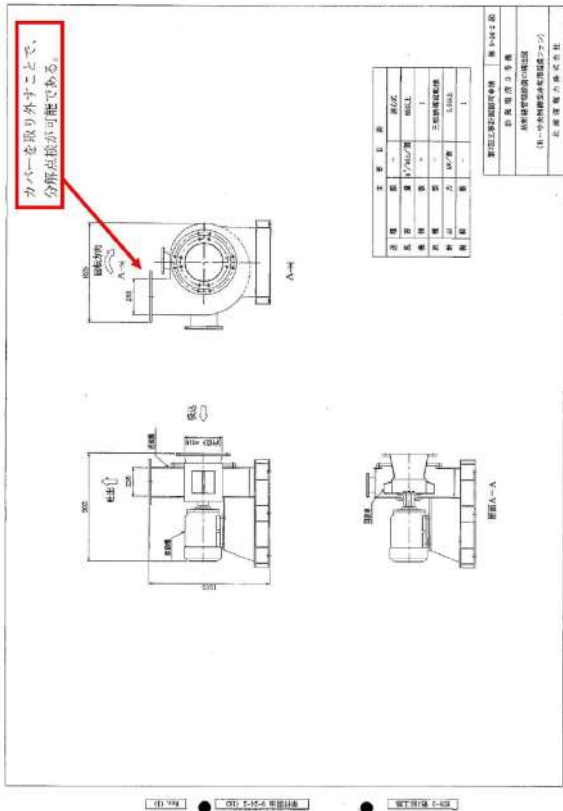
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">中央制御室換気系統図</p> <p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: right;">(注) 太線はIAA中央制御室非常用換気ファン極基時のラインを示す。 〇：検査対象機器を示す</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">中央制御室非常用換気系統図</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>中央制御室非常用簡便ファン ファンケーシングを取り外すことにより、 分解点検が可能である。</p>		<p>カバーを取り外すことで、 分解点検が可能である。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊はB系を別途記載。 【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

機器及び名称	機器名(機能)	系統及び試験の項目	適合性の検査方法及び検査	機器名	備考 (1)中は適用する 試験項目番号
3号機	A10炉制御室監視ファン電動機	1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	ファン:巻線試験(2M) (電動機:巻線試験:2M)
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	ファン:巻線試験(2M) (電動機:巻線試験:2M)
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	巻線試験(2M) 既行検査
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	巻線試験(2M) 既行検査
	2)分極点検(電圧降下)	高 3M			
	3)分極点検(電圧降下)	高 3M			
	1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	巻線試験(2M) 既行検査	
	2)分極点検(電圧降下)	高 3M			
	3)分極点検(電圧降下)	高 3M			

--	--	--	--	--	--

機器及び名称	機器名(機能)	系統及び試験の項目	適合性の検査方法及び検査	機器名	備考 (1)中は適用する 試験項目番号
3号機	1)炉内監視カメラ	1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		1)機能:回転試験	高 1F	1次系換気空調設備検査	
		2)分極点検(電圧降下)	高 3M		
		3)分極点検(電圧降下)	高 3M		

【女川】大飯審査実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O3-16-315</p>		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備 (凡例) F：ファン H/C：加熱コイル C/W：冷却コイル</p>		<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環系系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室</p> <p>注：本系統図は、基本図構成及び各部の運転仕様に基づき。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																				
<p>中央制御室循環ファン</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>AF-D</td> </tr> <tr> <td>メーカー</td> <td>三菱電機</td> </tr> <tr> <td>定格電圧</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>10.0A</td> </tr> <tr> <td>定格出力</td> <td>2.0kW</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1450rpm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>15kg</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ150×150</td> </tr> </table>	項目	仕様	型式	AF-D	メーカー	三菱電機	定格電圧	200V	定格電流	10.0A	定格出力	2.0kW	回転数	1450rpm	質量	15kg	寸法	φ150×150		<p>図面A-A</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>AF-D</td> </tr> <tr> <td>メーカー</td> <td>三菱電機</td> </tr> <tr> <td>定格電圧</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>10.0A</td> </tr> <tr> <td>定格出力</td> <td>2.0kW</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1450rpm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>15kg</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ150×150</td> </tr> </table>	項目	仕様	型式	AF-D	メーカー	三菱電機	定格電圧	200V	定格電流	10.0A	定格出力	2.0kW	回転数	1450rpm	質量	15kg	寸法	φ150×150	<p>【女川】大阪審査実績の反映</p>
項目	仕様																																						
型式	AF-D																																						
メーカー	三菱電機																																						
定格電圧	200V																																						
定格電流	10.0A																																						
定格出力	2.0kW																																						
回転数	1450rpm																																						
質量	15kg																																						
寸法	φ150×150																																						
項目	仕様																																						
型式	AF-D																																						
メーカー	三菱電機																																						
定格電圧	200V																																						
定格電流	10.0A																																						
定格出力	2.0kW																																						
回転数	1450rpm																																						
質量	15kg																																						
寸法	φ150×150																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：放射線管理設備 検 査 名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は中央制御室循環ファンと中央制御室空調ファンをまとめて記載している。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
		<p>中央制御室空調、中央制御室非常用電源系系統図</p> <p>注：本系統図は、標準図面図号A51601の運用仕様を基に示す。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は中央制御室循環ファンと中央制御室空調ファンをまとめて記載している。 <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
<p>中央軸空気空調ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことにより、分断点検が可能である。</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ1000×1000</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>約100kg</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1500rpm</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>380V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>約100A</td> </tr> <tr> <td>消費電力</td> <td>約38kW</td> </tr> <tr> <td>製造メーカー</td> <td>三菱電機</td> </tr> </table>	型式	1000	寸法	φ1000×1000	質量	約100kg	回転数	1500rpm	電圧	380V	電流	約100A	消費電力	約38kW	製造メーカー	三菱電機		<p>カバーを取り外すことで、分断点検が可能である。</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>φ1000×1000</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>約100kg</td> </tr> <tr> <td>回転数</td> <td>1500rpm</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>380V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>約100A</td> </tr> <tr> <td>消費電力</td> <td>約38kW</td> </tr> <tr> <td>製造メーカー</td> <td>三菱電機</td> </tr> </table>	型式	1000	寸法	φ1000×1000	質量	約100kg	回転数	1500rpm	電圧	380V	電流	約100A	消費電力	約38kW	製造メーカー	三菱電機	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>
型式	1000																																		
寸法	φ1000×1000																																		
質量	約100kg																																		
回転数	1500rpm																																		
電圧	380V																																		
電流	約100A																																		
消費電力	約38kW																																		
製造メーカー	三菱電機																																		
型式	1000																																		
寸法	φ1000×1000																																		
質量	約100kg																																		
回転数	1500rpm																																		
電圧	380V																																		
電流	約100A																																		
消費電力	約38kW																																		
製造メーカー	三菱電機																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：O3-16-147</p>		<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：HT3-41</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">中央制御室非常用循環系統図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①：フッ素化炭素化合物ガス注入点 ②：上流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 ③：下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 F：風量測定点 EH/C：電気加熱コイル 微粒：微粒フィルタ よう素：よう素フィルタ →：Bファン使用時の下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 <p>(注) 中央制御室非常用循環ファン運転については、検査時期の状態により異なる場合がある。 本図は、3A中央制御室非常用循環ファン運転時のダンパ開閉状態を示す。</p>		<p style="text-align: center;">よう素除去効率検査装置系統図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> TIR：温度検出器 PR：圧力検出器 FRC：流量検出器 MC：モニタリングコントローラ 	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 4</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O3-16-315</p>		<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT3-77</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室空調設備</p> <p style="text-align: center;">(凡例)</p> <p style="text-align: center;">F : フィルタ H/C : 加熱コイル C/W : 冷却コイル</p>		<p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環水系系統図</p> <p style="text-align: center;">中央制御室空調、中央制御室非常用循環水系系統図</p> <p style="text-align: center;">① 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">② 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">③ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">④ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑤ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑥ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑦ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑧ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑨ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑩ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑪ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑫ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑬ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑭ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑮ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑯ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑰ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑱ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑲ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">⑳ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉑ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉒ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉓ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉔ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉕ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉖ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉗ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉘ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉙ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉚ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉛ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉜ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉝ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉞ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㉟ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊱ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊲ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊳ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊴ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊵ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊶ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊷ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊸ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊹ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊺ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊻ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊼ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊽ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊾ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p> <p style="text-align: center;">㊿ 基本系統図は、事故原因調査の運転員が停止する。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>アクセスドアを設けているため、開放点検が可能である。</p>		<p>点検口を設けることで、内部の構造が確認できる。</p>	<p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名:放射線管理設備 検 査 名:1次系換気空調設備検査 (換気空調系の分解等) 要領書番号:HT3-93</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は後段で記載しているため、当該ページに泊欄を再掲して比較している。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

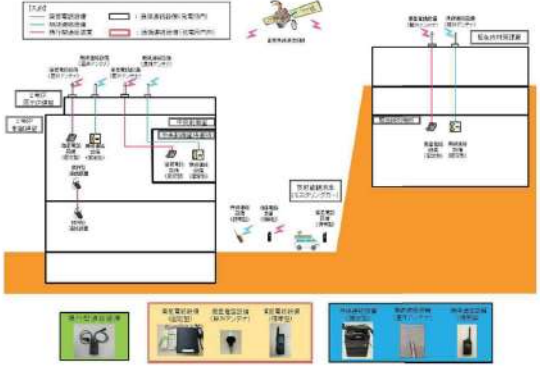
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・大飯は後段で記載しているため、当該ページに泊欄を再掲して比較している。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は後段で記載しているため、当該ページに泊欄を再掲して比較している。 <p>【女川】大飯審査実績の反映</p>

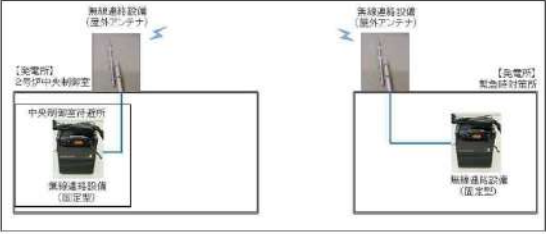
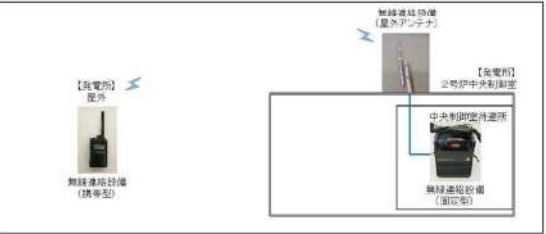
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由								
	<p>○無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の試験及び検査について</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）における試験及び検査は表59-5-5のとおりである。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の概要を図59-5-3に示す。</p> <p>表 59-5-5 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="689 411 1227 494"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>項目</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は停止中</td> <td>外観検査機能・ 性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 59-5-3 無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）の概要</p>	状態	項目	試験・検査項目	運転中 又は停止中	外観検査機能・ 性能試験	通話通信の確認	外観確認	外観の確認		<p>①の相違</p>
状態	項目	試験・検査項目									
運転中 又は停止中	外観検査機能・ 性能試験	通話通信の確認									
	外観確認	外観の確認									

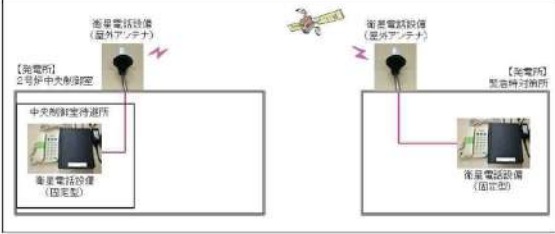
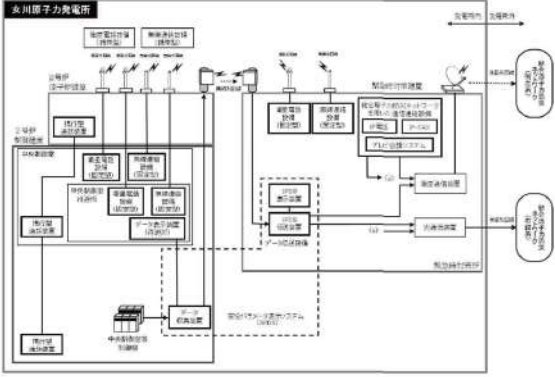
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>無線連絡設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※試験区間：2号炉中央制御室待避所 ～ 緊急時対策所</p> <p>図 59-5-4 無線連絡設備（固定型）試験・検査構成</p> <p>無線連絡設備（携帯型／固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※試験区間：現場（屋外） ～ 2号炉中央制御室待避所</p> <p>図 59-5-5 無線連絡設備（携帯型／固定型）試験・検査構成</p>		<p>①の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由											
	<p>衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>※ 試験区間：2号炉中央制御室待避所 ～ 緊急時対策所</p> <p>図59-5-6 衛星電話設備（固定型）試験・検査構成</p> <p>○データ表示装置（待避所）の試験及び検査について</p> <p>データ表示装置（待避所）における試験及び検査は表59-5-6のとおりである。データ表示装置（待避所）の概要を図59-5-7に示す。</p> <p>表 59-5-6 データ表示装置（待避所）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="689 837 1211 922"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>項目</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 59-5-7 データ表示装置（待避所）の概要</p>	状態	項目	試験・検査項目	運転中 又は 停止中	外観検査	通話通信の確認	機能・性能試験			外観確認	外観の確認		<p>①の相違</p>
状態	項目	試験・検査項目												
運転中 又は 停止中	外観検査	通話通信の確認												
	機能・性能試験													
	外観確認	外観の確認												


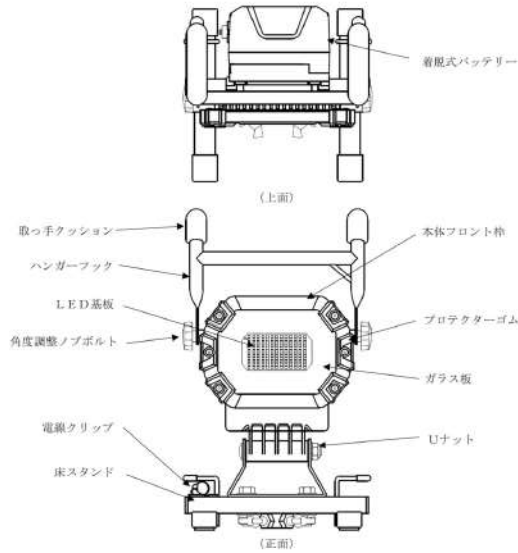
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>データ表示装置（待避所） 試験・検査内容</p> <p>【試験構成】</p>  <p>図 59-5-8 データ表示装置（待避所）試験・検査構成</p>		<p>①の相違</p>

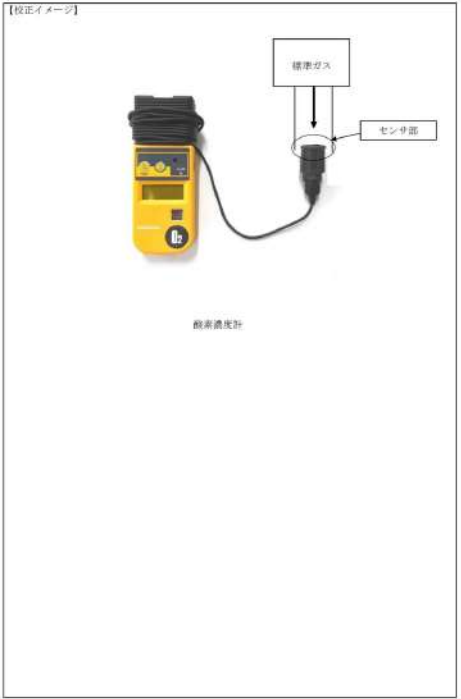




赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由									
<p>可搬型照明（SA）外形図</p> 		<p>【再掲】</p> <p>○可搬型照明（SA）の試験及び検査について</p> <p>可搬型照明（SA）は、原子炉の運転中及び停止中に表59-3-1に示す試験及び検査が可能な設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1288 311 1765 391"> <caption>表 59-3-1 可搬型照明（SA）の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>項目</th> <th>試験・検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機能・性能確認</td> <td>点灯確認</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 59-5-1 可搬型照明（SA）の概略図</p>	状態	項目	試験・検査項目	運転中又は停止中	外観検査	外観の確認		機能・性能確認	点灯確認	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川同様、「59-3 試験・検査説明資料」の最初に可搬型照明を記載している。比較のため欄を再掲した。 ・記載する情報は女川実績を反映したため、大飯とは相違している。
状態	項目	試験・検査項目										
運転中又は停止中	外観検査	外観の確認										
	機能・性能確認	点灯確認										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

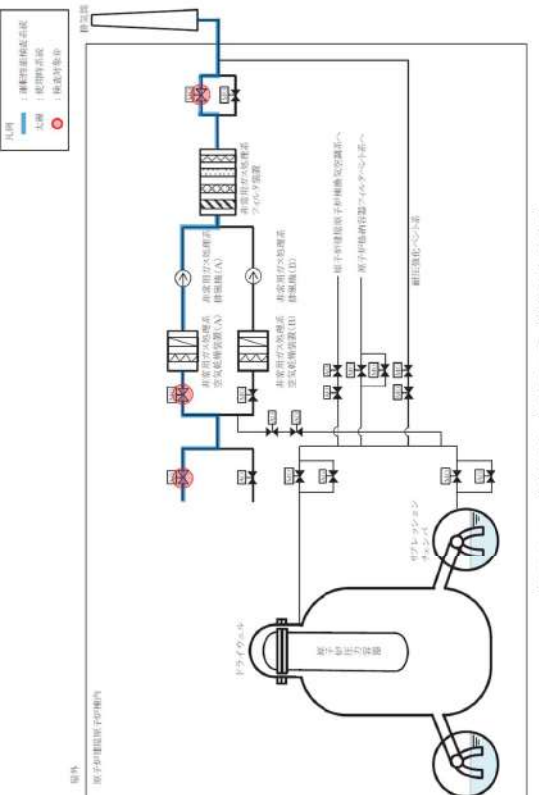
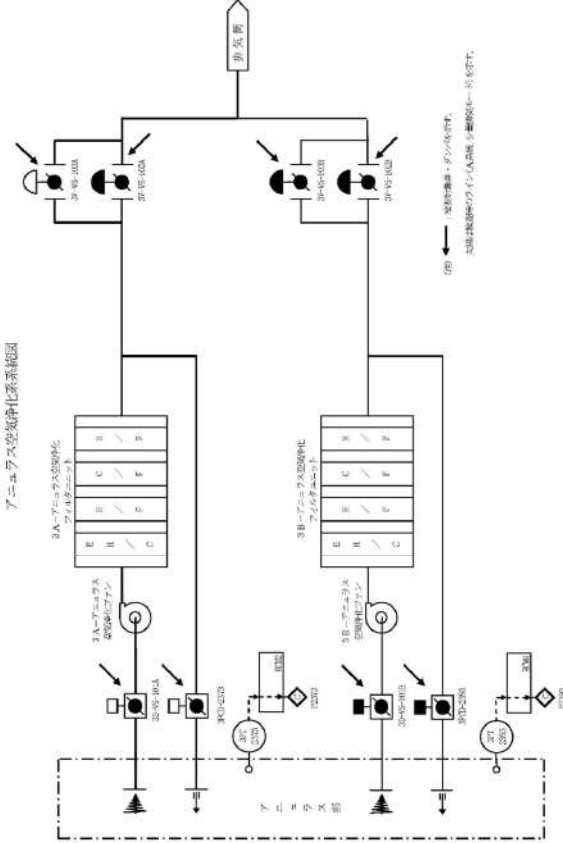
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【校正イメージ】</p>  <p>酸素濃度計</p> <p>【校正イメージ】</p>  <p>二酸化炭素濃度計</p>	<p>○酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び差圧計は、運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計外観図を図59-5-9、二酸化炭素濃度計外観図を図59-5-10に示す。</p>  <p>図 59-5-9 酸素濃度計の外観図</p>  <p>図 59-5-10 二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。</p>  <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>東北電力株式会社 女川原子力発電所第2号機 第11保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：非常用ガス処理系機能検査 要領書番号：O2-035</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：放射線管理設備 検査名：アニュラス循環排気系機能検査 要領書番号：HT3-38</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図 59-5-11 非常用ガス処理系 A 系 性能検査系統図</p>	 <p>②の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>②の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：放射線管理設備 検 査 名：アニュラス循環排気系フィルタ性能検査 要領書番号：HT3-39</p>	<p style="text-align: center;">②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">別紙-1</p> <p style="text-align: center;">よう素除去効率検査装置系統図</p> <p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;">よう素除去効率検査装置系統図</p> <p>凡例 TIR : 温度検出器 P : 圧力検出器 FR : 流量検出器 MC : ミキシングタンク/チャージャー</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

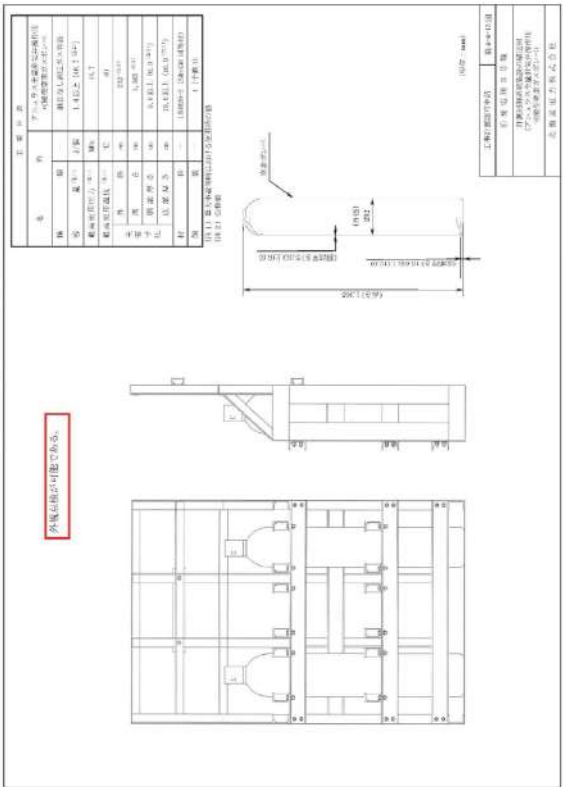
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：放射線管理設備 検 査 名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：HT 3-77</p>	<p style="text-align: center;">②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																		
		<p>外観点検が可能である。</p> <p>設計図書</p> <table border="1"> <tr> <td>設計図書</td> <td>設計図書</td> </tr> <tr> <td>図名</td> <td>図名</td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td>図番</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> </table> <p>規格</p> <table border="1"> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> <tr> <td>規格</td> <td>規格</td> </tr> </table> <p>規格</p>	設計図書	設計図書	図名	図名	図番	図番	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	規格	<p>②の相違</p>
設計図書	設計図書																				
図名	図名																				
図番	図番																				
規格	規格																				
規格	規格																				
規格	規格																				
規格	規格																				
規格	規格																				
規格	規格																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

機組又は系統名	機組別(機組名)	設備及び設備の項目	適合性の判定	機組名	備考
3号機	3号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	3号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	4号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	4号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	5号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	5号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	6号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	6号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	7号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	7号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	8号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	8号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	9号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	9号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	10号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	10号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	11号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
11号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備	

【再掲】

機組又は系統名	機組別(機組名)	設備及び設備の項目	適合性の判定	機組名	備考
3号機	3号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	3号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	4号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	4号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	5号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	5号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	6号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	6号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	7号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	7号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	8号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	8号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	9号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	9号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備
	10号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	1. 機組内・機組外設備 (機組内設備)	優	IF	1. 2次系機組内電源設備
	10号炉内工作用電源装置用保安電源ユニット	2. 機組内・機組外設備 (機組外設備)	優	BM	2. 保安機組内電源設備

【大飯】記載箇所の相違
 ・泊は他の空調設備と同じ箇所で記載している。比較のため欄を再掲した。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>【再掲】</p> <p>【泊欄は59-3を掲載して比較する。↑】</p>	<p>差異理由</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は他の空調設備と同じ箇所で記載している。比較のため欄を再掲した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																		
<p style="text-align: center;">4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器又は名称</th> <th>実名称(機種名)</th> <th>規格及び仕様等の項目 (型式(商標名))</th> <th>数量 及び単位</th> <th>設置 位置</th> <th>備考 (内訳は別添する 図表を参照す)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4号機</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 運転時性能試験 ファン、電動機、タンク、タンク (電動機商標名)</td> <td>高 1台</td> <td>高 91M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機)</td> <td>1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機</td> <td>高 2台 高 2台 高 2台 高 2台</td> <td>高 75M 高 91M 高 91M 高 75M</td> <td>中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は名称	実名称(機種名)	規格及び仕様等の項目 (型式(商標名))	数量 及び単位	設置 位置	備考 (内訳は別添する 図表を参照す)	4号機	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 運転時性能試験 ファン、電動機、タンク、タンク (電動機商標名)	高 1台	高 91M	中央制御室非常用循環ファン 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機器又は名称	実名称(機種名)	規格及び仕様等の項目 (型式(商標名))	数量 及び単位	設置 位置	備考 (内訳は別添する 図表を参照す)																																																																																
4号機	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 運転時性能試験 ファン、電動機、タンク、タンク (電動機商標名)	高 1台	高 91M	中央制御室非常用循環ファン 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																
	中央制御室非常用循環ファン(電動機)	1. 方解石機 2. 方解石機 3. 方解石機 4. 方解石機	高 2台 高 2台 高 2台 高 2台	高 75M 高 91M 高 91M 高 75M	中央制御室非常用循環ファン(電動機) 機庫																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル</p> <p>定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系機能検査 要領書番号：O4-15-144</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">中央制御室換気系統図</p> <p style="text-align: right;">添付資料-6</p> <p style="text-align: right;">(注) 本図はA炉中核制御室非常用前送ファン機台時のラインを示す。 : 放射線監視器を示す</p> <p style="text-align: right;">凡例 : 放射線監視器 : 放射線監視器 : 放射線監視器 : 放射線監視器</p>			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																								
<p>中央制御室非常用循環ファン</p> <p>ファンケーシングを取り外すことにより、 分解点検が可能である。</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>AV-600 400 W 4極</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>① 100 V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>② 10 A</td> </tr> <tr> <td>回転速度</td> <td>③ 1440 rpm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>④ 10 kg</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>⑤ 100 mm φ × 100 mm</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>⑥ SUS304</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>⑦ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>⑧ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>保管</td> <td>⑨ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付</td> <td>⑩ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付位置</td> <td>⑪ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付方法</td> <td>⑫ 取付ボルトを締める</td> </tr> <tr> <td>取付工具</td> <td>⑬ 六角レンチ</td> </tr> <tr> <td>取付時間</td> <td>⑭ 10分</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>⑮ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付担当者</td> <td>⑯ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付確認者</td> <td>⑰ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td>⑱ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>⑲ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付方法</td> <td>⑳ 取付ボルトを締める</td> </tr> <tr> <td>取付工具</td> <td>㉑ 六角レンチ</td> </tr> <tr> <td>取付時間</td> <td>㉒ 10分</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㉓ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付担当者</td> <td>㉔ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付確認者</td> <td>㉕ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td>㉖ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㉗ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付方法</td> <td>㉘ 取付ボルトを締める</td> </tr> <tr> <td>取付工具</td> <td>㉙ 六角レンチ</td> </tr> <tr> <td>取付時間</td> <td>㉚ 10分</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㉛ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付担当者</td> <td>㉜ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付確認者</td> <td>㉝ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td>㉞ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㉟ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付方法</td> <td>㊱ 取付ボルトを締める</td> </tr> <tr> <td>取付工具</td> <td>㊲ 六角レンチ</td> </tr> <tr> <td>取付時間</td> <td>㊳ 10分</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㊴ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付担当者</td> <td>㊵ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付確認者</td> <td>㊶ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td>㊷ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㊸ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付方法</td> <td>㊹ 取付ボルトを締める</td> </tr> <tr> <td>取付工具</td> <td>㊺ 六角レンチ</td> </tr> <tr> <td>取付時間</td> <td>㊻ 10分</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㊼ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> <tr> <td>取付担当者</td> <td>㊽ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付確認者</td> <td>㊾ 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td>㊿ 昭和54年10月</td> </tr> <tr> <td>取付場所</td> <td>㊿ 中央制御室非常用循環ファン</td> </tr> </table>	型式	AV-600 400 W 4極	電圧	① 100 V	電流	② 10 A	回転速度	③ 1440 rpm	質量	④ 10 kg	寸法	⑤ 100 mm φ × 100 mm	材質	⑥ SUS304	製造	⑦ 昭和54年10月	検査	⑧ 昭和54年10月	保管	⑨ 昭和54年10月	取付	⑩ 昭和54年10月	取付位置	⑪ 中央制御室非常用循環ファン	取付方法	⑫ 取付ボルトを締める	取付工具	⑬ 六角レンチ	取付時間	⑭ 10分	取付場所	⑮ 中央制御室非常用循環ファン	取付担当者	⑯ 〇〇〇〇	取付確認者	⑰ 〇〇〇〇	取付日	⑱ 昭和54年10月	取付場所	⑲ 中央制御室非常用循環ファン	取付方法	⑳ 取付ボルトを締める	取付工具	㉑ 六角レンチ	取付時間	㉒ 10分	取付場所	㉓ 中央制御室非常用循環ファン	取付担当者	㉔ 〇〇〇〇	取付確認者	㉕ 〇〇〇〇	取付日	㉖ 昭和54年10月	取付場所	㉗ 中央制御室非常用循環ファン	取付方法	㉘ 取付ボルトを締める	取付工具	㉙ 六角レンチ	取付時間	㉚ 10分	取付場所	㉛ 中央制御室非常用循環ファン	取付担当者	㉜ 〇〇〇〇	取付確認者	㉝ 〇〇〇〇	取付日	㉞ 昭和54年10月	取付場所	㉟ 中央制御室非常用循環ファン	取付方法	㊱ 取付ボルトを締める	取付工具	㊲ 六角レンチ	取付時間	㊳ 10分	取付場所	㊴ 中央制御室非常用循環ファン	取付担当者	㊵ 〇〇〇〇	取付確認者	㊶ 〇〇〇〇	取付日	㊷ 昭和54年10月	取付場所	㊸ 中央制御室非常用循環ファン	取付方法	㊹ 取付ボルトを締める	取付工具	㊺ 六角レンチ	取付時間	㊻ 10分	取付場所	㊼ 中央制御室非常用循環ファン	取付担当者	㊽ 〇〇〇〇	取付確認者	㊾ 〇〇〇〇	取付日	㊿ 昭和54年10月	取付場所	㊿ 中央制御室非常用循環ファン			<p>【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。
型式	AV-600 400 W 4極																																																																																																										
電圧	① 100 V																																																																																																										
電流	② 10 A																																																																																																										
回転速度	③ 1440 rpm																																																																																																										
質量	④ 10 kg																																																																																																										
寸法	⑤ 100 mm φ × 100 mm																																																																																																										
材質	⑥ SUS304																																																																																																										
製造	⑦ 昭和54年10月																																																																																																										
検査	⑧ 昭和54年10月																																																																																																										
保管	⑨ 昭和54年10月																																																																																																										
取付	⑩ 昭和54年10月																																																																																																										
取付位置	⑪ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付方法	⑫ 取付ボルトを締める																																																																																																										
取付工具	⑬ 六角レンチ																																																																																																										
取付時間	⑭ 10分																																																																																																										
取付場所	⑮ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付担当者	⑯ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付確認者	⑰ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付日	⑱ 昭和54年10月																																																																																																										
取付場所	⑲ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付方法	⑳ 取付ボルトを締める																																																																																																										
取付工具	㉑ 六角レンチ																																																																																																										
取付時間	㉒ 10分																																																																																																										
取付場所	㉓ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付担当者	㉔ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付確認者	㉕ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付日	㉖ 昭和54年10月																																																																																																										
取付場所	㉗ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付方法	㉘ 取付ボルトを締める																																																																																																										
取付工具	㉙ 六角レンチ																																																																																																										
取付時間	㉚ 10分																																																																																																										
取付場所	㉛ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付担当者	㉜ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付確認者	㉝ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付日	㉞ 昭和54年10月																																																																																																										
取付場所	㉟ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付方法	㊱ 取付ボルトを締める																																																																																																										
取付工具	㊲ 六角レンチ																																																																																																										
取付時間	㊳ 10分																																																																																																										
取付場所	㊴ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付担当者	㊵ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付確認者	㊶ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付日	㊷ 昭和54年10月																																																																																																										
取付場所	㊸ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付方法	㊹ 取付ボルトを締める																																																																																																										
取付工具	㊺ 六角レンチ																																																																																																										
取付時間	㊻ 10分																																																																																																										
取付場所	㊼ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										
取付担当者	㊽ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付確認者	㊾ 〇〇〇〇																																																																																																										
取付日	㊿ 昭和54年10月																																																																																																										
取付場所	㊿ 中央制御室非常用循環ファン																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は設備名</th> <th>機器名(略称名)</th> <th>系統及び設備の項目</th> <th>機種の型式又は型式</th> <th>機名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">4号機</td> <td rowspan="2">A線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験</td> <td>高</td> <td>120M</td> <td rowspan="2">(1) 機名は共通である。 機名は略称名。</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>60M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>高</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>高</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>高</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>低</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>低</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>低</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>低</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">G線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>低</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>低</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>高</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>120M</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">I線制御室用循環ファン電動機</td> <td>1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)</td> <td>高</td> <td>60M</td> <td rowspan="2">1次系統空気調湿機制御室</td> </tr> <tr> <td>2. 分解試験 ファン</td> <td>高</td> <td>120M</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は設備名	機器名(略称名)	系統及び設備の項目	機種の型式又は型式	機名	備考	4号機	A線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験	高	120M	(1) 機名は共通である。 機名は略称名。	2. 分解試験 ファン	高	60M	B線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	高	120M	C線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	高	120M	D線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	高	120M	E線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	低	120M	F線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	低	120M	G線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	低	120M	H線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	高	120M	I線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室	2. 分解試験 ファン	高	120M			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
機器又は設備名	機器名(略称名)	系統及び設備の項目	機種の型式又は型式	機名	備考																																																																													
4号機	A線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験	高	120M	(1) 機名は共通である。 機名は略称名。																																																																													
		2. 分解試験 ファン	高	60M																																																																														
	B線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	高	120M																																																																														
	C線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	高	120M																																																																														
	D線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	高	120M																																																																														
	E線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	低	120M																																																																														
	F線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	低	120M																																																																														
	G線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	低	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	低	120M																																																																														
	H線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																													
		2. 分解試験 ファン	高	120M																																																																														
I線制御室用循環ファン電動機	1. 駆動・圧電圧試験 (電動機)	高	60M	1次系統空気調湿機制御室																																																																														
	2. 分解試験 ファン	高	120M																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O4-15-315</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例) F：フィルタ H/C：加熱コイル C/W：冷却コイル</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備</p>			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>中央制御室循環ファン</p> <p>ファンケーシングを撤り外すことで、 分解点検が可能である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品番号</th> <th>部品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>3</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>4</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>9</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>10</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>11</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>12</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>13</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>14</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>15</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>16</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>18</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>19</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>20</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>21</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>22</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>23</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>24</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>25</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>26</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>27</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>28</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>29</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>30</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>31</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>32</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>33</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>34</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>35</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>36</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>37</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>38</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>39</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>40</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>41</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>42</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>43</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>44</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>45</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>46</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>47</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>48</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>49</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>50</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>51</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>52</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>53</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>54</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>55</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>56</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>57</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>58</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>59</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>60</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>61</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>62</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>63</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>64</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>65</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>66</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>67</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>68</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>69</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>70</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>71</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>72</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>73</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>74</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>75</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>76</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>77</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>78</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>79</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>80</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>81</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>82</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>83</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>84</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>85</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>86</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>87</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>88</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>89</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>90</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>91</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>92</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>93</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>94</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>95</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>96</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>97</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>98</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>99</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> <tr><td>100</td><td>ファンケーシング</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	部品番号	部品名	数量	1	ファンケーシング	1	2	ファンケーシング	1	3	ファンケーシング	1	4	ファンケーシング	1	5	ファンケーシング	1	6	ファンケーシング	1	7	ファンケーシング	1	8	ファンケーシング	1	9	ファンケーシング	1	10	ファンケーシング	1	11	ファンケーシング	1	12	ファンケーシング	1	13	ファンケーシング	1	14	ファンケーシング	1	15	ファンケーシング	1	16	ファンケーシング	1	17	ファンケーシング	1	18	ファンケーシング	1	19	ファンケーシング	1	20	ファンケーシング	1	21	ファンケーシング	1	22	ファンケーシング	1	23	ファンケーシング	1	24	ファンケーシング	1	25	ファンケーシング	1	26	ファンケーシング	1	27	ファンケーシング	1	28	ファンケーシング	1	29	ファンケーシング	1	30	ファンケーシング	1	31	ファンケーシング	1	32	ファンケーシング	1	33	ファンケーシング	1	34	ファンケーシング	1	35	ファンケーシング	1	36	ファンケーシング	1	37	ファンケーシング	1	38	ファンケーシング	1	39	ファンケーシング	1	40	ファンケーシング	1	41	ファンケーシング	1	42	ファンケーシング	1	43	ファンケーシング	1	44	ファンケーシング	1	45	ファンケーシング	1	46	ファンケーシング	1	47	ファンケーシング	1	48	ファンケーシング	1	49	ファンケーシング	1	50	ファンケーシング	1	51	ファンケーシング	1	52	ファンケーシング	1	53	ファンケーシング	1	54	ファンケーシング	1	55	ファンケーシング	1	56	ファンケーシング	1	57	ファンケーシング	1	58	ファンケーシング	1	59	ファンケーシング	1	60	ファンケーシング	1	61	ファンケーシング	1	62	ファンケーシング	1	63	ファンケーシング	1	64	ファンケーシング	1	65	ファンケーシング	1	66	ファンケーシング	1	67	ファンケーシング	1	68	ファンケーシング	1	69	ファンケーシング	1	70	ファンケーシング	1	71	ファンケーシング	1	72	ファンケーシング	1	73	ファンケーシング	1	74	ファンケーシング	1	75	ファンケーシング	1	76	ファンケーシング	1	77	ファンケーシング	1	78	ファンケーシング	1	79	ファンケーシング	1	80	ファンケーシング	1	81	ファンケーシング	1	82	ファンケーシング	1	83	ファンケーシング	1	84	ファンケーシング	1	85	ファンケーシング	1	86	ファンケーシング	1	87	ファンケーシング	1	88	ファンケーシング	1	89	ファンケーシング	1	90	ファンケーシング	1	91	ファンケーシング	1	92	ファンケーシング	1	93	ファンケーシング	1	94	ファンケーシング	1	95	ファンケーシング	1	96	ファンケーシング	1	97	ファンケーシング	1	98	ファンケーシング	1	99	ファンケーシング	1	100	ファンケーシング	1			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。
部品番号	部品名	数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
12	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
14	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
16	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
17	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
19	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
20	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
21	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
22	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
23	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
24	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
25	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
26	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
27	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
28	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
29	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
30	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
31	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
32	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
33	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
34	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
35	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
36	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
37	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
38	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
39	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
40	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
41	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
42	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
43	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
44	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
45	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
46	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
47	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
48	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
49	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
50	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
51	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
52	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
53	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
54	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
55	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
56	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
57	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
58	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
59	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
60	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
61	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
62	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
63	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
64	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
65	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
66	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
67	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
68	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
69	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
70	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
71	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
72	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
73	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
74	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
75	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
76	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
77	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
78	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
79	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
80	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
81	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
82	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
83	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
84	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
85	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
86	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
87	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
88	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
89	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
90	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
91	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
92	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
93	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
94	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
95	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
96	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
97	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
98	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
99	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
100	ファンケーシング	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：中央制御室非常用循環系フィルター性能検査 要領書番号：O4-15-147</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">中央制御室非常用循環系系統図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> (F)：フッ素化炭素化合物ガス注入点 (S)：上流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 (S)：下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 (F)：質量測定点 BL/C：電気加熱コイル ■：微粒子フィルタ ▨：油汚フィルタ ----->：Bファン使用時の下流側フッ素化炭素化合物ガス濃度測定点 <p>(注) 中央制御室非常用循環ファン運転については、検査時期の状態により異なる場合がある。 本図は、4 A中央制御室非常用循環ファン運転時のダンパ開閉状態を示す。</p>			<p>【大飯】 共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉の設備を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：1次系換気空調設備検査 要領書番号：O4-15-315</p>			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">検査系統図</p> <p style="text-align: center;">(凡例) F : フィルタ H/C : 加熱ユニット C/W : 冷却ユニット</p> <p style="text-align: center;">中央制御室関係空調設備</p>			<p>【大飯】 共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="71 135 112 997"> <p>欄外には表番号 4号機</p> </td> <td data-bbox="112 135 654 997"> <p>欄外には表番号 4号機</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 678 112 997">欄外には表番号</td> <td data-bbox="112 678 654 997">欄外には表番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 518 112 678">欄外には表番号</td> <td data-bbox="112 518 654 678">欄外には表番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 359 112 518">欄外には表番号</td> <td data-bbox="112 359 654 518">欄外には表番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 199 112 359">欄外には表番号</td> <td data-bbox="112 199 654 359">欄外には表番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 135 112 199">欄外には表番号</td> <td data-bbox="112 135 654 199">欄外には表番号</td> </tr> </table>	<p>欄外には表番号 4号機</p>	<p>欄外には表番号 4号機</p>	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号	欄外には表番号			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>
<p>欄外には表番号 4号機</p>	<p>欄外には表番号 4号機</p>														
欄外には表番号	欄外には表番号														
欄外には表番号	欄外には表番号														
欄外には表番号	欄外には表番号														
欄外には表番号	欄外には表番号														
欄外には表番号	欄外には表番号														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>【大飯】共用の相違 ・大飯は4号炉の設備を記載している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
59-5 系統図		【泊欄は59-4を一部再掲】 59-4 系統図	【大飯】記載箇所の相違 ・泊の59-4を一部再掲した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>59-6 容量設定根拠</p>	<p>59-5 容量設定根拠</p> <div data-bbox="1294 746 1816 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、設計の進捗により変更する場合がある。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由									
	<table border="1" data-bbox="669 233 1227 943"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="678 233 871 268">名称</th> <th data-bbox="871 233 1218 268">中央制御室待避所の正圧化差圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 268 815 316">中央制御室待避所／隣接区画の正圧化差圧</td> <td data-bbox="815 268 871 316">Pa</td> <td data-bbox="871 268 1218 316">20以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="678 316 1218 943"> <p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称		中央制御室待避所の正圧化差圧	中央制御室待避所／隣接区画の正圧化差圧	Pa	20以上	<p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>				<p>①の相違</p>
名称		中央制御室待避所の正圧化差圧										
中央制御室待避所／隣接区画の正圧化差圧	Pa	20以上										
<p>【設定根拠】</p> <p>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</p> <p>中央制御室待避所の加圧バウンダリ設計に際しては、炉心の著しい損傷の発生時の室内の温度を、中央制御室のある制御建屋の設計最高温度40.0℃、隣接区画を設計最低温度-4.9℃と仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは最大3.3mであるため、以下のとおり約7Paの圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</p> $\Delta P = [(-4.9\text{℃の乾き空気密度}) - (+40.0\text{℃の乾き空気密度})] \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.127) \times 3.3$ $= 0.189 \times 3.3$ $= 0.6237\text{kg/m}^3 (\approx 7\text{Pa})$ <p>このため、中央制御室待避所の加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画+20Paとする。</p>												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

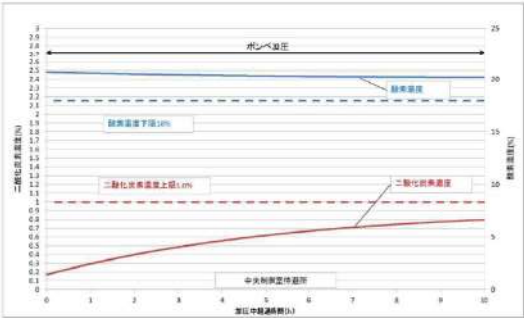
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由															
	<table border="1" data-bbox="667 231 1229 371"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本数</td> <td>本</td> <td>40（注1）、（80（注2））</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L/本</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>MPa</td> <td>19.6（35℃）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="696 373 1223 416"> 【設定根拠】 必要ポンペ本数としては、以下に示すとおり40本以上確保する設計とする。 </p> <p data-bbox="696 437 1223 568"> (1) 正圧維持に必要な空気ポンペ本数 中央制御室待避所を10時間正圧化するために必要な空気量は、中央制御室待避所の漏えい量162m³（中央制御室待避所の容積162m³に対し部屋容積比0.1回/hの漏えい量×10時間分）に余裕を考慮した300m³とする。ポンペ使用可能量を7.5m³/本とした場合（実容量約9m³/本に対し、外気温度-4.9℃での容量を保守的に評価した値）、必要ポンペ本数は下記のとおり40本となる。 </p> <ul data-bbox="748 588 1122 667" style="list-style-type: none"> ・ポンペ初期充填圧力 : 19.6MPa (at 35℃) ・ポンペ内容積 : 46.7L ・圧力調整弁最低制御圧力 : 2.0MPa ・ポンペ供給可能空気量 : 7.5m³/本 (at -4.9℃) <p data-bbox="732 691 1122 732"> 以上より、必要ポンペ本数は下記の通り40本以上となる。 $300 \text{ m}^3 \div 7.5 \text{ m}^3/\text{本} = 40 \text{ 本}$ </p> <p data-bbox="696 756 1223 999"> (2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数 中央制御室待避所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。中央制御室待避所への空気の流入はないものとし、放射性雲通過中に取容する人数7名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンペ本数は、正圧維持に必要な40本となる。現場に設置するポンペ本数については、加圧開始及び加圧停止の前後1時間の余裕分8本をカードル単位（20本/基）として切り上げた20本、及びメンテナンス予備20本を加えた合計80本確保する設計とする。 </p> <p data-bbox="696 1003 1223 1066"> なお、中央制御室待避所に対する正圧化試験を実施し10時間正圧を維持するのに十分である必要ポンペ本数を確認し、その結果を踏まえて適切な空気ポンペ本数を確保する。 </p>	名称		中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）	本数	本	40（注1）、（80（注2））	容量	L/本	46.7	充填圧力	MPa	19.6（35℃）	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す		<p data-bbox="1834 231 1910 252">①の相違</p>
名称		中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）																
本数	本	40（注1）、（80（注2））																
容量	L/本	46.7																
充填圧力	MPa	19.6（35℃）																
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す																

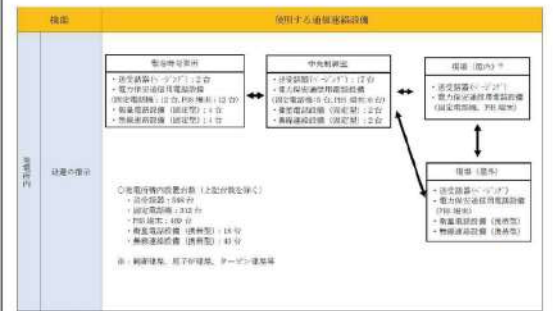
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在室人員：12名 ・中央制御室待避所内体積：162m³ ・空気流入はないものとする。 ・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た値） ・酸素消費量：0.022m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量） ・呼吸による炭酸ガス排出量：0.022m³/h/人（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業強度に対する二酸化炭素吐出し量の値） ・加圧開始時酸素濃度：20.65%（中央制御室内酸素濃度） ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.100%（中央制御室内二酸化炭素濃度） ・空気ポンプ加圧時間：10時間 <p>(b) 評価結果</p> <p>10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図59-6-1に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <table border="1" data-bbox="728 667 1167 715"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度 (%)</th> <th>二酸化炭素濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>20.16</td> <td>0.793</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図59-6-1 中央制御室待避所待避期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p>		酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)	加圧10時間後	20.16	0.793		<p>①の相違</p>
	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)							
加圧10時間後	20.16	0.793							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<table border="1" data-bbox="672 231 1227 311"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> </table> <p data-bbox="689 335 772 359">【設定根拠】</p> <p data-bbox="689 359 1220 446">中央制御室待避所には、炉心の著しい損傷の発生時に正圧化した中央制御室待避所に待避した場合においても、衛星電話設備（固定型）を設置することで、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。</p>  <p data-bbox="761 821 1131 845">図 59-6-3 機能ごとに必要な通信連絡設備（発電所内）</p>	名称		衛星電話設備（固定型）	台数	台	1		<p data-bbox="1836 231 1915 255">①の相違</p>
名称		衛星電話設備（固定型）							
台数	台	1							

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																			
	<table border="1" data-bbox="672 239 1223 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>データ表示装置（待避所）</th> </tr> <tr> <th>台数</th> <th>台</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）</td> </tr> <tr> <th>目 的</th> <th colspan="2">対象パラメータ</th> </tr> <tr> <td rowspan="34">炉心反応度の状態確認</td> <td colspan="2">AFRMレベル（平均）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (A) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (B) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (C) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (D) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (E) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">AFRM (F) レベル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (A) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (B) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (C) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (D) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (E) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (F) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (G) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (H) 対数計数率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (A) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (B) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (C) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (D) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (E) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (F) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (G) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (H) 計数率高値</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (A) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (B) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (C) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (D) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (E) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (F) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (G) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">SRNM (H) 線形%出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全副群種全種入</td> </tr> </tbody> </table>	名称		データ表示装置（待避所）	台数	台	1	【設定根拠】			データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。			表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）			目 的	対象パラメータ		炉心反応度の状態確認	AFRMレベル（平均）		AFRM (A) レベル		AFRM (B) レベル		AFRM (C) レベル		AFRM (D) レベル		AFRM (E) レベル		AFRM (F) レベル		SRNM (A) 対数計数率		SRNM (B) 対数計数率		SRNM (C) 対数計数率		SRNM (D) 対数計数率		SRNM (E) 対数計数率		SRNM (F) 対数計数率		SRNM (G) 対数計数率		SRNM (H) 対数計数率		SRNM (A) 計数率高値		SRNM (B) 計数率高値		SRNM (C) 計数率高値		SRNM (D) 計数率高値		SRNM (E) 計数率高値		SRNM (F) 計数率高値		SRNM (G) 計数率高値		SRNM (H) 計数率高値		SRNM (A) 線形%出力		SRNM (B) 線形%出力		SRNM (C) 線形%出力		SRNM (D) 線形%出力		SRNM (E) 線形%出力		SRNM (F) 線形%出力		SRNM (G) 線形%出力		SRNM (H) 線形%出力		全副群種全種入			<p>①の相違</p>
名称		データ表示装置（待避所）																																																																																				
台数	台	1																																																																																				
【設定根拠】																																																																																						
データ表示装置（待避所）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室待避所に待避中に継続的にプラントパラメータを監視するために必要なデータ量を伝送及び表示が可能な設計とする。																																																																																						
表 59-6-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）																																																																																						
目 的	対象パラメータ																																																																																					
炉心反応度の状態確認	AFRMレベル（平均）																																																																																					
	AFRM (A) レベル																																																																																					
	AFRM (B) レベル																																																																																					
	AFRM (C) レベル																																																																																					
	AFRM (D) レベル																																																																																					
	AFRM (E) レベル																																																																																					
	AFRM (F) レベル																																																																																					
	SRNM (A) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (B) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (C) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (D) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (E) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (F) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (G) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (H) 対数計数率																																																																																					
	SRNM (A) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (B) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (C) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (D) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (E) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (F) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (G) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (H) 計数率高値																																																																																					
	SRNM (A) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (B) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (C) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (D) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (E) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (F) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (G) 線形%出力																																																																																					
	SRNM (H) 線形%出力																																																																																					
	全副群種全種入																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
	<p>【設定根拠】 (2/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 837"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">炉心冷却の 状態確認</td><td>原子炉圧力応答機B.V</td></tr> <tr><td>原子炉圧力応答機A</td></tr> <tr><td>原子炉圧力応答機B</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機P.H.V</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機A</td></tr> <tr><td>原子炉水位応答機B</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機P.H.V</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機A</td></tr> <tr><td>原子炉水位燃料機B</td></tr> <tr><td>PLRポンプ(A) 入口温度</td></tr> <tr><td>PLRポンプ(B) 入口温度</td></tr> <tr><td>S.R.V 開</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(A) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(B) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(C) 出口流量</td></tr> <tr><td>L.P.C.Sポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>H.P.C.Sポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>R.C.I.Cポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>H.P.A.Cポンプ出口流量</td></tr> <tr><td>RHRヘッドスプレイン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR蒸発器冷却ライン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>R.C.W A系 蒸気流量</td></tr> <tr><td>R.C.W B系 蒸気流量</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力応答機B.V	原子炉圧力応答機A	原子炉圧力応答機B	原子炉水位応答機P.H.V	原子炉水位応答機A	原子炉水位応答機B	原子炉水位燃料機P.H.V	原子炉水位燃料機A	原子炉水位燃料機B	PLRポンプ(A) 入口温度	PLRポンプ(B) 入口温度	S.R.V 開	RHRポンプ(A) 出口流量	RHRポンプ(B) 出口流量	RHRポンプ(C) 出口流量	L.P.C.Sポンプ出口流量	H.P.C.Sポンプ出口流量	R.C.I.Cポンプ出口流量	H.P.A.Cポンプ出口流量	RHRヘッドスプレイン洗浄流量	RHR蒸発器冷却ライン洗浄流量	RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量	RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量	R.C.W A系 蒸気流量	R.C.W B系 蒸気流量		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																														
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力応答機B.V																														
	原子炉圧力応答機A																														
	原子炉圧力応答機B																														
	原子炉水位応答機P.H.V																														
	原子炉水位応答機A																														
	原子炉水位応答機B																														
	原子炉水位燃料機P.H.V																														
	原子炉水位燃料機A																														
	原子炉水位燃料機B																														
	PLRポンプ(A) 入口温度																														
	PLRポンプ(B) 入口温度																														
	S.R.V 開																														
	RHRポンプ(A) 出口流量																														
	RHRポンプ(B) 出口流量																														
	RHRポンプ(C) 出口流量																														
	L.P.C.Sポンプ出口流量																														
	H.P.C.Sポンプ出口流量																														
	R.C.I.Cポンプ出口流量																														
	H.P.A.Cポンプ出口流量																														
	RHRヘッドスプレイン洗浄流量																														
RHR蒸発器冷却ライン洗浄流量																															
RHR熱交換器(A) 冷却水入口流量																															
RHR熱交換器(B) 冷却水入口流量																															
R.C.W A系 蒸気流量																															
R.C.W B系 蒸気流量																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																						
	<p>【設定供機】 (3/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 288 1158 798"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">炉心冷却の 状態確認</td><td>B、9kV母線6-2A電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2B電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2E電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SA1電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SA2電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SB1電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2SB2電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2C電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2D電圧</td></tr> <tr><td>B、9kV母線6-2F電圧</td></tr> <tr><td>D/G 2A ショック検出</td></tr> <tr><td>D/G 2B ショック検出</td></tr> <tr><td>D/G 2C ショック検出</td></tr> <tr><td>炉水貯蔵タンク水位</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器側アウジング部温度)</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4B温度)</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4D温度)</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側上部温度)</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側下部温度)</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	炉心冷却の 状態確認	B、9kV母線6-2A電圧	B、9kV母線6-2B電圧	B、9kV母線6-2E電圧	B、9kV母線6-2SA1電圧	B、9kV母線6-2SA2電圧	B、9kV母線6-2SB1電圧	B、9kV母線6-2SB2電圧	B、9kV母線6-2C電圧	B、9kV母線6-2D電圧	B、9kV母線6-2F電圧	D/G 2A ショック検出	D/G 2B ショック検出	D/G 2C ショック検出	炉水貯蔵タンク水位	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器側アウジング部温度)	原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4B温度)	原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4D温度)	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側上部温度)	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側下部温度)		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																								
炉心冷却の 状態確認	B、9kV母線6-2A電圧																								
	B、9kV母線6-2B電圧																								
	B、9kV母線6-2E電圧																								
	B、9kV母線6-2SA1電圧																								
	B、9kV母線6-2SA2電圧																								
	B、9kV母線6-2SB1電圧																								
	B、9kV母線6-2SB2電圧																								
	B、9kV母線6-2C電圧																								
	B、9kV母線6-2D電圧																								
	B、9kV母線6-2F電圧																								
	D/G 2A ショック検出																								
	D/G 2B ショック検出																								
	D/G 2C ショック検出																								
	炉水貯蔵タンク水位																								
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器側アウジング部温度)																								
	原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4B温度)																								
原子炉圧力容器温度 (炉水ノズルN4D温度)																									
原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側上部温度)																									
原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下側下部温度)																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																															
	<p>【設定機種】 (4/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 300 1160 922"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>ドライウェル圧力</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室圧力 (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室圧力</td></tr> <tr><td></td><td>RPMベローシール部周辺温度 (最大)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位 (BVI)</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位A</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室水位B</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度A</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度B</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度C</td></tr> <tr><td></td><td>圧力制御室内空気温度D</td></tr> <tr><td rowspan="20">格納容器内の 状態確認</td><td>サブプレッションプール水温 (最大)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (17℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (24℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (30℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (37℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (44℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (51℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (58℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (65℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (72℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (79℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (86℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (93℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (100℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (107℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (114℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (121℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (128℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (135℃)</td></tr> <tr><td>サブプレッションプール水温 (142℃)</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ		ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)		ドライウェル圧力		圧力制御室圧力 (最大)		圧力制御室圧力		RPMベローシール部周辺温度 (最大)		圧力制御室水位 (BVI)		圧力制御室水位A		圧力制御室水位B		圧力制御室内空気温度A		圧力制御室内空気温度B		圧力制御室内空気温度C		圧力制御室内空気温度D	格納容器内の 状態確認	サブプレッションプール水温 (最大)	サブプレッションプール水温 (17℃)	サブプレッションプール水温 (24℃)	サブプレッションプール水温 (30℃)	サブプレッションプール水温 (37℃)	サブプレッションプール水温 (44℃)	サブプレッションプール水温 (51℃)	サブプレッションプール水温 (58℃)	サブプレッションプール水温 (65℃)	サブプレッションプール水温 (72℃)	サブプレッションプール水温 (79℃)	サブプレッションプール水温 (86℃)	サブプレッションプール水温 (93℃)	サブプレッションプール水温 (100℃)	サブプレッションプール水温 (107℃)	サブプレッションプール水温 (114℃)	サブプレッションプール水温 (121℃)	サブプレッションプール水温 (128℃)	サブプレッションプール水温 (135℃)	サブプレッションプール水温 (142℃)		<p>①の相違</p>
目 的	対象パラメータ																																																	
	ドライウェル圧力 (広帯域) (最大)																																																	
	ドライウェル圧力																																																	
	圧力制御室圧力 (最大)																																																	
	圧力制御室圧力																																																	
	RPMベローシール部周辺温度 (最大)																																																	
	圧力制御室水位 (BVI)																																																	
	圧力制御室水位A																																																	
	圧力制御室水位B																																																	
	圧力制御室内空気温度A																																																	
	圧力制御室内空気温度B																																																	
	圧力制御室内空気温度C																																																	
	圧力制御室内空気温度D																																																	
格納容器内の 状態確認	サブプレッションプール水温 (最大)																																																	
	サブプレッションプール水温 (17℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (24℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (30℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (37℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (44℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (51℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (58℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (65℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (72℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (79℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (86℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (93℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (100℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (107℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (114℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (121℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (128℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (135℃)																																																	
	サブプレッションプール水温 (142℃)																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																										
	<p>【設定根拠】 (5/10)</p> <table border="1" data-bbox="739 284 1160 858"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度A (0~3.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度B (0~3.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度A (0~1.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS水素濃度B (0~1.0%)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度A (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度A (S/C)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度B (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>格納容器内水素濃度B (S/C)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS酸素濃度A</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS酸素濃度B</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS (A) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td></td><td>CAMS (B) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td rowspan="14">格納容器内の 状態確認</td><td>D/W放射線モニタA</td></tr> <tr><td>D/W放射線モニタB</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタA</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタB</td></tr> <tr><td>RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開</td></tr> <tr><td>RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(A) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(B) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ(C) 出口圧力</td></tr> <tr><td>HFCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>LFCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCCポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力</td></tr> <tr><td>HFAポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>HFAポンプ入口蒸気圧力</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ		CAMS水素濃度A (0~3.0%)		CAMS水素濃度B (0~3.0%)		CAMS水素濃度A (0~1.0%)		CAMS水素濃度B (0~1.0%)		格納容器内水素濃度A (D/W)		格納容器内水素濃度A (S/C)		格納容器内水素濃度B (D/W)		格納容器内水素濃度B (S/C)		CAMS酸素濃度A		CAMS酸素濃度B		CAMS (A) サンプル切替 (D/W)		CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	格納容器内の 状態確認	D/W放射線モニタA	D/W放射線モニタB	S/C放射線モニタA	S/C放射線モニタB	RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開	RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開	RHRポンプ(A) 出口圧力	RHRポンプ(B) 出口圧力	RHRポンプ(C) 出口圧力	HFCポンプ出口圧力	LFCポンプ出口圧力	RCCポンプ出口圧力	RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力	HFAポンプ出口圧力	HFAポンプ入口蒸気圧力		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																																												
	CAMS水素濃度A (0~3.0%)																																												
	CAMS水素濃度B (0~3.0%)																																												
	CAMS水素濃度A (0~1.0%)																																												
	CAMS水素濃度B (0~1.0%)																																												
	格納容器内水素濃度A (D/W)																																												
	格納容器内水素濃度A (S/C)																																												
	格納容器内水素濃度B (D/W)																																												
	格納容器内水素濃度B (S/C)																																												
	CAMS酸素濃度A																																												
	CAMS酸素濃度B																																												
	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)																																												
	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)																																												
格納容器内の 状態確認	D/W放射線モニタA																																												
	D/W放射線モニタB																																												
	S/C放射線モニタA																																												
	S/C放射線モニタB																																												
	RHR A系格納容器スプレイ隔離弁開																																												
	RHR B系格納容器スプレイ隔離弁開																																												
	RHRポンプ(A) 出口圧力																																												
	RHRポンプ(B) 出口圧力																																												
	RHRポンプ(C) 出口圧力																																												
	HFCポンプ出口圧力																																												
	LFCポンプ出口圧力																																												
	RCCポンプ出口圧力																																												
	RCCポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力																																												
	HFAポンプ出口圧力																																												
HFAポンプ入口蒸気圧力																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																						
	<p>【設定根拠】 (6/10)</p> <table border="1" data-bbox="736 284 1160 991"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="33">格納容器内の状態確認</td><td>ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（0℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（180℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（SRV出入口上部周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアコック上部周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（43℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（28℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（13℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（130℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（隔離駆動機構出入口下部周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（90℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（270℃）周辺温度）</td></tr> <tr><td>潜水移送ポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（2m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（2m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（23m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（23m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位A（44m）</td></tr> <tr><td>ドライウエル水位B（44m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（0.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（0.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（1.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（1.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（1.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（1.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（2.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（2.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（2.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（2.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（3.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（3.0m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A（3.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B（3.5m）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部注水流量</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）</td></tr> </tbody> </table>	品名	対象パラメータ	格納容器内の状態確認	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（0℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（180℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（SRV出入口上部周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアコック上部周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（43℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（28℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（13℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（130℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（隔離駆動機構出入口下部周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（90℃）周辺温度）	ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（270℃）周辺温度）	潜水移送ポンプ出口圧力	ドライウエル水位A（2m）	ドライウエル水位B（2m）	ドライウエル水位A（23m）	ドライウエル水位B（23m）	ドライウエル水位A（44m）	ドライウエル水位B（44m）	原子炉格納容器下部水位A（0.5m）	原子炉格納容器下部水位B（0.5m）	原子炉格納容器下部水位A（1.0m）	原子炉格納容器下部水位B（1.0m）	原子炉格納容器下部水位A（1.5m）	原子炉格納容器下部水位B（1.5m）	原子炉格納容器下部水位A（2.0m）	原子炉格納容器下部水位B（2.0m）	原子炉格納容器下部水位A（2.5m）	原子炉格納容器下部水位B（2.5m）	原子炉格納容器下部水位A（3.0m）	原子炉格納容器下部水位B（3.0m）	原子炉格納容器下部水位A（3.5m）	原子炉格納容器下部水位B（3.5m）	原子炉格納容器下部注水流量	原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）	原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）		<p>①の相違</p>
品名	対象パラメータ																																								
格納容器内の状態確認	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（0℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（ドライウエルフランジ部（180℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（SRV出入口上部周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（閉鎖用エアコック上部周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（43℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（電気弁部（28℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（13℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（隔離出入口用ヘッド下部（130℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（隔離駆動機構出入口下部周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（90℃）周辺温度）																																								
	ドライウエル雰囲気温度（Vシステム内（270℃）周辺温度）																																								
	潜水移送ポンプ出口圧力																																								
	ドライウエル水位A（2m）																																								
	ドライウエル水位B（2m）																																								
	ドライウエル水位A（23m）																																								
	ドライウエル水位B（23m）																																								
	ドライウエル水位A（44m）																																								
	ドライウエル水位B（44m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（0.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（0.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（1.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（1.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（1.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（1.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（2.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（2.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（2.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（2.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（3.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（3.0m）																																								
	原子炉格納容器下部水位A（3.5m）																																								
	原子炉格納容器下部水位B（3.5m）																																								
	原子炉格納容器下部注水流量																																								
原子炉格納容器代替スプレイ流量（A）																																									
原子炉格納容器代替スプレイ流量（B）																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																							
	<p>【設定拱携】 (7/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 288 1162 727"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">放射能監視の 状態確認</td><td>スタック放射線モニタ (IC) A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (IC) B</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (SCIN) A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ (SCIN) B</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高A1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高A2</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高B1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射線高B2</td></tr> <tr><td>DCIS内側隔離</td></tr> <tr><td>DCIS外側隔離</td></tr> <tr><td>MSTV (第1) 全閉閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (A) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (B) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (C) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔離弁 (D) 閉</td></tr> <tr><td>MSTV (第2) 全閉閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (A) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (B) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (C) 閉</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔離弁 (D) 閉</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	放射能監視の 状態確認	スタック放射線モニタ (IC) A	スタック放射線モニタ (IC) B	スタック放射線モニタ (SCIN) A	スタック放射線モニタ (SCIN) B	主蒸気管放射線高A1	主蒸気管放射線高A2	主蒸気管放射線高B1	主蒸気管放射線高B2	DCIS内側隔離	DCIS外側隔離	MSTV (第1) 全閉閉	主蒸気第1隔離弁 (A) 閉	主蒸気第1隔離弁 (B) 閉	主蒸気第1隔離弁 (C) 閉	主蒸気第1隔離弁 (D) 閉	MSTV (第2) 全閉閉	主蒸気第2隔離弁 (A) 閉	主蒸気第2隔離弁 (B) 閉	主蒸気第2隔離弁 (C) 閉	主蒸気第2隔離弁 (D) 閉		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																									
放射能監視の 状態確認	スタック放射線モニタ (IC) A																									
	スタック放射線モニタ (IC) B																									
	スタック放射線モニタ (SCIN) A																									
	スタック放射線モニタ (SCIN) B																									
	主蒸気管放射線高A1																									
	主蒸気管放射線高A2																									
	主蒸気管放射線高B1																									
	主蒸気管放射線高B2																									
	DCIS内側隔離																									
	DCIS外側隔離																									
	MSTV (第1) 全閉閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (A) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (B) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (C) 閉																									
	主蒸気第1隔離弁 (D) 閉																									
	MSTV (第2) 全閉閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (A) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (B) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (C) 閉																									
	主蒸気第2隔離弁 (D) 閉																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																						
	<p>【設定根拠】 (8/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 284 1160 1008"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対応パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">常時の情報確認</td><td>SGTS A系動作</td></tr> <tr><td>SGTS B系動作</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ (IC) A</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ (IC) B</td></tr> <tr><td>注水口モニタ (2号機)</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H1</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H2</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H3</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H4</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H5</td></tr> <tr><td>モニタリングポストIC線量率H6</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L1</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L2</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L3</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L4</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L5</td></tr> <tr><td>モニタリングポストNaI線量率L6</td></tr> <tr><td>風向 (トヨタフューザ)</td></tr> <tr><td>風速 (露塔観測)</td></tr> <tr><td>風向 (トヨタフューザ)</td></tr> <tr><td>風速 (露塔観測)</td></tr> <tr><td>大気安定度</td></tr> <tr><td rowspan="10">非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等</td><td>ADS A系作動</td></tr> <tr><td>ADS B系作動</td></tr> <tr><td>KCICタービン止め弁開</td></tr> <tr><td>LPCSポンプ 運転中</td></tr> <tr><td>HPCSポンプ 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (A) 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (B) 運転中</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (C) 運転中</td></tr> <tr><td>RHR A系LPC注入異常弁開</td></tr> <tr><td>RHR B系LPC注入異常弁開</td></tr> <tr><td>RHR C系LPC注入異常弁開</td></tr> <tr><td>排給水流量</td></tr> </tbody> </table>	目的	対応パラメータ	常時の情報確認	SGTS A系動作	SGTS B系動作	SGTS放射線モニタ (IC) A	SGTS放射線モニタ (IC) B	注水口モニタ (2号機)	モニタリングポストIC線量率H1	モニタリングポストIC線量率H2	モニタリングポストIC線量率H3	モニタリングポストIC線量率H4	モニタリングポストIC線量率H5	モニタリングポストIC線量率H6	モニタリングポストNaI線量率L1	モニタリングポストNaI線量率L2	モニタリングポストNaI線量率L3	モニタリングポストNaI線量率L4	モニタリングポストNaI線量率L5	モニタリングポストNaI線量率L6	風向 (トヨタフューザ)	風速 (露塔観測)	風向 (トヨタフューザ)	風速 (露塔観測)	大気安定度	非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等	ADS A系作動	ADS B系作動	KCICタービン止め弁開	LPCSポンプ 運転中	HPCSポンプ 運転中	RHRポンプ (A) 運転中	RHRポンプ (B) 運転中	RHRポンプ (C) 運転中	RHR A系LPC注入異常弁開	RHR B系LPC注入異常弁開	RHR C系LPC注入異常弁開	排給水流量		<p>①の相違</p>
目的	対応パラメータ																																								
常時の情報確認	SGTS A系動作																																								
	SGTS B系動作																																								
	SGTS放射線モニタ (IC) A																																								
	SGTS放射線モニタ (IC) B																																								
	注水口モニタ (2号機)																																								
	モニタリングポストIC線量率H1																																								
	モニタリングポストIC線量率H2																																								
	モニタリングポストIC線量率H3																																								
	モニタリングポストIC線量率H4																																								
	モニタリングポストIC線量率H5																																								
	モニタリングポストIC線量率H6																																								
	モニタリングポストNaI線量率L1																																								
	モニタリングポストNaI線量率L2																																								
	モニタリングポストNaI線量率L3																																								
	モニタリングポストNaI線量率L4																																								
	モニタリングポストNaI線量率L5																																								
モニタリングポストNaI線量率L6																																									
風向 (トヨタフューザ)																																									
風速 (露塔観測)																																									
風向 (トヨタフューザ)																																									
風速 (露塔観測)																																									
大気安定度																																									
非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等	ADS A系作動																																								
	ADS B系作動																																								
	KCICタービン止め弁開																																								
	LPCSポンプ 運転中																																								
	HPCSポンプ 運転中																																								
	RHRポンプ (A) 運転中																																								
	RHRポンプ (B) 運転中																																								
	RHRポンプ (C) 運転中																																								
	RHR A系LPC注入異常弁開																																								
	RHR B系LPC注入異常弁開																																								
RHR C系LPC注入異常弁開																																									
排給水流量																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																														
	<p>【設定根拠】 (9/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 960"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層45.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール上部温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）</td></tr> <tr><td></td><td>〔使用済燃料プール下部温度〕</td></tr> <tr><td></td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）</td></tr> <tr><td></td><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層45.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）		〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール上部温度〕		使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）		〔使用済燃料プール下部温度〕		燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）		燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層57.010mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.810mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層46.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層45.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層44.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層43.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層42.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層41.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-1.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-2.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-3.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層-4.000mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーモ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール温度（燃料クック上層）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール水位（燃料クック上層-1200mm～-7200mm）〕																																																																																
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール上部温度〕																																																																																
	使用済燃料プール水位／温度（サイドバルブ式）																																																																																
	〔使用済燃料プール下部温度〕																																																																																
	燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）																																																																																
	燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																													
	<p>【設定根拠】 (10/10)</p> <table border="1" data-bbox="734 300 1160 874"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="10">本素体による格納容器の蒸気防止確認</td><td>フィルタ装置出口本素濃度 (0~3.0%)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口本素濃度 (0~1.0%)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (A) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (B) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (C) (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (A)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (B)</td></tr> <tr><td>フィルタ装置温度 (C)</td></tr> <tr><td rowspan="14">本素体による原子炉建屋の蒸気防止確認</td><td>原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度A)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度B)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (バルブラビンジ室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (再長用エアロック前室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (CRD補修室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (計装ネネトレーション室)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋内本素濃度 (トラス室)</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度</td></tr> <tr><td>計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	本素体による格納容器の蒸気防止確認	フィルタ装置出口本素濃度 (0~3.0%)	フィルタ装置出口本素濃度 (0~1.0%)	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	フィルタ装置温度 (A)	フィルタ装置温度 (B)	フィルタ装置温度 (C)	本素体による原子炉建屋の蒸気防止確認	原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度A)	原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度B)	原子炉建屋内本素濃度 (バルブラビンジ室)	原子炉建屋内本素濃度 (再長用エアロック前室)	原子炉建屋内本素濃度 (CRD補修室)	原子炉建屋内本素濃度 (計装ネネトレーション室)	原子炉建屋内本素濃度 (トラス室)	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度	計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度	計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度		<p>①の相違</p>
目的	対象パラメータ																															
本素体による格納容器の蒸気防止確認	フィルタ装置出口本素濃度 (0~3.0%)																															
	フィルタ装置出口本素濃度 (0~1.0%)																															
	フィルタ装置水位 (A) (広帯域)																															
	フィルタ装置水位 (B) (広帯域)																															
	フィルタ装置水位 (C) (広帯域)																															
	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)																															
	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)																															
	フィルタ装置温度 (A)																															
	フィルタ装置温度 (B)																															
	フィルタ装置温度 (C)																															
本素体による原子炉建屋の蒸気防止確認	原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度A)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (原子炉建屋オペレーティングフロア本素濃度B)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (バルブラビンジ室)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (再長用エアロック前室)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (CRD補修室)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (計装ネネトレーション室)																															
	原子炉建屋内本素濃度 (トラス室)																															
	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置入口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置1動作監視装置出口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置入口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置8動作監視装置出口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置入口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置12動作監視装置出口温度																															
	計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置入口温度																															
計測熱保式水素再結合装置15動作監視装置出口温度																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																									
	<table border="1" data-bbox="672 239 1227 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検知範囲</td> <td>酸素</td> <td>%</td> <td>0 ~ 100</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>%</td> <td>0.04 ~ 5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 343 1227 414"> 【設定根拠】 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。 </p> <p data-bbox="672 430 1227 502"> 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室及び中央制御室待避所への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。 </p> <p data-bbox="672 518 1227 590"> なお、保管数は、中央制御室及び中央制御室待避所にそれぞれ1台保管するための合計2台に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を保管する設計とする。 </p> <p data-bbox="672 606 1227 861"> 1. 検知範囲 1.1 酸素濃度 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、空気中の酸素濃度18%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、3%FSの精度を有する設計とする。 1.2 二酸化炭素濃度 労働安全衛生規則に基づき、許容炭酸ガス濃度1.5%以下であることを管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては、±10%rdg又は0.01%のうち大きいほうの精度を有する設計とする。 </p>	名称		酸素濃度計、二酸化炭素濃度計		検知範囲	酸素	%	0 ~ 100	二酸化炭素	%	0.04 ~ 5.0	<table border="1" data-bbox="1256 239 1812 311"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th colspan="2">酸素濃度・二酸化炭素濃度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">検知範囲</td> <td>酸素</td> <td>vol%</td> <td colspan="2">0 ~ 25.0</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>vol%</td> <td colspan="2">0 ~ 5.00</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 335 1812 406"> 【設定根拠】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。 </p> <p data-bbox="1256 422 1812 494"> 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。 </p> <p data-bbox="1256 510 1812 582"> 保管数は、中央制御室に保管する1台に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を加えた合計3台を保管する設計とする。 </p> <p data-bbox="1256 598 1812 829"> 1. 検知範囲 1. 1 酸素濃度 労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則及び鉱山保安法に基づき、空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては±0.7%の精度を有する設計とする。 1. 2 二酸化炭素濃度 鉱山保安法に基づき、炭酸ガス含有率が1%以下であることを管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1%以下であることを検知できる設計とする。また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。 </p>	名称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計		検知範囲	酸素	vol%	0 ~ 25.0		二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00		<p data-bbox="1841 231 2150 279"> 【女川】記載表現の相違 【大飯】女川審査実績の反映 </p>
名称		酸素濃度計、二酸化炭素濃度計																										
検知範囲	酸素	%	0 ~ 100																									
	二酸化炭素	%	0.04 ~ 5.0																									
名称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計																									
検知範囲	酸素	vol%	0 ~ 25.0																									
	二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00																									

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
		<table border="1" data-bbox="1256 236 1816 405"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td></td> <td>アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペ</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>個</td> <td>-</td> <td>46.7 以上 (46.7)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td></td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td></td> <td></td> <td>1以上 (2 (予備1))</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 405 1816 427">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="1256 427 1816 450" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p data-bbox="1256 450 1816 497">重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペは、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="1256 523 1816 593">アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペは、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラスの水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために設置する。</p> <p data-bbox="1256 619 1816 734">系統構成は、アニュラスからの水素排出として、アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペはB-アニュラス全量排気弁に窒素を供給し、代替電源設備によりアニュラス排気弁駆動用空気配管電磁弁を開弁することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第68条系統図」による。</p> <p data-bbox="1256 759 1816 829">アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するために設置する。</p> <p data-bbox="1256 855 1816 970">系統構成は、放射性物質の濃度低減として、アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペはB-アニュラス全量排気弁に窒素を供給し、代替電源設備によりアニュラス排気弁駆動用空気配管電磁弁を開弁することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第74条系統図」による。</p>			変更前	変更後	名 称			アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペ	容 量	個	-	46.7 以上 (46.7)	最高使用圧力	MPa		14.7	最高使用温度	℃		40	個 数			1以上 (2 (予備1))	<p data-bbox="1843 229 1910 252">②の相違</p>
		変更前	変更後																								
名 称			アニュラス全量排気弁操作作用可搬型窒素ガスポンペ																								
容 量	個	-	46.7 以上 (46.7)																								
最高使用圧力	MPa		14.7																								
最高使用温度	℃		40																								
個 数			1以上 (2 (予備1))																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
		<p>1. 容量</p> <p>重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、高压ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスポンベを使用する。このため、当該ポンベの容量は一般汎用型の窒素ガスポンベの標準容量46.7t/個以上とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、アニュラス全量排気弁の操作に必要な容量を満足する設計とする。</p> <p>なお、アニュラス全量排気弁への空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業でアニュラス全量排気弁は、「開」状態を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="1285 491 1783 896"> <thead> <tr> <th>想定操作</th> <th>開保持1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：\square m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分)：\square m³/回 アニュラス全量排気弁を全開にするための消費量 配管加圧消費量：\square m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： \square </td> </tr> <tr> <td>ポンベ必要個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.80MPa[abs] ポンベ容量：\square m³/個^(注) 制御弁動作圧力：\square MPa[abs] <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、\square</p> <p>必要個数：\square</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベの必要個数は\square個となるため、設置個数は\square個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7t/個とする。</p> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：\square m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分)：\square m³/回 アニュラス全量排気弁を全開にするための消費量 配管加圧消費量：\square m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： \square 	ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.80MPa[abs] ポンベ容量：\square m³/個^(注) 制御弁動作圧力：\square MPa[abs] <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、\square</p> <p>必要個数：\square</p>	<p>②の相違</p>
想定操作	開保持1回								
消費量	<ul style="list-style-type: none"> 連続消費量：\square m³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 パッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分)：\square m³/回 アニュラス全量排気弁を全開にするための消費量 配管加圧消費量：\square m³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 窒素ガス消費総量： \square 								
ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ポンベ充てん圧力：14.80MPa[abs] ポンベ容量：\square m³/個^(注) 制御弁動作圧力：\square MPa[abs] <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、\square</p> <p>必要個数：\square</p>								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>2. 最高使用圧力 アニュラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンペにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 アニュラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40℃とする。</p> <p>4. 個数 可搬型設備であるアニュラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンペは、重大事故等対処設備としてB-アニュラス全量排気弁に窒素を供給し、B-アニュラス全量排気弁を間操作するために必要な個数である、1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。</p> <p>(注1) アニュラス全量排気弁操作可能型窒素ガスポンペ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^3 / 0.101 = 6.84 \text{Nm}^3$ <p>Q：窒素ポンペ内の窒素量 (Nm³) V₁：ポンペの容量 (m³) = 46.7 × 10³ P：ポンペの充てん圧力 (MPa[abs]) = 14.7 + 0.101 = 14.801</p>	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
	<table border="1" data-bbox="667 240 1229 357"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>非常用ガス処理系排風機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>2463（注1）（2500（注2））</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>□（注1）（22（注2））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">機器仕様に関する注記</td> <td>注1：要求値を示す 注2：公称値を示す</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="678 360 1218 536"> 【設定根拠】 非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備として使用する場合、放射性よう素及び粒子状放射性物質等が直接大気へ放出されることを防止し、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することを目的とし、事故時に原子炉建屋原子炉棟内のガスを吸引し、非常用ガス処理系フィルタ装置を介して排気する。また、非常用ガス処理系排風機は、工学的安全施設作動回路からの信号により、自動的に常用の換気空調系が停止されるとともに起動し、原子炉建屋原子炉棟内を水柱約6mmの負圧に維持し、原子炉建屋原子炉棟内を50%/dayで換気する能力を有する。 </p> <p data-bbox="678 560 1218 667"> 非常用ガス処理系排風機を重大事故等対処設備として使用する場合、炉心の著しい損傷の発生時に原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質を含むガスが漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内のガスを排気筒を經由して屋外に排気することにより、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、運転員の被ばく量を低減することが可能な設計とする。 </p> <p data-bbox="678 671 1218 756"> ただし、非常用ガス処理系を使用する際は、非常用ガス処理系フィルタ装置の高性能エアフィルタ及び活性炭エアフィルタによる放射性物質の除去が期待できるが、中央制御室の居住性に係る被ばく評価にあたっては保守的に非常用ガス処理系フィルタ装置による放射性物質の除去能力には期待しないものとする。 </p> <p data-bbox="678 761 1218 868"> なお、炉心の著しい損傷の発生時における中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、運転員の7日間の実効線量が代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSv、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSvとなり、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認している。 </p> <p data-bbox="678 873 1218 890"> （詳細は「59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」参照。） </p>	名称		非常用ガス処理系排風機	容量	m ³ /h/個	2463（注1）（2500（注2））	原動機出力	kW/個	□（注1）（22（注2））	機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す		<p data-bbox="1839 233 1912 250">②の相違</p>
名称		非常用ガス処理系排風機													
容量	m ³ /h/個	2463（注1）（2500（注2））													
原動機出力	kW/個	□（注1）（22（注2））													
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す													
挿入みの内容は商業機密の観点から公開できません。															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>1. 容量</p> <p>重大事故等対処設備としての非常用ガス処理系排風機の容量は、「(1) 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積を50%/dayで処理できる容量」に「(2) 原子炉格納容器からの漏えい量」を加えたものとする。</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積を50%/dayで処理できる容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋原子炉棟内の空間容積：115,000m³ $115000 \times \frac{50}{100} \times \frac{1}{24} = 2395.83 \approx 2396 \text{ m}^3/\text{h}$ <p>(2) 原子炉格納容器からの漏えい量</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器の空間容積：13,100m³ 原子炉格納容器漏えい率：1.3 %/day (原子炉格納容器限界圧力時における想定漏えい率) 原子炉格納容器限界圧力である0.955325MPa[abs]の気体が 大気圧(0.101325MPa[abs])に開放された場合の容積比：9.43 (0.955325/0.101325 = 9.428 ≈ 9.43) $13100 \times \frac{1.3}{100} \times 9.43 \times \frac{1}{24} = 66.91 \approx 67 \text{ m}^3/\text{h}$ <p>以上より、非常用ガス処理系排風機の容量は、2396+67=2463m³/h以上とし、設計基準事故対処設備としての容量と同じ2500m³/h/個とする。</p> <p>2. 原動機出力</p> <p>非常用ガス処理系排風機の前動機出力は、非常用ガス処理系排風機の定格風量点における軸動力をもとに設定する。</p> <p>定格風量点における非常用ガス処理系排風機の風量は2,500 m³/h、静圧は750mmAqであり、その場合の必要軸動力は□ kWとなる。</p> <p>上記より、非常用ガス処理系排風機の前動機出力は、必要軸動力を上回る原動機メーカー標準出力とし、22 kW/個とする。</p>		<p>②の相違</p>

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

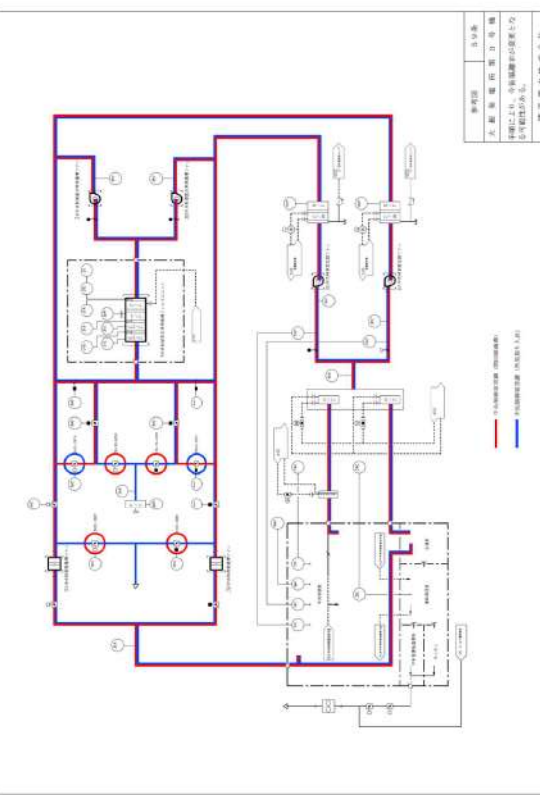
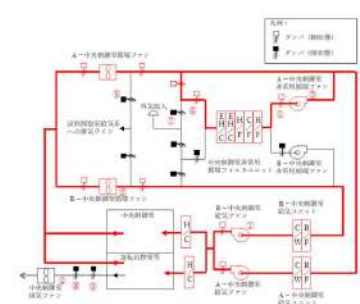
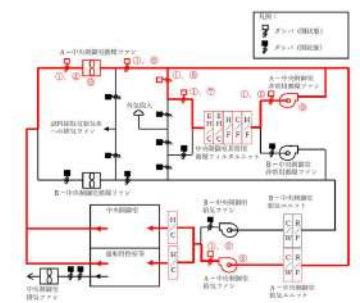
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

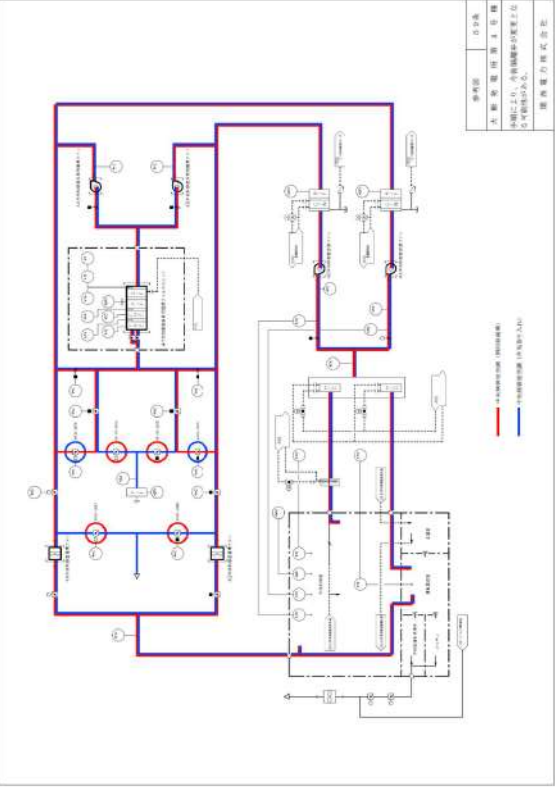
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>59-7 SA バウンダリ系統図（参考）</p>			<p>【大飯】資料構成の相違 ・大飯では「SA バウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等であるため、作成していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">3号炉</p>  <p style="text-align: right;"> 図 59-4 中央制御室空調装置 事故時回路図 (A系列運転中・全交流動力電源が不安な場合) </p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>	<p>【泊欄は59-4を一部再掲】</p> <table border="1" data-bbox="1321 207 1747 414"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作モード</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-中央制御室送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-中央制御室送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン</td> <td>起動→停止</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>調整値→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>中央制御室送風ファン</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>中央制御室送風ファン</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>運転</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;"> 図 59-4 中央制御室空調装置 事故時回路図 (A系列運転中・全交流動力電源が不安な場合) </p> <table border="1" data-bbox="1321 813 1747 1021"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作モード</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ダンパ駆動用送風機用空気コネクタ弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン出口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>A-中央制御室送風ファン入口ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>全開→調整値</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>全開→調整値</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉制御室</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>A-中央制御室送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A-中央制御室送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-中央制御室非常用送風ファン</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作員操作</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;"> 図 59-4 中央制御室空調装置 事故時回路図 (A系列運転中・全交流動力電源が喪失した場合) </p>	No.	機器名称	状態の変化	操作モード	操作方法	備考	①	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源	②	B-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源	③	A-中央制御室非常用送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源	④	A-中央制御室非常用送風ファン	起動→停止	中央制御室	運転	交流電源	⑤	A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源	⑥	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源	⑦	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源	⑧	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	調整値→全閉	中央制御室	運転	交流電源	⑨	中央制御室送風ファン	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源	⑩	中央制御室送風ファン	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源	No.	機器名称	状態の変化	操作モード	操作方法	備考	①	ダンパ駆動用送風機用空気コネクタ弁	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—	②	A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—	③	A-中央制御室非常用送風ファン出口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—	④	A-中央制御室送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—	⑤	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→調整値	原子炉制御室	手動操作	—	⑥	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→調整値	原子炉制御室	手動操作	—	⑦	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—	⑧	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源	⑨	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源	⑩	A-中央制御室非常用送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯では「SAバウンダリ系統図」として示しているが、内容としては泊では「系統図」として記載している内容と同等である。
No.	機器名称	状態の変化	操作モード	操作方法	備考																																																																																																																																		
①	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
②	B-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
③	A-中央制御室非常用送風ファン	停止→起動	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
④	A-中央制御室非常用送風ファン	起動→停止	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑤	A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑥	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑦	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑧	A-中央制御室非常用送風ファン風量調節ダンパ	調整値→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑨	中央制御室送風ファン	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
⑩	中央制御室送風ファン	全開→全閉	中央制御室	運転	交流電源																																																																																																																																		
No.	機器名称	状態の変化	操作モード	操作方法	備考																																																																																																																																		
①	ダンパ駆動用送風機用空気コネクタ弁	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
②	A-中央制御室非常用送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
③	A-中央制御室非常用送風ファン出口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
④	A-中央制御室送風ファン入口ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
⑤	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→調整値	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
⑥	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→調整値	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
⑦	A-中央制御室送風ファン風量調節ダンパ	全開→全閉	原子炉制御室	手動操作	—																																																																																																																																		
⑧	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		
⑨	A-中央制御室送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		
⑩	A-中央制御室非常用送風ファン	停止→起動	中央制御室	操作員操作	交流電源																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p>  <p style="text-align: right;"> <small> 赤線：本機用 青線：共用機用 黒線：他機用 赤線：本機用 青線：共用機用 黒線：他機用 </small> </p>			<p>【大飯】共用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は4号炉についても示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

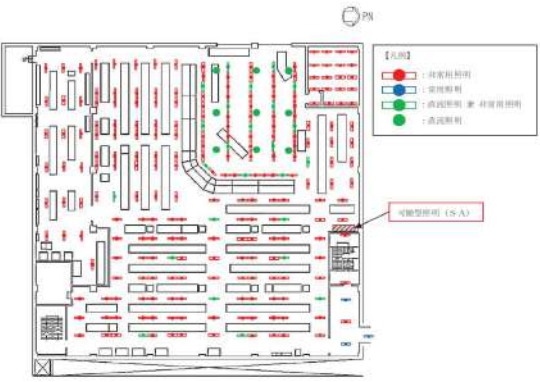
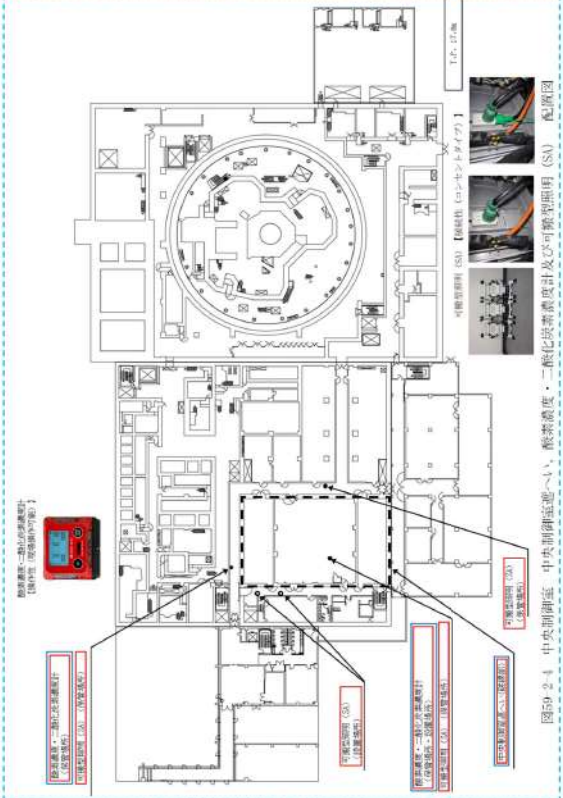
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）


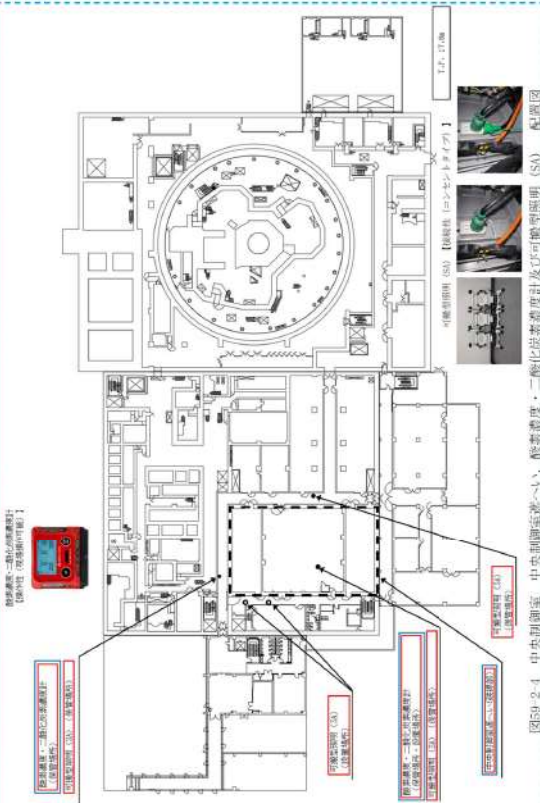
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>59-7 保管場所図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

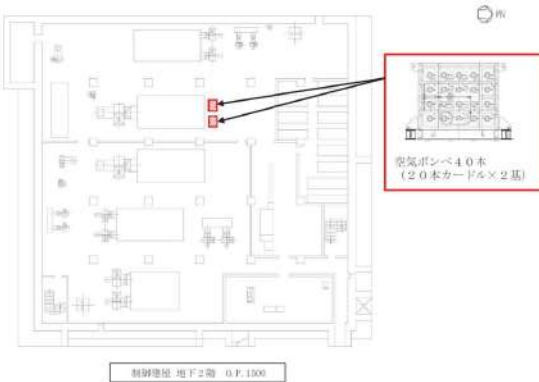
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>新築建屋 地上3階 0.F. 23000</p> <p>図59-7-1 中央制御室 可換型照明 (SA) 保管場所</p>	<p>【本ページの泊欄は59-2を一部掲載して比較する。】</p> <p>【再掲】</p>  <p>図59-2-4 中央制御室</p>	<p>差異理由</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は「59-2 配置図」に保管場所も記載しており、比較のため再掲する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>図59-7-2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度計 保管場所</p>	<p>【本ページの泊欄は59-2を一部掲載して比較する。】</p> <p>【再掲】</p>  <p>図59-2-4 中央制御室 中央制御室差へい、酸素濃度、二酸化炭素濃度計及び可燃性ガス計 配置図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は「59-2 配置図」に保管場所も記載しており、比較のため再掲する。


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="683 662 1108 702">図 59-7-3 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）保管場所（その1） （制御室地下2階）</p>		<p data-bbox="1836 231 1915 255">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p data-bbox="672 654 1120 702">図59-7-4 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンプ）保管場所（その2） （制御室地上1階）</p>		<p data-bbox="1836 223 1904 255">①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 原子炉制御室等（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>59-9 大飯発電所3号炉及び4号炉原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目次</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準)に係る被ばく評価について</p> <p>2. 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <p>□ = DB □ = SA</p>	<p>目次</p> <p>26条別添2参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について 26条別添2-1-1</p> <p>1.1 大気中への放出量の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.2 大気拡散の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2 入退域時の被ばく 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく(経路④) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退域時の被ばく(経路⑤) 26条別添2-1-4</p> <p>1.5 評価結果のまとめ 26条別添2-1-5</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について 59-9-2-1</p> <p>2.1 評価事象 59-9-2-1</p> <p>2.2 大気中への放出量の評価 59-9-2-2</p> <p>2.3 大気拡散の評価 59-9-2-3</p> <p>2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 59-9-2-4</p> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路③) 59-9-2-5</p> <p>2.4.1.4 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路④) 59-9-2-5</p> <p>2.4.2 入退域時の被ばく 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑥) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑦) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑧) 59-9-2-6</p> <p>2.4.2.4 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく(経路⑨) 59-9-2-7</p> <p>2.5 評価結果のまとめ 59-9-2-7</p>	<p>目次</p> <p>26条別添2参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について 26条別添2-1-1</p> <p>1.1 大気中への放出量の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.2 大気拡散の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 26条別添2-1-1</p> <p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく(経路③) 26条別添2-1-2</p> <p>1.4.2 入退域時の被ばく 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく(経路④) 26条別添2-1-4</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退域時の被ばく(経路⑤) 26条別添2-1-4</p> <p>1.5 評価結果のまとめ 26条別添2-1-6</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について 59-7-2-1</p> <p>2.1 評価事象 59-7-2-1</p> <p>2.2 大気中への放出量の評価 59-7-2-1</p> <p>2.3 大気拡散の評価 59-7-2-2</p> <p>2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 59-7-2-3</p> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) 59-7-2-3</p> <p>2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) 59-7-2-4</p> <p>2.4.2 入退域時の被ばく 59-7-2-4</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路④) 59-7-2-4</p> <p>2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく(経路⑤) 59-7-2-4</p> <p>2.5 評価結果のまとめ 59-7-2-4</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 女川との評価項目の相違理由については各資料の相違理由欄を参照</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について</p> <p>大飯3、4号炉 中央制御室居住性に係る被ばく評価の評価条件等について、添付資料の一覧を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">添付一覧</p> <p>添付資料1-1：中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について ・ 1-1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 1-1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について ・ 1-1-5 空気流入率試験結果について ・ 1-1-6 直交代の考え方について ・ 1-1-7 内規¹⁾との整合性について <p style="text-align: right;">SAの内容を含む</p> <p>添付資料1-2：中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-2-2 事故シーケンス選定の考え方について ・ 1-2-3 原子炉格納容器への核分裂生成物の放出割合の設定について ・ 1-2-4 よう素の化学形態の設定について ・ 1-2-5 原子炉格納容器等への元素状よう素の沈着効果について ・ 1-2-6 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について ・ 1-2-7 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について ・ 1-2-8 原子炉格納容器漏えい率の設定について ・ 1-2-9 アンニラス空気浄化系統 空気作動ガンパの開放手順の成立性について ・ 1-2-10 フィルタ除去効率の設定について ・ 1-2-17 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について <p>【目次再掲】 1-2-14 マスクによる防護係数について</p> <p>【目次再掲】 1-2-13 中央制御室換気系統の閉回路循環運転時における空気作動ガンパ強制開放手順の成立性について</p> <p>【目次再掲】 1-2-12 中央制御室の直接線、スカイシャイン線量評価方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-11 大気への放出放射放射線量の推移グラフについて <p>【目次再掲】 1-2-16 中央制御室のグランドシャイン線量の評価方法について</p>	<p style="text-align: center;">26条別添2参照 本資料</p> <p>添付資料1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 1-3 運転員の交替について ・ 1-4 内規¹⁾との整合性について <p>添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表 ・ 2-2 事象の選定の考え方について ・ 2-3 核分裂生成物の放出割合について ・ 2-4 放射性物質の大気放出過程について ・ 2-5 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について ・ 2-6 原子炉格納容器等への有機よう素の沈着効果について ・ 2-7 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 2-8 被ばく評価に用いる大気拡散評価について ・ 2-9 地表面への沈着速度の設定について ・ 2-10 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について ・ 2-11 有機よう素の乾性沈着速度について ・ 2-12 マスクによる防護係数について ・ 2-13 原子炉建屋内放射線からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-14 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-15 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-16 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について ・ 2-17 大気中に放出された放射性物質の入域時の吸入摂取による被ばくの評価方法について ・ 2-18 原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-19 原子炉運転時の炉心熱出力を定格熱出力に余裕を見た出力とした場合の影響について 	<p>添付資料1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について ・ 1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について ・ 1-5 空気流入率試験結果について ・ 1-6 直交代の考え方について ・ 1-7 中央制御室(設計基準事故)居住性に係る被ばく評価との適合状況 <p>添付資料2 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表 ・ 2-2 事象の選定の考え方について ・ 2-3 居住性評価に用いる炉心選定の考え方について ・ 2-4 核分裂生成物の放出割合について ・ 2-5 放射性物質の大気放出過程について ・ 2-6 よう素の化学形態の設定について ・ 2-7 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について ・ 2-8 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について ・ 2-9 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について ・ 2-10 アンニラス空気浄化設備 空気作動弁の開放手順の成立性について ・ 2-11 アンニラス部の負圧達成時間について ・ 2-12 フィルタ除去効率の設定について ・ 2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 2-14 被ばく評価に用いる大気拡散評価について ・ 2-15 地表面への沈着速度の設定について ・ 2-16 乾性沈着速度の設定について ・ 2-17 マスクによる防護係数について ・ 2-18 中央制御室空調装置の閉回路循環運転時における空気作動ガンパ強制開放手順の成立性について ・ 2-19 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-20 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-21 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について ・ 2-22 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について ・ 2-23 大気中に放出された放射性物質の入域時の吸入摂取による被ばくの評価方法について 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 女川との評価項目の相違理由については各資料の相違理由欄を参照</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 中央制御室の居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価</p> <p>重大事故が発生した場合の中央制御室の居住性に係る被ばく評価にあたっては、「実用発電用原子炉施設に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド（以下、審査ガイドという）」に基づき、評価を行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第59条より抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規定第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>2.1. 評価事象</p> <p>評価事象については、想定する格納容器破損モードのうち、中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスを想定し、格納容器破損防止対策に係る有効性評価における雰囲気圧力・温度による静的負荷のうち、格納容器過圧の破損モードにおいて想定している、大破断 LOCA 時に ECCS 注入および格納容器スプレイ注入に失敗するシーケンスとする。</p> <p style="text-align: right;">= SA</p>	<p>2. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）に基づき行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第74条抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は代替循環冷却系を用いて事故収束に成功した場合で最大約 51mSv、格納容器ペントを実施した場合で最大約 51mSv となった。なお、この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>2.1 評価事象</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、「想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス」である「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失したシーケンス」においても、格納容器ペントを実施することなく事象を収束することのできる代替循環冷却系を整備している。しかしながら、被ばく評価においては、中央制御室の居住性評価を厳しくする観点から、代替循環冷却系を使用した場合のみならず、前述の「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタペント系を経由した格納容器ペントを実施した場合も想定する。</p>	<p>2. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下、「審査ガイド」という。）に基づき行った。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第59条抜粋）</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）を想定すること。</p> <p>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は約 15mSv となった。なお、この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>2.1 評価事象</p> <p>泊発電所3号炉においては、「想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス」を想定し、格納容器破損防止対策に係る有効性評価における雰囲気圧力・温度による静的負荷のうち、格納容器過圧の破損モードにおいて想定している、「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」を想定する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【追函】格納容器貫通部の除染係数見直しによる線量評価</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違及び評価線量の相違。PWR の評価事象については「2.1 評価事象」を参照。</p> <p>【女川】大飯審査実績の反映</p> <p>【女川】型式の相違 ・プラント型式の相違に伴う評価事象想定 の相違。なお、大飯とは同様の評価事象想定である。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は有効性評価で用いている用語に統一した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
<p>2.2. 大気中への放出量の評価</p> <p>放射性物質の大気中への放出量は、従来の原子炉設置変更許可申請書添付書類十の原子炉冷却材喪失時被ばく評価と同様のプロセスにて評価する。</p> <p>また、上記評価事象が炉心損傷後の事象であることを踏まえ、原子炉格納容器内に放出された放射性物質は NUREG-1465 の原子炉格納容器内への放出割合を基に設定して評価する。</p> <p>大気中への放射性物質の放出低減機能を有する代替低圧注水ポンプによるスプレイおよびアンユラス空気浄化設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>	<p>2.2 大気中への放出量の評価</p> <p>大気中へ放出される放射性物質の量は、上記 2.1 で示した事故シーケンスを想定し評価した。なお、原子炉格納容器から原子炉格納容器フィルタベント系への流入量及び原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への漏えい量を MAAP 解析及びNUREG-1465 の知見を用いて評価した。ただし、MAAP コードでは、よう素の化学組成は考慮されないため、粒子状よう素、無機よう素及び有機よう素については、大気中の放出量評価条件を設定し、放出量を評価した。評価に用いた放出放射エネルギーを表1及び表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算） （代替循環冷却系により事象を収束することを想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="750 571 1294 874"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 1.6×10¹⁸</td><td colspan="2">約 1.6×10¹⁷</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 2.1×10¹⁸</td><td colspan="2">約 4.5×10¹⁵</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 8.4×10¹⁷</td><td colspan="2">約 2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 6.0×10¹⁸</td><td colspan="2">約 2.7×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 1.8×10¹⁹</td><td colspan="2">約 2.9×10¹²</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 1.8×10¹⁹</td><td colspan="2">約 4.2×10¹¹</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 5.5×10¹⁹</td><td colspan="2">約 2.8×10¹¹</td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 4.1×10¹⁹</td><td colspan="2">約 7.5×10¹⁰</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算） （格納容器ベントの実施を想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="750 954 1294 1279"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出</th> <th>原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 4.6×10¹⁸</td><td>約 8.9×10¹⁶</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 3.3×10¹⁸</td><td>約 3.0×10¹⁵</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 9.6×10¹⁷</td><td>約 2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 6.7×10¹⁸</td><td>約 2.7×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 6.3×10¹⁸</td><td>約 2.9×10¹²</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 1.3×10¹⁹</td><td>約 4.2×10¹¹</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 7.9×10¹⁷</td><td>約 2.8×10¹¹</td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 2.0×10¹⁷</td><td>約 7.5×10¹⁰</td></tr> </tbody> </table>	核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出		希ガス類	約 1.6×10 ¹⁸	約 1.6×10 ¹⁷		よう素類	約 2.1×10 ¹⁸	約 4.5×10 ¹⁵		Cs 類	約 8.4×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²		Te 類	約 6.0×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²		Ba 類	約 1.8×10 ¹⁹	約 2.9×10 ¹²		Ru 類	約 1.8×10 ¹⁹	約 4.2×10 ¹¹		Ce 類	約 5.5×10 ¹⁹	約 2.8×10 ¹¹		La 類	約 4.1×10 ¹⁹	約 7.5×10 ¹⁰		核種グループ	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出	希ガス類	約 4.6×10 ¹⁸	約 8.9×10 ¹⁶	よう素類	約 3.3×10 ¹⁸	約 3.0×10 ¹⁵	Cs 類	約 9.6×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²	Te 類	約 6.7×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²	Ba 類	約 6.3×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²	Ru 類	約 1.3×10 ¹⁹	約 4.2×10 ¹¹	Ce 類	約 7.9×10 ¹⁷	約 2.8×10 ¹¹	La 類	約 2.0×10 ¹⁷	約 7.5×10 ¹⁰	<p>2.2 大気中への放出量の評価</p> <p>大気中へ放出される放射性物質の量は、上記 2.1 で示した事故シーケンスを想定し、従来の原子炉設置変更許可申請書添付書類十の原子炉冷却材喪失時被ばく評価と同様のプロセスにて評価した。</p> <p>また、上記評価事象が炉心損傷後の事象であることを踏まえ、原子炉格納容器内に放出された放射性物質は NUREG-1465 の原子炉格納容器内への放出割合を基に設定して評価した。</p> <p>大気中への放射性物質の放出低減機能を有する代替格納容器スプレイ設備及びアンユラス空気浄化設備の起動時間については、全交流動力電源喪失及び最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。評価に用いた放出放射エネルギーを第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 大気中への放出放射エネルギー（7日間積算）*</p> <table border="1" data-bbox="1400 550 1908 880"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉心内部積量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">原子炉格納容器からの漏えい及びアンユラス空気浄化設備による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約 3.0×10¹⁸</td><td colspan="2">約 5.4×10¹⁶</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約 3.1×10¹⁸</td><td colspan="2">約 2.5×10¹⁴</td></tr> <tr><td>Cs 類</td><td>約 1.2×10¹⁸</td><td colspan="2">約 5.0×10¹²</td></tr> <tr><td>Te 類</td><td>約 1.9×10¹⁸</td><td colspan="2">約 2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba 類</td><td>約 1.8×10¹⁸</td><td colspan="2">約 1.7×10¹³</td></tr> <tr><td>Ru 類</td><td>約 3.7×10¹⁸</td><td colspan="2">約 2.3×10¹²</td></tr> <tr><td>Ce 類</td><td>約 6.5×10¹⁸</td><td colspan="2">約 3.4×10¹²</td></tr> <tr><td>La 類</td><td>約 6.6×10¹⁸</td><td colspan="2">約 2.4×10¹²</td></tr> </tbody> </table> <p>*：有効数字2桁で四捨五入した値</p>	核種グループ	停止時炉心内部積量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)		原子炉格納容器からの漏えい及びアンユラス空気浄化設備による放出		希ガス類	約 3.0×10 ¹⁸	約 5.4×10 ¹⁶		よう素類	約 3.1×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹⁴		Cs 類	約 1.2×10 ¹⁸	約 5.0×10 ¹²		Te 類	約 1.9×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹²		Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 1.7×10 ¹³		Ru 類	約 3.7×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹²		Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸	約 3.4×10 ¹²		La 類	約 6.6×10 ¹⁸	約 2.4×10 ¹²		<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り上げている内容が異なるが、いずれもソースタームの考え方を記載している。なお、大飯とは評価条件は同様である。 【女川】型式の相違 ・PWR では格納容器ベントを用いない。 <p>【追函】除染係数見直しによる線量評価</p> <p>【女川】型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PWR では格納容器ベントを用いない。
核種グループ	停止時炉内蔵量 [Bq] (gross 値)			放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																								
		原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																										
希ガス類	約 1.6×10 ¹⁸	約 1.6×10 ¹⁷																																																																																																										
よう素類	約 2.1×10 ¹⁸	約 4.5×10 ¹⁵																																																																																																										
Cs 類	約 8.4×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 6.0×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 1.8×10 ¹⁹	約 2.9×10 ¹²																																																																																																										
Ru 類	約 1.8×10 ¹⁹	約 4.2×10 ¹¹																																																																																																										
Ce 類	約 5.5×10 ¹⁹	約 2.8×10 ¹¹																																																																																																										
La 類	約 4.1×10 ¹⁹	約 7.5×10 ¹⁰																																																																																																										
核種グループ	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																											
	原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉棟からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																										
希ガス類	約 4.6×10 ¹⁸	約 8.9×10 ¹⁶																																																																																																										
よう素類	約 3.3×10 ¹⁸	約 3.0×10 ¹⁵																																																																																																										
Cs 類	約 9.6×10 ¹⁷	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 6.7×10 ¹⁸	約 2.7×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 6.3×10 ¹⁸	約 2.9×10 ¹²																																																																																																										
Ru 類	約 1.3×10 ¹⁹	約 4.2×10 ¹¹																																																																																																										
Ce 類	約 7.9×10 ¹⁷	約 2.8×10 ¹¹																																																																																																										
La 類	約 2.0×10 ¹⁷	約 7.5×10 ¹⁰																																																																																																										
核種グループ	停止時炉心内部積量 [Bq] (gross 値)	放出放射エネルギー [Bq] (gross 値)																																																																																																										
		原子炉格納容器からの漏えい及びアンユラス空気浄化設備による放出																																																																																																										
希ガス類	約 3.0×10 ¹⁸	約 5.4×10 ¹⁶																																																																																																										
よう素類	約 3.1×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹⁴																																																																																																										
Cs 類	約 1.2×10 ¹⁸	約 5.0×10 ¹²																																																																																																										
Te 類	約 1.9×10 ¹⁸	約 2.5×10 ¹²																																																																																																										
Ba 類	約 1.8×10 ¹⁸	約 1.7×10 ¹³																																																																																																										
Ru 類	約 3.7×10 ¹⁸	約 2.3×10 ¹²																																																																																																										
Ce 類	約 6.5×10 ¹⁸	約 3.4×10 ¹²																																																																																																										
La 類	約 6.6×10 ¹⁸	約 2.4×10 ¹²																																																																																																										

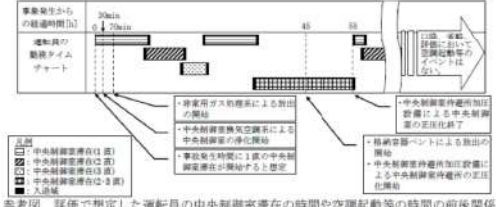
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
<p>2.3. 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、2010年1月～2010年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>なお、当該データの使用に当たっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、最近10年間の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。</p> <p>2.4. 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価</p> <p>建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。直接ガンマ線はQADコード、スカイシャインガンマ線はSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.5. 中央制御室居住性に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①～⑤)は、第2.1図に示すとおりである。それぞれの経路における評価方法および評価条件は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>	<p>2.3 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、女川原子力発電所敷地内において観測した2012年1月～2012年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を表3に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="772 630 1265 1093"> <thead> <tr> <th>放出源及び放出源高さ</th> <th>評価点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器 フィルタメント 排気管 (地上36m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統給気口</td> <td>SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>5.8×10⁻⁴</td> <td>4.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>8.6×10⁻⁴</td> <td>6.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SSW, SW, WSW, W</td> <td>5.0×10⁻⁴</td> <td>4.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>SSE, S, SSW, SW, WSW, W</td> <td>7.1×10⁻⁴</td> <td>5.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉建屋ブローアウトパネル (地上0m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統給気口</td> <td>SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>1.3×10⁻⁴</td> <td>5.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE, SE, SSE, S, SSW, SW</td> <td>1.6×10⁻⁴</td> <td>6.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SSW, SW, WSW, W</td> <td>9.9×10⁻⁴</td> <td>4.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>SSE, S, SSW, SW, WSW, W</td> <td>1.5×10⁻⁴</td> <td>6.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排気筒 (地上89m)</td> <td>中央制御室 換気空調系統給気口</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室中心</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理所</td> <td>SE</td> <td>4.0×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>制御建屋出入口</td> <td>ESE</td> <td>2.8×10⁻⁴</td> <td>1.0×10⁻¹⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮</p> <p>2.4 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価</p> <p>被ばく評価に当たっては、評価期間を事故発生後7日間とし、運転員が交替（5直3交替）するものとして実効線量を評価した。運転員の直交替サイクルを表4に、交替スケジュール例を表5に示す。</p>	放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	原子炉格納容器 フィルタメント 排気管 (地上36m)	中央制御室 換気空調系統給気口	SE, SSE, S, SSW, SW	5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW	8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	7.1×10 ⁻⁴	5.6×10 ⁻¹⁸	原子炉建屋ブローアウトパネル (地上0m)	中央制御室 換気空調系統給気口	SE, SSE, S, SSW, SW	1.3×10 ⁻⁴	5.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE, SE, SSE, S, SSW, SW	1.6×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	1.5×10 ⁻⁴	6.0×10 ⁻¹⁸	排気筒 (地上89m)	中央制御室 換気空調系統給気口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	出入管理所	SE	4.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸	<p>2.3 大気拡散の評価</p> <p>被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、泊発電所敷地内において観測した1997年1月～1997年12月の1年間における気象データを使用した。</p> <p>なお、当該データの使用に当たっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、最近10年間の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。</p> <p>相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2表 相対濃度及び相対線量</p> <table border="1" data-bbox="1344 630 1960 885"> <thead> <tr> <th>放出源及び放出源高さ</th> <th>評価点</th> <th>着目方位</th> <th>相対濃度 [s/m³]</th> <th>相対線量 [Gy/Bq]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地上 (地上0m)</td> <td>中央制御室中心</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N</td> <td>約5.6×10⁻⁴</td> <td>約2.4×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理建屋入口</td> <td>WNW, NW, NNW</td> <td>約3.8×10⁻⁴</td> <td>約1.8×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室入口</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N, NNE</td> <td>約5.7×10⁻⁴</td> <td>約2.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">排気筒 (地上73.1m)</td> <td>中央制御室中心</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N</td> <td>約2.8×10⁻⁴</td> <td>約4.6×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>出入管理建屋入口</td> <td>WNW, NW, NNW</td> <td>約1.9×10⁻⁴</td> <td>約3.3×10⁻¹⁸</td> </tr> <tr> <td>中央制御室入口</td> <td>W, WNW, NW, NNW, N, NNE</td> <td>約2.8×10⁻⁴</td> <td>約4.7×10⁻¹⁸</td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川・大飯】気象データ対象年の相違 ・気象データの代表性については、「2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について」を参照。 【女川】記載充実（大飯実績反映） 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。 【大飯】記載箇所の相違 ・次項で比較 【大飯】女川審査実績の反映</p>	放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	地上 (地上0m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約5.6×10 ⁻⁴	約2.4×10 ⁻¹⁸	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約3.8×10 ⁻⁴	約1.8×10 ⁻¹⁸	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約5.7×10 ⁻⁴	約2.3×10 ⁻¹⁸	排気筒 (地上73.1m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約2.8×10 ⁻⁴	約4.6×10 ⁻¹⁸	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.3×10 ⁻¹⁸	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約2.8×10 ⁻⁴	約4.7×10 ⁻¹⁸
放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																																																					
原子炉格納容器 フィルタメント 排気管 (地上36m)	中央制御室 換気空調系統給気口	SE, SSE, S, SSW, SW	5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE, E, SSE, SE, SSE, S, SSW, SW	8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	7.1×10 ⁻⁴	5.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
原子炉建屋ブローアウトパネル (地上0m)	中央制御室 換気空調系統給気口	SE, SSE, S, SSW, SW	1.3×10 ⁻⁴	5.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE, SE, SSE, S, SSW, SW	1.6×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SSW, SW, WSW, W	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	SSE, S, SSW, SW, WSW, W	1.5×10 ⁻⁴	6.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
排気筒 (地上89m)	中央制御室 換気空調系統給気口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室中心	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理所	SE	4.0×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	制御建屋出入口	ESE	2.8×10 ⁻⁴	1.0×10 ⁻¹⁸																																																																																					
放出源及び放出源高さ	評価点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]																																																																																					
地上 (地上0m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約5.6×10 ⁻⁴	約2.4×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約3.8×10 ⁻⁴	約1.8×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約5.7×10 ⁻⁴	約2.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
排気筒 (地上73.1m)	中央制御室中心	W, WNW, NW, NNW, N	約2.8×10 ⁻⁴	約4.6×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	出入管理建屋入口	WNW, NW, NNW	約1.9×10 ⁻⁴	約3.3×10 ⁻¹⁸																																																																																					
	中央制御室入口	W, WNW, NW, NNW, N, NNE	約2.8×10 ⁻⁴	約4.7×10 ⁻¹⁸																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																														
<p>中央制御室等の運転員に係る被ばく評価期間は事象発生後7日間とした。運転員の勤務形態としては5直2.5交代とし、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退城回数が多い運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間および入退城に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。</p> <p>2.5.1 中央制御室内での被ばく 2.5.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による中央制御室内での運転員の外部被ばくは、上記2.4.の方法で実効線量を評価した。</p> <p style="text-align: right;">□ = SA</p>	<p>また、評価で想定した運転員の入退城及び中央制御室滞在の開始及び終了の時間並びに空調起動や格納容器ベント実施の時間の前後関係を参考図に示す。なお、本評価においては、1直（1日目）の中央制御室滞在開始時に事故が発生するものと想定した。</p> <p>被ばく評価に当たって考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件を表9に、被ばく評価に係る換気空調設備の概略図を図3に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4 直交代サイクル</p> <table border="1" data-bbox="817 454 1209 558"> <thead> <tr> <th>勤務</th> <th colspan="2">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>21時30分～9時00分</td> <td>11時間30分</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>8時40分～16時50分</td> <td>8時間10分</td> </tr> <tr> <td>3直</td> <td>16時30分～21時50分</td> <td>5時間20分</td> </tr> <tr> <td>2・3直</td> <td>8時40分～21時50分</td> <td>13時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表5 直交替スケジュール例</p> <table border="1" data-bbox="772 598 1265 726"> <thead> <tr> <th rowspan="2">A班</th> <th colspan="7">日勤</th> <th rowspan="2">滞在時間</th> <th rowspan="2">入退城回数</th> </tr> <tr> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>49:40</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>36:30</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0:00</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>49:40</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>休</td> <td>休</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>/</td> <td>1</td> <td>38:10</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1直、2：2直、3：3直、23：2・3直、休：休日、日勤：事務所勤務日</p>  <p>参考図 評価で想定した運転員の中央制御室滞在の時間や空調起動等の時間の前後関係</p> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置は、原子炉建屋原子炉棟内に設置しているため、原子炉建屋の躯体により遮蔽されるため影響はない。</p>	勤務	勤務時間		1直	21時30分～9時00分	11時間30分	2直	8時40分～16時50分	8時間10分	3直	16時30分～21時50分	5時間20分	2・3直	8時40分～21時50分	13時間10分	A班	日勤							滞在時間	入退城回数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	A班	2	23	3	/	1	1	休	49:40	10回	B班	3	/	1	1	休	休	2	36:30	8回	C班								0:00	0回	D班	1	1	休	休	2	23	3	49:40	10回	E班	休	休	2	23	3	/	1	38:10	8回	<p>また、本評価においては、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退城回数が多い運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間及び入退城に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。</p> <p>被ばく評価に当たって考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを第1図及び第2図に示す。また、中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件を表6表に、被ばく評価に係る中央制御室空調装置の概略図を第3図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 直交代サイクル</p> <table border="1" data-bbox="1456 454 1848 558"> <thead> <tr> <th>勤務</th> <th>勤務時刻</th> <th>勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td> <td>22:00～8:10</td> <td>10時間10分</td> </tr> <tr> <td>2直</td> <td>8:10～15:20</td> <td>7時間20分</td> </tr> <tr> <td>3直</td> <td>15:00～22:10</td> <td>7時間10分</td> </tr> <tr> <td>連直</td> <td>8:00～22:10</td> <td>14時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第4表 勤務スケジュール例</p> <table border="1" data-bbox="1411 598 1892 726"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">日勤</th> <th rowspan="2">滞在時間</th> <th rowspan="2">入退城回数</th> </tr> <tr> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>3直</td> <td>連直</td> <td>2直</td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>49:00</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>3直</td> <td>連直</td> <td>2直</td> <td>38:50</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>2直</td> <td></td> <td>1直</td> <td>1直</td> <td></td> <td></td> <td>3直</td> <td>49:00</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>34:50</td> <td>8回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4.1 中央制御室内での被ばく 2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、原子炉格納容器内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。</p>	勤務	勤務時刻	勤務時間	1直	22:00～8:10	10時間10分	2直	8:10～15:20	7時間20分	3直	15:00～22:10	7時間10分	連直	8:00～22:10	14時間10分		日勤							滞在時間	入退城回数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	A班	3直	連直	2直	1直	1直			49:00	10回	B班										C班										D班	1直	1直			3直	連直	2直	38:50	8回	E班	2直		1直	1直			3直	49:00	10回									34:50	8回	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 ⑧の相違 泊は大飯の評価方法と同様。</p> <p>【追而】除染係数見直しによる線量評価</p> <p>⑧の相違</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違 ・泊はガイドにおける被ばく経路の表現と同様とした。 ・鋼製CVである泊では具体的には原子炉格納容器内の線源を考慮するため、文章後段では「原子炉格納容器」とした。 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>
勤務	勤務時間																																																																																																																																																																																
1直	21時30分～9時00分	11時間30分																																																																																																																																																																															
2直	8時40分～16時50分	8時間10分																																																																																																																																																																															
3直	16時30分～21時50分	5時間20分																																																																																																																																																																															
2・3直	8時40分～21時50分	13時間10分																																																																																																																																																																															
A班	日勤							滞在時間	入退城回数																																																																																																																																																																								
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日																																																																																																																																																																										
A班	2	23	3	/	1	1	休	49:40	10回																																																																																																																																																																								
B班	3	/	1	1	休	休	2	36:30	8回																																																																																																																																																																								
C班								0:00	0回																																																																																																																																																																								
D班	1	1	休	休	2	23	3	49:40	10回																																																																																																																																																																								
E班	休	休	2	23	3	/	1	38:10	8回																																																																																																																																																																								
勤務	勤務時刻	勤務時間																																																																																																																																																																															
1直	22:00～8:10	10時間10分																																																																																																																																																																															
2直	8:10～15:20	7時間20分																																																																																																																																																																															
3直	15:00～22:10	7時間10分																																																																																																																																																																															
連直	8:00～22:10	14時間10分																																																																																																																																																																															
	日勤							滞在時間	入退城回数																																																																																																																																																																								
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日																																																																																																																																																																										
A班	3直	連直	2直	1直	1直			49:00	10回																																																																																																																																																																								
B班																																																																																																																																																																																	
C班																																																																																																																																																																																	
D班	1直	1直			3直	連直	2直	38:50	8回																																																																																																																																																																								
E班	2直		1直	1直			3直	49:00	10回																																																																																																																																																																								
								34:50	8回																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【再掲】</p> <p>2.4. 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。直接ガンマ線はQADコード、スカイシャインガンマ線はSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②） 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に大気拡散効果と中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p>  <p>第2.1図 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路</p>	<p>原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線については、QAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはANISNコード及びG33-GP2Rコードを用いて評価した。</p> <p>2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②） 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p>	<p>原子炉格納容器内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線については、QAD-CGGP2Rコードを用い、スカイシャインガンマ線についてはSCATTERINGコードを用いて評価した。</p> <p>2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②） 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計等の相違 ・BWRでは、ANISNコードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2Rコードによりスカイシャイン線の評価するが、PWRのSCATTERINGコードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャイン線量を評価可能であるため、BWRのように2つのコードを用いる必要はない。なお、大飯とは評価方法は同様である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川の経路②、③を、泊では経路②としてまとめている。なお、大飯とは評価条件は同様である。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）</p> <p>事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から中央制御室内に取り込まれる。中央制御室内に取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばくおよび吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算にあたっては、運転員はマスクを着用しているとして評価した。また、(1)、(2)に示す中央制御室換気設備の効果を考慮した。</p> <p>なお、中央制御室換気設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p>(1)事故時運転モード</p> <p>中央制御室換気設備の事故時運転モードは、通常開いている外気取り込みダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する運転モードで、具体的な系統構成は第 2.2 図に示すとおりである。</p> <p>【再掲】</p> <p>なお、中央制御室換気設備の起動時間については、全交流動力電源喪失および最終ヒートシンク喪失を想定した起動遅れを考慮した評価とした。</p> <p>なお、大飯発電所3号炉と4号炉の中央制御室はそれぞれ共有している。</p> <p style="text-align: right;">= SA</p>	<p>2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路③）</p> <p>地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。</p> <p>2.4.1.4 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路④）</p> <p>外気から中央制御室内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、中央制御室内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用による防護効果を考慮した。</p> <p>また、格納容器ベントの際には運転員は図 4 に示す中央制御室待避所内に滞在するとして評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算は、以下の(1)から(3)に示す効果を考慮した。被ばく評価で想定する空調運用等のタイムチャートを図 5 に示す。</p> <p>(1) 事故時運転モード（少量外気取入）：中央制御室換気空調系</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モード（少量外気取入）は、通常開いている外気取り入れダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減し、フィルタを通した外気を少量取入れる運転モードである。具体的な系統構成を図 3 に示す。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度は事故時運転モード（少量外気取入）で評価している。</p> <p>なお、中央制御室換気空調系の事故時運転モード（少量外気取入）への切り換え時間については、運転操作や全交流動力電源喪失を想定した遅れを考慮し、有効性評価で設定した 30 分を起動遅れ時間として考慮した。</p> <p>(2) 中央制御室待避所加圧設備による中央制御室待避所の加圧</p> <p>中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（以下、「加圧設備」という。）により正圧を維持することで、外気の流入を防止する効果を考慮した。</p>	<p>2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）</p> <p>外気から中央制御室内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、中央制御室内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。</p> <p>なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用による防護効果を考慮した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算は、以下の(1)、(2)に示す効果を考慮した。</p> <p>(1) 閉回路循環運転：中央制御室空調装置</p> <p>中央制御室空調装置の閉回路循環運転は、通常開いている外気取り入れダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する運転モードである。具体的な系統構成を第 3 図に示す。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度は閉回路循環運転で評価している。</p> <p>なお、中央制御室空調装置の起動時間については、全交流動力電源喪失及び最終ヒートシンク喪失を想定した遅れを考慮し、300分を起動遅れ時間として考慮した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】記載方針の相違 ・女川の経路②、③を、泊では経路②としてまとめている。なお、大飯とは評価条件は同様である。</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 2.5.1.3 (1)にて再掲 【女川】記載方針の相違 ・泊では中央制御室待避所の加圧を行わないため、タイムチャートは記載していない。</p> <p>【大飯】 ・プラント条件の相違 泊は3号炉のみのため中央制御室の共有はない。 ②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)フィルタを通らない空気流入量 大飯発電所3、4号炉中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、空気流入率測定試験結果を踏まえて保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.5.2 入退城時の被ばく 【再掲】 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は、入退城の経路に沿って、正門、事務所入口および中央制御室入口として評価した。</p> <p>2.5.2.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路④） 事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線およびスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「2.5.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は、入退城の経路に沿って、正門、事務所入口および中央制御室入口として評価した。</p>  <p>図5.2.10 中央制御室換気設備の概要図(1) SA</p>	<p>(3) 中央制御室への外気の直接流入率 中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、保守的に換気率換算で1.0回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から制御建屋中央制御室出入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は出入管理所と制御建屋出入口の2箇所とし、入退城ごとに各々の評価点に7分間及び5分間滞在するとして評価した。なお、原子炉格納容器フィルタベント系の屋外配管に付着した放射性物質からの影響についても、上記と同様の評価点及び滞在時間として評価した。</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑤） 事故期間中に原子炉建屋原子炉棟内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、評価点を屋外とすること以外は「2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>また、原子炉格納容器フィルタベント系の排気管内に付着した放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばくも上記と同様な手法で実効線量を評価した。</p>	<p>(2) 中央制御室への外気の直接流入率 中央制御室へのフィルタを通らない空気流入量は、保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく 入退城時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。代表評価点は出入管理建屋入口及び中央制御室入口の2箇所とし、入退城ごとに各々の評価点に10分間及び5分間滞在するとして評価した。</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路④） 事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退城時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「2.4.1.1 原子炉建屋内からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】評価条件の相違 ・泊は大飯と同じ流入率。 【女川・大飯】評価条件の相違 ・具体的な代表点、滞在時間は異なる。 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。 【大飯】 記載箇所の相違 【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑥）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時について、外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.5.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で、内部被ばくは、空調設備効果を期待しないこと以外は「2.5.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）」と同様な手法で放射性物質からのガンマ線による外部被ばくおよび吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 2.5.2.1 の仮定に同じである。</p>	<p>2.4.2.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑥）</p> <p>中央制御室の壁等によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>2.4.2.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路⑦）</p> <p>中央制御室の壁等によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路③）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>2.4.2.4 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく（経路⑧）</p> <p>入退域時の内部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量及び大気拡散効果を踏まえ評価した。なお、評価に当たってはマスクの着用による防護効果を考慮した。</p>	<p>2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑥）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時について、外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で、内部被ばくは、空調設備効果を期待しないこと以外は「2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）」と同様な手法で放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線についても考慮して評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 2.4.2.1 の仮定に同じである。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川の経路⑥、⑦、⑧を、泊では経路⑥としてまとめている。なお、大阪とは評価方法は同様である。</p>
<p>2.6. 評価結果のまとめ</p> <p>3号炉、4号炉事故発生時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、第2.1表に示すとおり、実効線量が7日間でそれぞれ約7.2mSv、約4.3mSvである。また、3号炉事故発生時および4号炉事故発生時の合算値は約12mSvである。</p> <p>したがって、評価結果は、「判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。評価結果の内訳を第2.2表～第2.3表に示す。</p> <p>なお、マスク着用を考慮しない場合の3号炉、4号炉事故発生時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、実効線量が7日間でそれぞれ約66mSv、約49mSvであり、3号炉事故発生時および4号炉事故発生時の合算値は約120mSvである。</p>	<p>2.5 評価結果のまとめ</p> <p>代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合の評価結果を表6-1-1及び表6-1-2に示す。また、格納容器ベントを実施した場合の評価結果を表6-2-1及び表6-2-2に示す。さらに、各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい班の評価結果の内訳を表7-1-1から表7-2-2に、被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価結果の内訳を表8-1-1から表8-2-2に示す。</p> <p>評価の結果、7日間での実効線量は代替循環冷却系を用いて事象収束に成功した場合で最大約51mSv、格納容器ベントを実施した場合で最大約51mSvとなった。この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p>	<p>2.5 評価結果のまとめ</p> <p>中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、第5表に示すとおり、実効線量が7日間で約15mSvである。この評価結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価としている。</p> <p>このことから、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することを確認した。</p> <p>なお、マスク着用を考慮しない場合の中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、実効線量が7日間で約71mSvである。</p>	<p>【女川】個別解析の相違</p> <p>【女川】型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない</p> <p>【大阪】個別解析の相違</p>
<p>□ = SA</p>	<p>なお、参考として原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果に期待しない（DF=1）場合の評価結果について表6-3及び表6-4に示す。</p>	<p>【追函】除染係数見直しによる線量評価</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊と大阪は参考ケースとしてマスク着用を考慮しないケースの評価を実施している。</p> <p>【大阪】個別解析の相違</p> <p>【女川】評価条件の相違 ・泊は元々DF=1として評価している。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																								
	<p>表6-1-1 各勤務サイクルでの被ばく線量 (代替換機冷却系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 215 1234 375"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約6.2^{※3)}</td> <td>約2.7</td> <td>約1.4</td> <td>-</td> <td>約1.3</td> <td>約1.2</td> <td>-</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.2^{※3)}</td> <td>-</td> <td>約1.9</td> <td>約1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.87</td> <td>約9.5</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約46^{※4)}</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約1.1</td> <td>約1.2</td> <td>約0.47^{※5)}</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約1.5</td> <td>約1.5</td> <td>約0.92</td> <td>-</td> <td>約1.3^{※5)}</td> <td>約5.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (FF-03) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (FF-03) の着用を考慮。8時間当たり1時間外ものとして評価 ※3 遮蔽ケプセル上のコンタクト層を穿たれる施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退室時において事故後1日目のみマスク (FF-1,000) の着用を考慮。中央制御室内は8時間当たり18分間隔のものとして評価 ※5 本評価において想定した交代スケジュールでは、7日目3直の班が中央制御室直中に、突発のために入城する1直勤務の班 (本評価では7日目1直の班と同じ班を想定) が入城を待った時点で評価期間終了 (事故発生から18時間経過) となる。本表では、評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理している。また、本表における7日目1直の被ばく線量は、7日目3直の班が中央制御室直中に評価期間終了となることから、入城及び中央制御室直中 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量を示している。</p> <p>表6-1-2 各勤務サイクルでの被ばく線量 (代替換機冷却系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 582 1234 742"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約7.1^{※3)}</td> <td>約4.8</td> <td>約2.3</td> <td>-</td> <td>約3.2</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>約21</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.0^{※3)}</td> <td>-</td> <td>約3.8</td> <td>約3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.0</td> <td>約16</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約520^{※4)}</td> <td>約4.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.4</td> <td>約3.1</td> <td>約1.2^{※5)}</td> <td>約530</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約3.0</td> <td>約3.8</td> <td>約1.8</td> <td>-</td> <td>約2.9^{※5)}</td> <td>約12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (FF-03) の着用を考慮 ※2 遮蔽ケプセル上のコンタクト層を穿たれる施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※3 入退室時において事故後1日目のみマスク (FF-1,000) の着用を考慮 ※4 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の班にて評価。7日目3直の班が中央制御室直中に評価期間終了となることから、入城及び中央制御室直中 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の中央を参照)</p> <p>表6-2-1 各勤務サイクルでの被ばく線量 (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 869 1234 1029"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約6.2^{※3)}</td> <td>約2.1</td> <td>約1.4</td> <td>-</td> <td>約1.1</td> <td>約0.84</td> <td>-</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.2^{※3)}</td> <td>-</td> <td>約1.8</td> <td>約1.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.65</td> <td>約9.9</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約46^{※4)}</td> <td>約2.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.88</td> <td>約0.84</td> <td>約0.34^{※5)}</td> <td>約51</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約1.5</td> <td>約1.3</td> <td>約0.79</td> <td>-</td> <td>約0.86^{※5)}</td> <td>約4.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (FF-03) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (FF-03) の着用を考慮。8時間当たり1時間外ものとして評価 ※3 遮蔽ケプセル上のコンタクト層を穿たれる施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退室時において事故後1日目のみマスク (FF-1,000) の着用を考慮。中央制御室内は8時間当たり18分間隔のものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室直中 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の中央を参照)</p> <p>表6-2-2 各勤務サイクルでの被ばく線量 (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: μSv) ^{※1)※2)}</p> <table border="1" data-bbox="801 1204 1234 1364"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約7.1^{※3)}</td> <td>約2.5</td> <td>約2.0</td> <td>-</td> <td>約3.6</td> <td>約1.2</td> <td>-</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約6.0^{※3)}</td> <td>-</td> <td>約3.0</td> <td>約2.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約0.75</td> <td>約13</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約520^{※4)}</td> <td>約4.7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約1.2</td> <td>約1.1</td> <td>約0.36^{※5)}</td> <td>約530</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約2.7</td> <td>約2.2</td> <td>約0.97</td> <td>-</td> <td>約1.2^{※5)}</td> <td>約7.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退室時においてマスク (FF-03) の着用を考慮 ※2 遮蔽ケプセル上のコンタクト層を穿たれる施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※3 入退室時において事故後1日目のみマスク (FF-1,000) の着用を考慮 ※4 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室直中 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の中央を参照)</p>		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約6.2 ^{※3)}	約2.7	約1.4	-	約1.3	約1.2	-	約13	B班	約6.2 ^{※3)}	-	約1.9	約1.5	-	-	約0.87	約9.5	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約46 ^{※4)}	約2.9	-	-	約1.1	約1.2	約0.47 ^{※5)}	約51	E班	-	-	約1.5	約1.5	約0.92	-	約1.3 ^{※5)}	約5.3		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約7.1 ^{※3)}	約4.8	約2.3	-	約3.2	約2.9	-	約21	B班	約6.0 ^{※3)}	-	約3.8	約3.5	-	-	約2.0	約16	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約520 ^{※4)}	約4.6	-	-	約2.4	約3.1	約1.2 ^{※5)}	約530	E班	-	-	約3.0	約3.8	約1.8	-	約2.9 ^{※5)}	約12		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約6.2 ^{※3)}	約2.1	約1.4	-	約1.1	約0.84	-	約13	B班	約6.2 ^{※3)}	-	約1.8	約1.4	-	-	約0.65	約9.9	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約46 ^{※4)}	約2.9	-	-	約0.88	約0.84	約0.34 ^{※5)}	約51	E班	-	-	約1.5	約1.3	約0.79	-	約0.86 ^{※5)}	約4.6		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約7.1 ^{※3)}	約2.5	約2.0	-	約3.6	約1.2	-	約27	B班	約6.0 ^{※3)}	-	約3.0	約2.4	-	-	約0.75	約13	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約520 ^{※4)}	約4.7	-	-	約1.2	約1.1	約0.36 ^{※5)}	約530	E班	-	-	約2.7	約2.2	約0.97	-	約1.2 ^{※5)}	約7.0		<p>⑧の相違</p>
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																			
A班	約6.2 ^{※3)}	約2.7	約1.4	-	約1.3	約1.2	-	約13																																																																																																																																																																																																																			
B班	約6.2 ^{※3)}	-	約1.9	約1.5	-	-	約0.87	約9.5																																																																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																			
D班	約46 ^{※4)}	約2.9	-	-	約1.1	約1.2	約0.47 ^{※5)}	約51																																																																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約1.5	約1.5	約0.92	-	約1.3 ^{※5)}	約5.3																																																																																																																																																																																																																			
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																			
A班	約7.1 ^{※3)}	約4.8	約2.3	-	約3.2	約2.9	-	約21																																																																																																																																																																																																																			
B班	約6.0 ^{※3)}	-	約3.8	約3.5	-	-	約2.0	約16																																																																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																			
D班	約520 ^{※4)}	約4.6	-	-	約2.4	約3.1	約1.2 ^{※5)}	約530																																																																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約3.0	約3.8	約1.8	-	約2.9 ^{※5)}	約12																																																																																																																																																																																																																			
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																			
A班	約6.2 ^{※3)}	約2.1	約1.4	-	約1.1	約0.84	-	約13																																																																																																																																																																																																																			
B班	約6.2 ^{※3)}	-	約1.8	約1.4	-	-	約0.65	約9.9																																																																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																			
D班	約46 ^{※4)}	約2.9	-	-	約0.88	約0.84	約0.34 ^{※5)}	約51																																																																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約1.5	約1.3	約0.79	-	約0.86 ^{※5)}	約4.6																																																																																																																																																																																																																			
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																																																																																																																																			
A班	約7.1 ^{※3)}	約2.5	約2.0	-	約3.6	約1.2	-	約27																																																																																																																																																																																																																			
B班	約6.0 ^{※3)}	-	約3.0	約2.4	-	-	約0.75	約13																																																																																																																																																																																																																			
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																																																																																																																																			
D班	約520 ^{※4)}	約4.7	-	-	約1.2	約1.1	約0.36 ^{※5)}	約530																																																																																																																																																																																																																			
E班	-	-	約2.7	約2.2	約0.97	-	約1.2 ^{※5)}	約7.0																																																																																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>表6-3 各勤務サイクルでの被ばく線量 (参考) (代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合) (原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果を DF=1 とした場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: mSv) ^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約 8.7^{※4)}</td> <td>約 5.2</td> <td>約 3.0</td> <td>-</td> <td>約 3.1</td> <td>約 2.8</td> <td>-</td> <td>約 23</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約 7.5^{※4)}</td> <td>-</td> <td>約 4.0</td> <td>約 3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 2.2</td> <td>約 17</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約 55^{※4)}</td> <td>約 5.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 2.6</td> <td>約 2.9</td> <td>約 1.2^{※4)}</td> <td>約 66</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 3.4</td> <td>約 3.6</td> <td>約 2.3</td> <td>-</td> <td>約 3.3^{※4)}</td> <td>約 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退城時においてマスク (PF=50) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (PF=60) の着用を考慮。6時間当たり1時間外ものとして評価 ※3 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退城時において事故後1日目のみマスク (PF=1,000) の着用を考慮。中央制御室内は6時間当たり18分間外ものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の※5を参照)</p> <p>表6-4 各勤務サイクルでの被ばく線量 (参考) (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果を DF=1 とした場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮した場合) (単位: mSv) ^{※1)※2)※3)}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A班</td> <td>約 8.7^{※4)}</td> <td>約 24</td> <td>約 3.0</td> <td>-</td> <td>約 2.8</td> <td>約 2.5</td> <td>-</td> <td>約 41</td> </tr> <tr> <td>B班</td> <td>約 7.5^{※4)}</td> <td>-</td> <td>約 3.3</td> <td>約 3.3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 2.0</td> <td>約 16</td> </tr> <tr> <td>C班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>D班</td> <td>約 55^{※4)}</td> <td>約 5.4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 2.4</td> <td>約 2.6</td> <td>約 1.1^{※4)}</td> <td>約 66</td> </tr> <tr> <td>E班</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 3.5</td> <td>約 3.3</td> <td>約 2.2</td> <td>-</td> <td>約 3.0^{※4)}</td> <td>約 12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退城時においてマスク (PF=50) の着用を考慮 ※2 中央制御室内でマスク (PF=60) の着用を考慮。6時間当たり1時間外ものとして評価 ※3 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量 ※4 中央制御室内及び入退城時において事故後1日目のみマスク (PF=1,000) の着用を考慮。中央制御室内は6時間当たり18分間外ものとして評価 ※5 評価期間終了直前の入城に伴う被ばく線量は、7日目1直の被ばく線量に加えて整理。7日目3直の被ばく線量は、入城及び中央制御室滞在 (評価期間終了まで) に伴う被ばく線量 (表6-1-1の※5を参照)</p>		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約 8.7 ^{※4)}	約 5.2	約 3.0	-	約 3.1	約 2.8	-	約 23	B班	約 7.5 ^{※4)}	-	約 4.0	約 3.5	-	-	約 2.2	約 17	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約 55 ^{※4)}	約 5.3	-	-	約 2.6	約 2.9	約 1.2 ^{※4)}	約 66	E班	-	-	約 3.4	約 3.6	約 2.3	-	約 3.3 ^{※4)}	約 13		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計	A班	約 8.7 ^{※4)}	約 24	約 3.0	-	約 2.8	約 2.5	-	約 41	B班	約 7.5 ^{※4)}	-	約 3.3	約 3.3	-	-	約 2.0	約 16	C班	-	-	-	-	-	-	-	0	D班	約 55 ^{※4)}	約 5.4	-	-	約 2.4	約 2.6	約 1.1 ^{※4)}	約 66	E班	-	-	約 3.5	約 3.3	約 2.2	-	約 3.0 ^{※4)}	約 12		⑧の相違
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																							
A班	約 8.7 ^{※4)}	約 5.2	約 3.0	-	約 3.1	約 2.8	-	約 23																																																																																																							
B班	約 7.5 ^{※4)}	-	約 4.0	約 3.5	-	-	約 2.2	約 17																																																																																																							
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																							
D班	約 55 ^{※4)}	約 5.3	-	-	約 2.6	約 2.9	約 1.2 ^{※4)}	約 66																																																																																																							
E班	-	-	約 3.4	約 3.6	約 2.3	-	約 3.3 ^{※4)}	約 13																																																																																																							
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	合計																																																																																																							
A班	約 8.7 ^{※4)}	約 24	約 3.0	-	約 2.8	約 2.5	-	約 41																																																																																																							
B班	約 7.5 ^{※4)}	-	約 3.3	約 3.3	-	-	約 2.0	約 16																																																																																																							
C班	-	-	-	-	-	-	-	0																																																																																																							
D班	約 55 ^{※4)}	約 5.4	-	-	約 2.4	約 2.6	約 1.1 ^{※4)}	約 66																																																																																																							
E班	-	-	約 3.5	約 3.3	約 2.2	-	約 3.0 ^{※4)}	約 12																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		
第2.1表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果		
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1	
	3号炉	4号炉
室内作業時	① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³
	② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻²
	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 3.0×10 ⁰
	小計 (①+②+③)	約 3.1×10 ⁰
入退城時	④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰
	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰
	小計 (④+⑤)	約 4.1×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 7.2 ⁺	約 4.3 ⁺

*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

□ = SA

女川原子力発電所2号炉			
表7-1-1 評価結果の内訳（被ばく線量が最大となる班（D班）の合計） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合）（単位：mSv）			
被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}		
	中央制御室滞在時		
① 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ⁻²		
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰		
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰		
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく （内訳） 内部被ばく (約 2.7×10 ⁰) 外部被ばく (約 5.6×10 ⁰)	約 3.2×10 ¹		
小計 (①+②+③+④)	約 4.6×10 ¹		
入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.4×10 ⁻¹	
	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.5×10 ⁻²	
	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.1×10 ⁰	
	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻²	
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰		
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10 ¹		

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

表7-1-2 評価結果の内訳（被ばく線量が最大となる班（D班）の合計） （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）			
被ばく経路	7日間の実効線量 ^{※1}		
	中央制御室滞在時		
① 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ⁻²		
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰		
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰		
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく （内訳） 内部被ばく (約 5.0×10 ⁰) 外部被ばく (約 5.6×10 ⁰)	約 5.1×10 ¹		
小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10 ¹		
入退城時	⑤ 原子炉建屋原子炉種内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.4×10 ⁻¹	
	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.5×10 ⁻²	
	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.1×10 ⁰	
	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻²	
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ⁰		
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.3×10 ¹		

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

泊発電所3号炉				
第5表 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価結果				
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	
室内作業時	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.7×10 ⁻²	—	約 1.7×10 ⁻²
	② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁻²	—	約 1.2×10 ⁻²
	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.1×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 2.2×10 ⁰
	小計 (①+②+③)	約 1.2×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 2.2×10 ⁰
入退城時	④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.0×10 ¹	—	約 1.0×10 ¹
	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.3×10 ⁰	約 7.9×10 ⁻²	約 1.4×10 ⁰
	小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 7.9×10 ⁻²	約 1.2×10 ¹
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 13	約 1.1	約 15 ⁺	

*1 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量
 *2 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

第9表 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価結果 （マスクなし）				
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	
室内作業時	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.7×10 ⁻²	—	約 1.7×10 ⁻²
	② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁻²	—	約 1.2×10 ⁻²
	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.1×10 ⁰	約 5.4×10 ¹	約 5.5×10 ¹
	小計 (①+②+③)	約 1.2×10 ⁰	約 5.4×10 ¹	約 5.5×10 ¹
入退城時	④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.0×10 ¹	—	約 1.0×10 ¹
	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.3×10 ⁰	約 3.9×10 ⁰	約 5.2×10 ⁰
	小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 3.9×10 ⁰	約 1.6×10 ¹
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 13	約 57	約 71 ⁺	

*1 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *2 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

【追而】除染係数見直しによる線量評価

【女川・大飯】個別解析による相違
 ・各社、マスクの着用を考慮する場合は、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することに相違なし。

【追而】除染係数見直しによる線量評価

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

第2.2表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果内訳（3号炉）

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 3.0×10 ⁰
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.1×10 ⁰	約 3.1×10 ⁰
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻²	約 1.4×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻²	約 4.1×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 1.2	約 7.2*2

*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値

*2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

第2.3表 (中央制御室居住性 (重大事故対策))に係る被ばく評価結果内訳 (4号炉)

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ⁻³	—	約 3.2×10 ⁻³
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.3×10 ⁰
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 8.7×10 ⁻¹	約 2.4×10 ⁰
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.8×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁻²	約 1.9×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 0.9	約 4.3*2

*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値

*2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

□ = SA

女川原子力発電所2号炉

表7-2-1 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (D班) の合計) (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合) (単位: mSv)

被ばく経路	7日間の実効線量 ^④
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ⁻²
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.2×10 ⁰
(内訳) 内部被ばく	(約 2.6×10 ⁰)
外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)
小計 (①+②+③+④)	約 4.5×10 ⁰
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻¹
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10 ⁻²
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10 ⁰
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10 ⁻³
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.1×10 ⁰

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

表7-2-2 評価結果の内訳 (被ばく線量が最大となる班 (D班) の合計) (原子炉格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合) (中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合) (単位: mSv)

被ばく経路	7日間の実効線量 ^④
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.1×10 ⁻²
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 6.7×10 ⁰
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ⁰
(内訳) 内部被ばく	(約 5.0×10 ⁰)
外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)
小計 (①+②+③+④)	約 5.2×10 ⁰
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.2×10 ⁻¹
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 1.6×10 ⁻²
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.2×10 ⁰
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.7×10 ⁻³
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.4×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ⁰

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

泊発電所3号炉

相違理由

【女川・大飯】個別解析による相違
 ・各社、マスクの着用を考慮する場合は、判断基準である「運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足することに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

【再掲】

第2.7表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（3号炉）（マスクなし）

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 4.0×10 ⁻²	—	約 4.0×10 ⁻²
③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹
④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 60	約 66**

*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値

*2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

第2.8表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（4号炉）（マスクなし）

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 3.2×10 ⁻²	—	約 3.2×10 ⁻²
③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹
④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 45	約 49**

*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値

*2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

女川原子力発電所2号炉

表8-1-1 評価結果の内訳（D班の1日目）
 （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合）
 （中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合）（単位：mSv）

被ばく経路	D班の1日目の実効線量**
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ¹
(内訳) 内部被ばく	(約 2.5×10 ¹)
外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)
小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ¹
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ¹

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

表8-1-2 評価結果の内訳（D班の1日目）
 （代替循環冷却系を用いて事象を収束する場合）
 （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）

被ばく経路	D班の1日目の実効線量**
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ¹
(内訳) 内部被ばく	(約 5.0×10 ¹)
外部被ばく	(約 5.6×10 ⁰)
小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ¹
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ¹

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

泊発電所3号炉

相違理由

【女川・大飯】個別解析による相違
 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい潜在日における評価を実施。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表 8-2-1 評価結果の内訳（D班の1日目） （原子伊格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮する場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 2.5×10⁰) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 4.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 4.6×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p> <p>表 8-2-2 評価結果の内訳（D班の1日目） （原子伊格納容器フィルタベント系を用いて事象を収束する場合） （中央制御室内でマスクの着用を考慮しない場合）（単位：mSv）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被ばく経路</th> <th>D班の1日目の実効線量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 3.8×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 7.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.5×10⁰</td> </tr> <tr> <td>④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 5.0×10⁰</td> </tr> <tr> <td>(内訳) 内部被ばく 外部被ばく</td> <td>(約 4.9×10⁰) (約 5.6×10⁰)</td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③+④)</td> <td>約 5.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 3.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく</td> <td>約 5.0×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 2.3×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)</td> <td>約 5.2×10⁰</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量</p>	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ⁰	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ⁰	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ⁰	被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}	① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰	③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰	④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ⁰	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 4.9×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)	小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ⁰	⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²	⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³	⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰	⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴	小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰	合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ⁰		<p>【女川・大飯】個別解析による相違 ・女川は各ケースについて被ばく線量の合計が最も大きい滞在日における評価を実施。</p>
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																						
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																						
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																						
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																						
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 3.1×10 ⁰																																																						
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 2.5×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)																																																						
小計 (①+②+③+④)	約 4.3×10 ⁰																																																						
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																						
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																						
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																						
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																						
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																						
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 4.6×10 ⁰																																																						
被ばく経路	D班の1日目の実効線量 ^{※1}																																																						
① 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 3.8×10 ⁻²																																																						
② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 7.0×10 ⁰																																																						
③ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 5.5×10 ⁰																																																						
④ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 5.0×10 ⁰																																																						
(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 4.9×10 ⁰) (約 5.6×10 ⁰)																																																						
小計 (①+②+③+④)	約 5.1×10 ⁰																																																						
⑤ 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 5.3×10 ⁻²																																																						
⑥ 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 3.9×10 ⁻³																																																						
⑦ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 2.3×10 ⁰																																																						
⑧ 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による入退城時の被ばく	約 5.0×10 ⁻⁴																																																						
小計 (⑤+⑥+⑦+⑧)	約 2.3×10 ⁰																																																						
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	約 5.2×10 ⁰																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>【参考】マスク着用期間を限定した線量評価について</p> <p>中央制御室の居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価においては、評価期間中マスクの着用を考慮している。一方、事故発生時には、事象の進展及び中央制御室内の放射性物質濃度に応じ、放射線管理を踏まえてマスク着用の運用を行う。</p> <p>今回の選定した事故シーケンス及び居住性に係る被ばく評価手法を用い、マスク着用期間を事故発生直後に限定した場合の被ばく評価を以下に示す。</p> <p>ここで、選定した事故シーケンスでは、全交流動力電源喪失を想定し、評価上、中央制御室非常用循環設備の起動遅れ時間を300分（5時間）としている。</p> <p>中央制御室非常用循環設備の起動後は、よう素フィルタ及び微粒子フィルタにより室内に取り込まれた放射性物質は低減される。</p> <p>このため、ここでは中央制御室非常用循環設備起動後の室内の放射性物質低減を考慮して、第2.4表のとおり事故発生後5時間までマスクを着用するとした。</p> <p>なお、評価上、屋外においては、室内より放射性物質濃度が高いため、入退城時にマスクを着用するとして評価した。</p> <p>マスク着用期間を限定した線量評価における中央制御室等の運転員の被ばく評価結果を第2.5表及び第2.6表に示す。マスクなしの結果を第2.7表及び第2.8表に示す。</p> <p>第2.4表 中央制御室非常用循環設備の作動状態及びマスク着用時間</p> <table border="1" data-bbox="71 805 698 925"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>0～5h</th> <th>5～168h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備</td> <td>—</td> <td>作動（フィルタによる放射性物質の低減）</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>着用</td> <td>—※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※入退城時のみ着用</p> <p style="text-align: right;">☐ = SA</p>	時間	0～5h	5～168h	中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）	マスク	着用	—※			<p>【大飯】 記載箇所の相違</p>
時間	0～5h	5～168h										
中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）										
マスク	着用	—※										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
<p>第2.5表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（3号炉）（5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> <td rowspan="10">【大飯】 記載箇所の相違</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10²</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.8×10¹</td> <td>約 2.0×10¹</td> </tr> <tr> <td>小 計 (①+②+③)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 1.8×10¹</td> <td>約 2.0×10¹</td> </tr> <tr> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 2.7×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 2.7×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1</td> <td>約 1.4×10⁰</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 1.4×10⁰</td> </tr> <tr> <td>小 計 (④+⑤)</td> <td>約 4.0×10⁰</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 4.1×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合 計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 6.0</td> <td>約 18</td> <td>約 24*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：入退域時については常にマスクを着用とした。 *2：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *3：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>第2.6表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（4号炉）（5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv) **</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 4.0×10³</td> <td>—</td> <td>約 4.0×10³</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 3.2×10²</td> <td>—</td> <td>約 3.2×10²</td> </tr> <tr> <td>③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 1.4×10¹</td> <td>約 1.5×10¹</td> </tr> <tr> <td>小 計 (①+②+③)</td> <td>約 1.5×10⁰</td> <td>約 1.4×10¹</td> <td>約 1.5×10¹</td> </tr> <tr> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 1.2×10⁰</td> <td>—</td> <td>約 1.2×10⁰</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1</td> <td>約 7.3×10¹</td> <td>約 3.8×10²</td> <td>約 7.6×10¹</td> </tr> <tr> <td>小 計 (④+⑤)</td> <td>約 1.9×10⁰</td> <td>約 3.8×10²</td> <td>約 1.9×10⁰</td> </tr> <tr> <td>合 計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 3.4</td> <td>約 14</td> <td>約 18*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：入退域時については常にマスクを着用とした。 *2：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *3：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>□ = SA</p>						被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	【大飯】 記載箇所の相違	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹	小 計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 1.4×10 ⁰	小 計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 4.1×10 ⁰	合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 18	約 24*3	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹	小 計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 7.3×10 ¹	約 3.8×10 ²	約 7.6×10 ¹	小 計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ²	約 1.9×10 ⁰	合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 14	約 18*3
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																			
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																	
①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³	【大飯】 記載箇所の相違																																																																																
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²																																																																																	
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹																																																																																	
小 計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹																																																																																	
④建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰																																																																																	
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 1.4×10 ⁰																																																																																	
小 計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ¹	約 4.1×10 ⁰																																																																																	
合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 18	約 24*3																																																																																	
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **																																																																																			
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																																																																	
①建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³																																																																																	
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²																																																																																	
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹																																																																																	
小 計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹																																																																																	
④建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰																																																																																	
⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 7.3×10 ¹	約 3.8×10 ²	約 7.6×10 ¹																																																																																	
小 計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ²	約 1.9×10 ⁰																																																																																	
合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 14	約 18*3																																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第2.7表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果 （3号炉）（マスクなし）						
室内作業時 入退域時	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1				
		外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計		
	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³		
	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²		
	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹		
	小計（①+②+③）	約 1.9×10 ⁰	約 5.6×10 ¹	約 5.8×10 ¹		
	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰		
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰		
	小計（④+⑤）	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰		
	合計（①+②+③+④+⑤）	約 6.0	約 60	約 66*2		
*1：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値						
第2.8表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果 （4号炉）（マスクなし）						
室内作業時 入退域時	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1				
		外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計		
	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³		
	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²		
	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹		
	小計（①+②+③）	約 1.5×10 ⁰	約 4.3×10 ¹	約 4.5×10 ¹		
	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰		
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰		
	小計（④+⑤）	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰		
	合計（①+②+③+④+⑤）	約 3.4	約 45	約 49*2		
*1：表における「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計（①+②+③+④+⑤）」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値						
□ = SA						
					【大飯】 記載箇所の相違	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p style="text-align: center;">中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく経路イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">中央制御室内での被ばく</td> <td style="padding: 5px;">①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく、（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">入退城での被ばく</td> <td style="padding: 5px;">③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく、吸入摂取による外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく、（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）</td> </tr> </table>	中央制御室内での被ばく	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく、（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）	入退城での被ばく	③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく、吸入摂取による外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく、（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）			<p>【大飯】 記載箇所の相違</p>
中央制御室内での被ばく	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく、（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）						
入退城での被ばく	③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく） ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく） ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく、吸入摂取による外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく、（クラウドシャイン及びグラウンドシャインによる外部被ばく）						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

中央制御室居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価の主要条件(1/3)

主要な評価条件(原簿への放出まで)

大項目	中項目	主要条件
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	炉心熱出力	定格出力(3411MWt)の102% 最高40,000時間
	原子炉運転時間 核分裂生成物割合	NUREG 1465に基づいて設定
原子炉格納容器内での低減効果	代替低圧注水ポンプによるエアロゾルのスプレイ除去効果	SRP6.5.2の評価式 ¹⁾ に基づき算出した除去速度により低減
	原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果	重力沈着速度を用いた評価式 ²⁾ に基づき算出した沈着率により低減
環境への放出	原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果	CSE 実験に基づき沈着率により低減
	原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day(事故期間中一定) 原子炉格納容器圧力(MAAP 解析結果)に応じた漏えい率に余裕を以て設定
	エアロゾル除去効率及び起動遅れ時間	フィルタ除去効率 エアロゾル: 99% よう素: 95% 起動遅れ時間: 60分(SBOを想定)

* 1: スプレイによるエアロゾルの除去速度を以下の式により算出 * 2: エアロゾルの原子炉格納容器等への沈着率を以下の式により算出

$$A_3 = \frac{3tFE}{2V_r D}$$

$$A_1 = V_r \frac{A_1}{V_r}$$

$$SA = \frac{A_1}{AF} = \frac{V_r \frac{A_1}{V_r}}{AF} = SA$$

λs: スプレイ除去速度 h; スプレイ液滴落下高さ
 Vs: スプレイ領域の体積 F: スプレイ流量
 E: 捕集効率 D: スプレイ管直径
 PR: を模擬した NPEC 実験によりスプレイ効率(E/D)を7と設定

炉心溶解が早く、事象進展中、原子炉格納容器圧力が高く推移し、被ばく評価の観点で厳しくなる「大LOCA+ECOS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」を選定。

評価イメージ図

表9 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要条件(1/4)

項目	評価条件	
発災プラント	2号炉	
評価事象	大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECOS 失敗 +全交流動力電源喪失	
炉心熱出力	2,436MWt	
原子炉運転時間	1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h 4サイクル: 40,000h 5サイクル: 50,000h	
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル: 0.229 2サイクル: 0.229 3サイクル: 0.229 4サイクル: 0.229 5サイクル: 0.084	
気象資料	女川原子力発電所における1年間の気象データ (2012年1月~2012年12月) (地上約10m, 地上約71m)	
実効放出継続時間	全放出源: 1時間	
建屋巻き込み	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 考慮する 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 考慮する 【排気筒】 巻き込みの影響はないため考慮しない	
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	
放出源及び放出源高さ	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 地上: 36m 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 地上: 0m 【排気筒】 地上: 80m ^{※1)}	
着目方位	中央制御室滞在時	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 中央制御室換気空調系の給気口: 5方位 中央制御室中心: 8方位 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 中央制御室換気空調系の給気口: 5方位 中央制御室中心: 6方位 【排気筒】 中央制御室換気空調系の給気口: 1方位 中央制御室中心: 1方位
	入退域時	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 出入管理所: 4方位 制御建屋出入口: 6方位 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 出入管理所: 4方位 制御建屋出入口: 6方位 【排気筒】 出入管理所: 1方位 制御建屋出入口: 1方位

※1 排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用

表6 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要条件(1/3)

項目	評価条件	
発災プラント	3号炉	
評価事象	大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故	
炉心熱出力	2,705MWt	
原子炉運転時間	ウラン燃料 1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h 4サイクル: 40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル: 10,000h (約416日) 2サイクル: 20,000h 3サイクル: 30,000h	
取替炉心の燃料装荷割合	装荷割合は ウラン燃料: 約3/4 (117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料: 約1/4 (40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料: 4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料: 3	
気象資料	泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月~1997年12月) (地上約10m)	
実効放出継続時間	全放出源: 1時間	
建屋巻き込み	考慮する	
累積出現頻度	小さい方から累積して97%	
放出源及び放出源高さ	地上: 地上0m 排気筒: 地上73.1m	
着目方位	中央制御室滞在時	【地上、排気筒】 中央制御室中心: 5方位
	入退域時	【地上、排気筒】 出入管理建屋入口: 3方位 中央制御室入口: 6方位

相違理由

【大飯】
 女川審査実績の反映

【女川】
 評価条件の相違
 【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、記載事項が異なる。

【大飯】評価条件の相違
 ・大飯との比較では、熱出力等の評価条件の相違はあるが、大きな差異はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

表 事故直後の炉心内蓄積量*1

La 類	Ce 類	Ru 類	Ba 類	Ti 類	Cs 類	ヨウ素類	希ガス類	炉心内蓄積量 (Bq)
約 8.8×10 ¹⁰	約 8.8×10 ¹⁰	約 4.5×10 ¹⁰	約 2.0×10 ¹⁰	約 2.0×10 ¹⁰	約 1.7×10 ¹⁰	約 4.0×10 ¹⁰	約 4.0×10 ¹⁰	

*1 ORIGENを用いて算出 *2 Cs-137の炉心内蓄積量

表 原子炉格納容器への放出割合、放出時間 (NUREG-1465, Table 3.13)

Gap Release***	Early In-Vessel	Ex-Vessel	Late In-Vessel
Duration (Hours)	0.5	1.3	2.0
Noble Gases**	0.05	0.05	0
Halogens	0.05	0.35	0.35
Actin Metals	0.05	0.35	0.35
Tellurium group	0	0.05	0.35
Barium, Strontium	0	0.02	0.1
Noble Metals	0	0.0025	0
Cerium group	0	0.005	0
Lanthanides	0	0.002	0

* Values shown are fractions of core inventory.
 ** See Note 3.8 for a listing of the elements in each group.
 *** Gap release is 3 percent if long-term fuel cooling is maintained.

各フューエーズの継続時間
 Cs-137の各フューエーズの放出割合

事象進展の各フューエーズは大きく以下のように整理されている。

- Gap Release/Early In-Vessel
- 燃料格納管損傷後のギャップからの放出 (Gap Release) と、燃料の溶解に伴う原子炉容器損傷までの炉心からの放出 (Early In-Vessel) を想定。
- Ex-Vessel/Late In-Vessel
- 原子炉容器損傷後、炉外の溶解炉心からの放出 (Ex-Vessel) 及び1次系に沈着した核分裂生成物の放出 (Late In-Vessel) を想定。

表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（2/4）

項目	評価条件
原子炉格納容器の漏えい開始時刻	事故発生直後（なお、放射性物質は、MAAP 解析に基づき事故発生約5分後から漏えい）
原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP 解析上で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 IPd 以下：1.0Pd で 0.9%/日 1~1.5Pd：1.5Pd で 1.1%/日 1.5~2Pd：2.0Pd で 1.3%/日 に相当する開口面積
原子炉圧力容器から原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素：5% 無機よう素：91% 有機よう素：4%
原子炉格納容器内の pH 制御の効果	未考慮
原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効果 (DF)	希ガス：1 エアロゾル粒子：10 無機よう素：1 有機よう素：1
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	・格納容器スプレーによる除去効果 ・自然沈着による除去効果 ・サブプレッションチェンバのプール水でのスクラビングによる除去効果 上記を MAAP 解析で評価
原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/s]（上限 DF=200）
サブプレッションチェンバのプール水でのスクラビングによる無機よう素の除去係数	無機よう素：5
原子炉格納容器からベントラインへの流入割合	停止時炉内蔵量に対して、 希ガス類：約 9.5×10 ⁻¹ よう素類：約 3.0×10 ⁻² Cs 類：約 1.2×10 ⁻¹ Te 類：約 2.4×10 ⁻¹ Ba 類：約 9.4×10 ⁻² Ru 類：約 1.2×10 ⁻² La 類：約 9.4×10 ⁻¹⁰ Ce 類：約 2.4×10 ⁻⁹

表6表 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（2/3）

項目	評価条件
原子炉格納容器の漏えい開始時刻	0秒
原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day
原子炉格納容器からの漏えい割合	アニュラス部：97% アニュラス部以外：3%
原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素：5% 無機よう素：91% 有機よう素：4%
原子炉格納容器内の pH 制御の効果	未考慮
原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率 (DF)	1
原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	・代替格納容器スプレーによる除去効果 ・自然沈着による除去効果
原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/s]
原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果	6.65×10 ⁻³ [1/h]
代替格納容器スプレーによるスプレー効果開始時間	60分
代替格納容器スプレーによるエアロゾルのスプレー除去効果	SRP6.5.2*に示された評価式に基づく
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10 ⁰ よう素類：7.5×10 ⁻¹ Cs 類：7.5×10 ⁻¹ Te 類：3.05×10 ⁻¹ Ba 類：1.2×10 ⁻¹ Ru 類：5.0×10 ⁻² La 類：5.2×10 ⁻⁹ Ce 類：5.5×10 ⁻⁹

*：米国 Standard Review Plan 6.5.2 "Containment Spray as a Fission Product Cleanup System"

相違理由

【大阪】
 女川審査実績の反映

【追迫】除染係数見直しによる線量評価

【女川】型式の相違
 ・型式の相違により、記載事項が異なる。

【女川】
 評価条件の相違
 ・原子炉格納容器 DF を保守的に 10 としているが、泊は保守的に 1 として評価している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

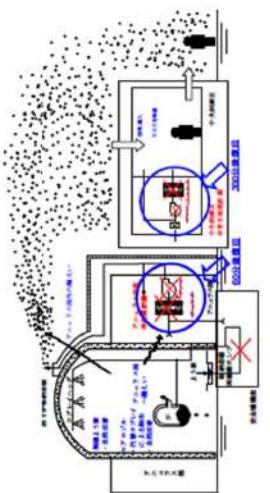


表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/4）

項目	評価条件
原子炉格納容器から 原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.3×10^{-9}
格納容器ベント開始時間	事故発生から約45時間後
原子炉格納容器フィルタベント系 フィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1,000 無機よう素：500 有機よう素：50
原子炉建屋原子炉棟からの漏えい開始 時刻	事故発生直後
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から60分後
非常用ガス処理系排風機風量	2,500 m^3/h
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から70分後
原子炉建屋原子炉棟の換気率	・事故発生から70分後～168時間後： 0.5[回/日]で屋外に放出 (非常用ガス処理系による放出) ・上記以外の期間： 無限大[回/日] (原子炉建屋原子炉棟からの 漏えい)
非常用ガス処理系の フィルタ装置の除去効果	未考慮

被ばく評価結果

号炉	7日間の実効線量
3号炉	約7.2mSv
4号炉	約4.3mSv
3号炉+4号炉	約12mSv

SA

大項目	中項目	主要条件
大気拡散	気象資料	2010年1~12月
	実効放出継続時間 累積出現頻度	全経緯：1時間 小さいほうから97%
運転員の 被ばく評価	着目方位	3号,4号とも対象は5方位 (中央制御室)
	中央制御室非常用循環 系統のフィルタ除去効 果及び起動遅れ時間	フィルタ除去効率 エアロゾル：99% よう素：95% 起動遅れ時間：300分(SBOを想 定)
	中央制御室の空気流入 率	0.5回/h
	マスクによる除染係数	50(事故期間中一律)
	交代要員体制の考慮	運転員の勤務形態を考慮して最 大となる滞在時間及び入退城回 数を設定
	直接線、スカイシャイ ン線評価コード	QAD、SCATTERING
	評価期間	7日間

中央制御室居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価の主要条件 (3/3)

女川原子力発電所2号炉

表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/4）

項目	評価条件
原子炉格納容器から 原子炉建屋原子炉棟への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時が内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-3} Ba類：約 2.5×10^{-2} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Ce類：約 6.3×10^{-9}
格納容器ベント開始時間	事故発生から約45時間後
原子炉格納容器フィルタベント系 フィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1,000 無機よう素：500 有機よう素：50
原子炉建屋原子炉棟からの漏えい開始 時刻	事故発生直後
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から60分後
非常用ガス処理系排風機風量	2,500 m^3/h
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から70分後
原子炉建屋原子炉棟の換気率	・事故発生から70分後～168時間後： 0.5[回/日]で屋外に放出 (非常用ガス処理系による放出) ・上記以外の期間： 無限大[回/日] (原子炉建屋原子炉棟からの 漏えい)
非常用ガス処理系の フィルタ装置の除去効果	未考慮

原子炉格納容器外への放出

運転員の被ばく評価

表6 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/3）

項目	評価条件
環境への放出	アンユラス部体積 7860 m^3 アンユラス空気浄化設備 1.86 $\times 10^4$ m^3/h ファン流量 (ただし60分後起動) アンユラス負圧達成時間 78分 アンユラス空気浄化設備 0~78分：0% よう素フィルタによる除去効率 78分～：95% アンユラス空気浄化設備 0~78分：0% 微粒子フィルタによる除去効率 78分～：99%
運転員の被ばく評価	【風量】 事故発生から0~300分後：0 m^3/h 事故発生から300分~7日：5.1 $\times 10^2$ m^3/h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0~300分後：0% 事故発生から300分~7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0~300分後：0% 事故発生から300分~7日：99% 【起動遅れ時間】 300分
	中央制御室バウンダリへの 外気の直接流入率 0.5回/h
	マスク防護係数 入退城：50 中央制御室滞在時：50
	ヨウ素剤の服用 未考慮
	交代要員体制の考慮 考慮する
	直接ガンマ線及びスカイシャイ ンガンマ線の評価コード 直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード
	地表面への沈着速度 希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s
	事故の評価期間 7日間

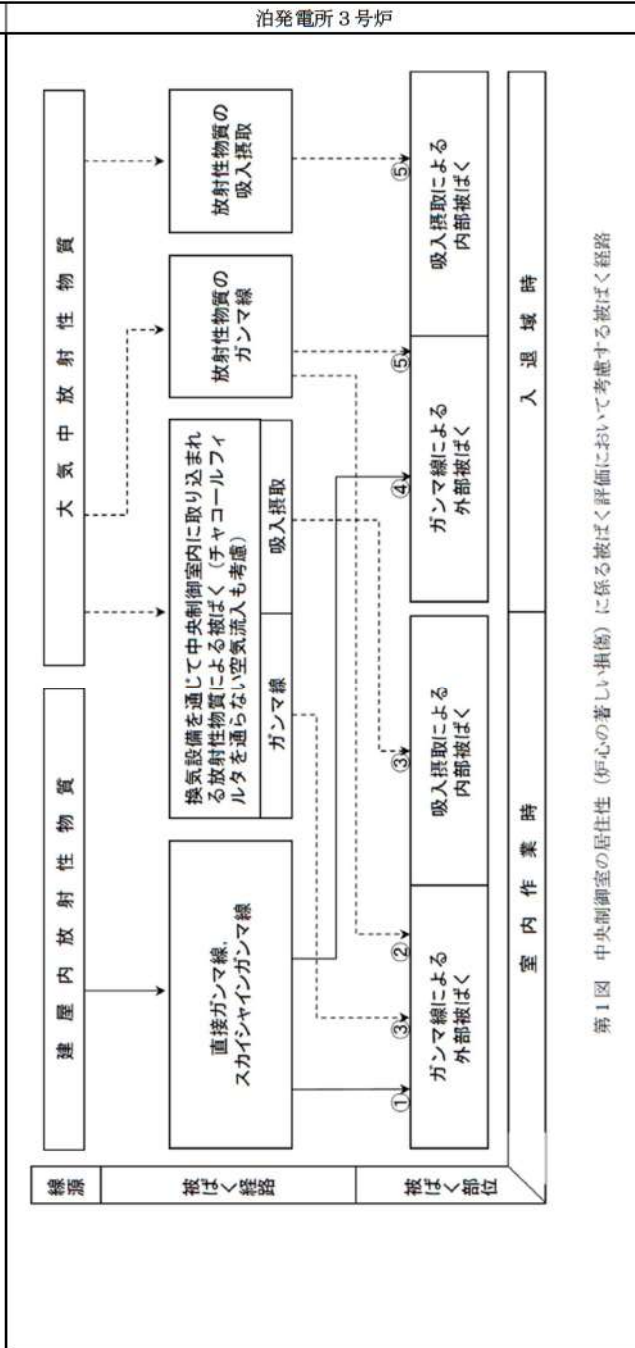
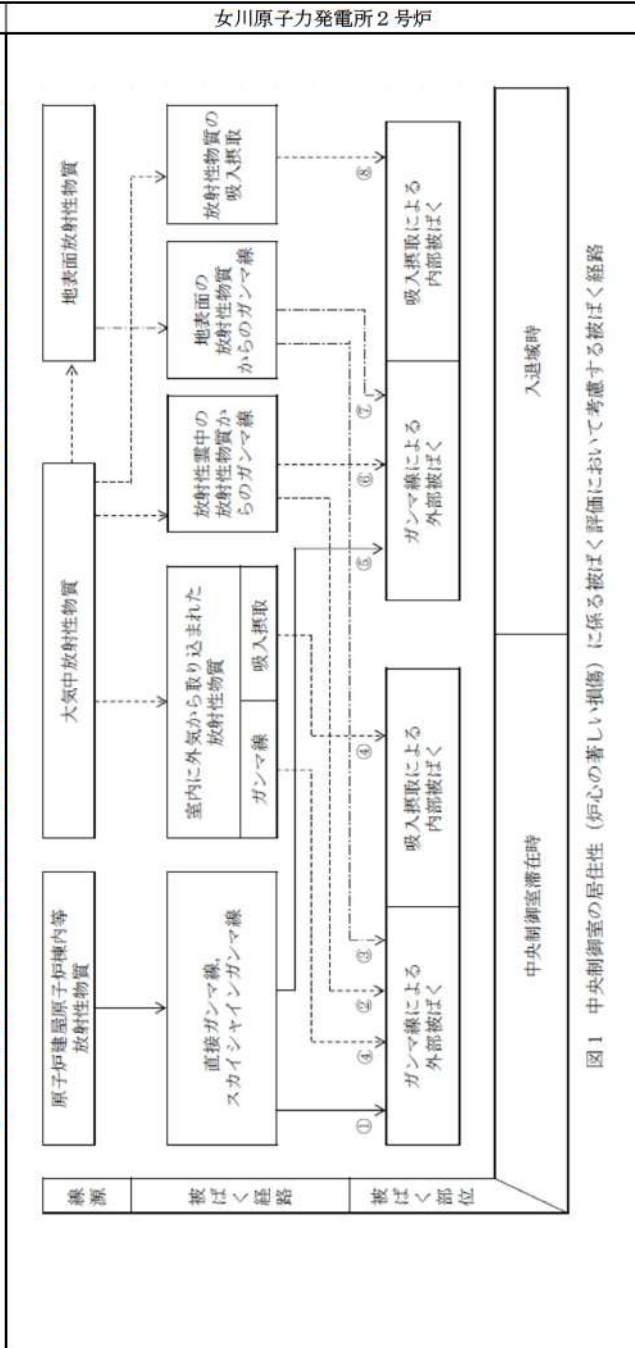
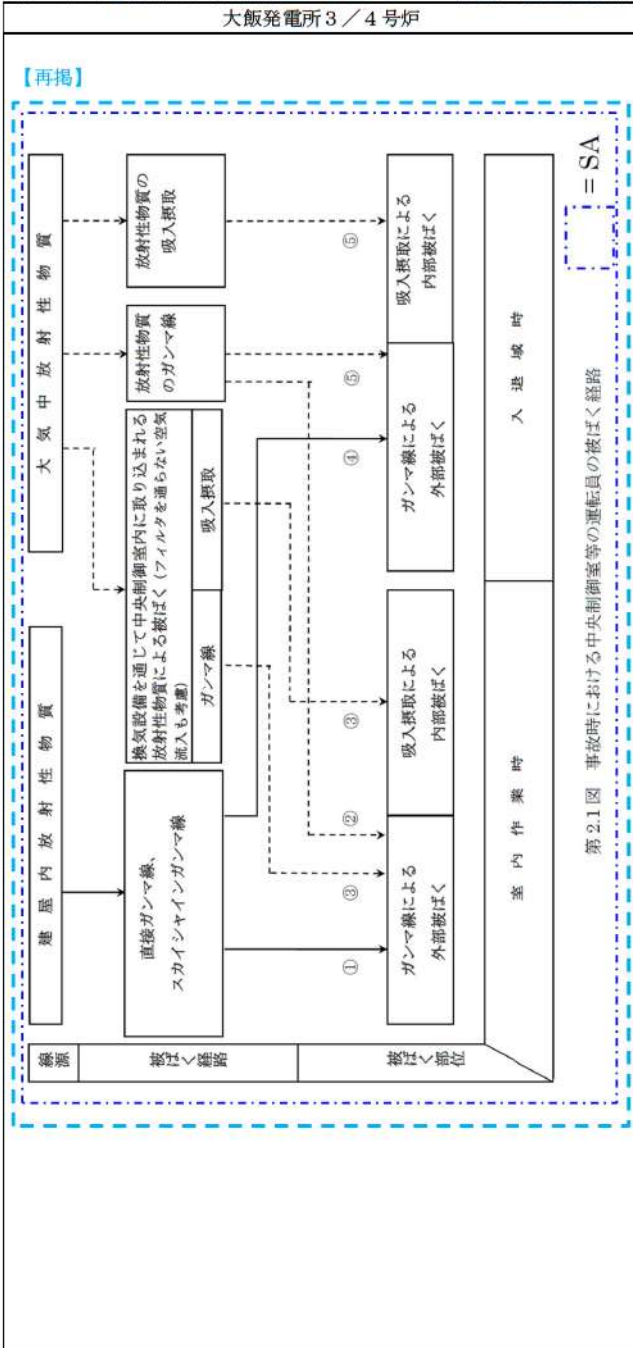
【大阪】
女川審査実績の反映
【女川】型式の相違
・型式の相違により、
記載事項が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
	<p>表9 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（4/4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>主要条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気空調系 再循環送風機及び再循環 フィルタ装置 （風量、フィルタ除去 効率及び起動遅れ時 間）</td> <td> 【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m³/h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m³/h （外気取込500m³/hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室バウンダリ への外気の直接流入率</td> <td>1.0回/h</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所 加圧設備の空気供給量</td> <td>事故発生から0～45時間後：0m³/h 事故発生から45～55時間後：30m³/h^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m³/h</td> </tr> <tr> <td>マスク防護係数</td> <td>入退域時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> </tr> <tr> <td>交代要員体制の考慮</td> <td>考慮する</td> </tr> <tr> <td>直接ガンマ線及びスカ イシャインガンマ線の 評価コード</td> <td> 【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード </td> </tr> <tr> <td>地表面への沈着速度</td> <td>エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10⁻³cm/s 希ガス：沈着なし</td> </tr> <tr> <td>評価期間</td> <td>7日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 代替循環冷却系により事象収束する場合は加圧設備の効果を考慮しない</p>	項目	主要条件	中央制御室換気空調系 再循環送風機及び再循環 フィルタ装置 （風量、フィルタ除去 効率及び起動遅れ時 間）	【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m ³ /h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m ³ /h （外気取込500m ³ /hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間	中央制御室バウンダリ への外気の直接流入率	1.0回/h	中央制御室待避所 加圧設備の空気供給量	事故発生から0～45時間後：0m ³ /h 事故発生から45～55時間後：30m ³ /h ^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m ³ /h	マスク防護係数	入退域時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）	ヨウ素剤の服用	未考慮	交代要員体制の考慮	考慮する	直接ガンマ線及びスカ イシャインガンマ線の 評価コード	【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード	地表面への沈着速度	エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10 ⁻³ cm/s 希ガス：沈着なし	評価期間	7日間	<p>【前頁より再掲】</p> <p>第6表 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価の主要条件（3/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス部体積</td> <td>7860m³</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備 ファン流量</td> <td>1.86×10⁴ m³/h （ただし60分後起動）</td> </tr> <tr> <td>アニュラス負圧達成時間</td> <td>78分</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備</td> <td>0～78分：0%</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタによる除去効率</td> <td>78分～：95%</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備</td> <td>0～78分：0%</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタによる除去効率</td> <td>78分～：99%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統 （風量、フィルタ除去効率及び 起動遅れ時間）</td> <td> 【風量】 事故発生から0～300分後：0 m³/h 事故発生から300分～7日：5.1×10⁴ m³/h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室バウンダリへの 外気の直接流入率</td> <td>0.5回/h</td> </tr> <tr> <td>マスク防護係数</td> <td>入退域：50 中央制御室滞在時：50</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤の服用</td> <td>未考慮</td> </tr> <tr> <td>交代要員体制の考慮</td> <td>考慮する</td> </tr> <tr> <td>直接ガンマ線及びスカイ シャインガンマ線の評価コード</td> <td>直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード</td> </tr> <tr> <td>地表面への沈着速度</td> <td>希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	アニュラス部体積	7860m ³	アニュラス空気浄化設備 ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h （ただし60分後起動）	アニュラス負圧達成時間	78分	アニュラス空気浄化設備	0～78分：0%	よう素フィルタによる除去効率	78分～：95%	アニュラス空気浄化設備	0～78分：0%	微粒子フィルタによる除去効率	78分～：99%	項目	評価条件	中央制御室非常用循環系統 （風量、フィルタ除去効率及び 起動遅れ時間）	【風量】 事故発生から0～300分後：0 m ³ /h 事故発生から300分～7日：5.1×10 ⁴ m ³ /h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分	中央制御室バウンダリへの 外気の直接流入率	0.5回/h	マスク防護係数	入退域：50 中央制御室滞在時：50	ヨウ素剤の服用	未考慮	交代要員体制の考慮	考慮する	直接ガンマ線及びスカイ シャインガンマ線の評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード	地表面への沈着速度	希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s	事故の評価期間	7日間	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】型式の相違 ・型式の相違により、 記載事項が異なる。</p>
項目	主要条件																																																								
中央制御室換気空調系 再循環送風機及び再循環 フィルタ装置 （風量、フィルタ除去 効率及び起動遅れ時 間）	【風量】 事故発生から0～0.5時間後：0m ³ /h 事故発生から0.5～158時間後：8,000m ³ /h （外気取込500m ³ /hを含む） 【チャコールフィルタ除去効率】 希ガス、粒子状放射性物質：0% 無機よう素、有機よう素：90% 【高性能エアフィルタ除去効率】 希ガス、無機よう素、有機よう素：0% 粒子状放射性物質：99.9% 【起動遅れ時間】 0.5時間																																																								
中央制御室バウンダリ への外気の直接流入率	1.0回/h																																																								
中央制御室待避所 加圧設備の空気供給量	事故発生から0～45時間後：0m ³ /h 事故発生から45～55時間後：30m ³ /h ^{※1} 事故発生から55～168時間後：0m ³ /h																																																								
マスク防護係数	入退域時：50（1日目のみ1,000） 中央制御室滞在時：50（1日目のみ1,000）																																																								
ヨウ素剤の服用	未考慮																																																								
交代要員体制の考慮	考慮する																																																								
直接ガンマ線及びスカ イシャインガンマ線の 評価コード	【原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード ・スカイシャインガンマ線：AN1SNコード、G33-GP2Rコード 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 ・直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード																																																								
地表面への沈着速度	エアロゾル粒子：1.2cm/s 無機よう素：1.2cm/s 有機よう素：4.0×10 ⁻³ cm/s 希ガス：沈着なし																																																								
評価期間	7日間																																																								
項目	評価条件																																																								
アニュラス部体積	7860m ³																																																								
アニュラス空気浄化設備 ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h （ただし60分後起動）																																																								
アニュラス負圧達成時間	78分																																																								
アニュラス空気浄化設備	0～78分：0%																																																								
よう素フィルタによる除去効率	78分～：95%																																																								
アニュラス空気浄化設備	0～78分：0%																																																								
微粒子フィルタによる除去効率	78分～：99%																																																								
項目	評価条件																																																								
中央制御室非常用循環系統 （風量、フィルタ除去効率及び 起動遅れ時間）	【風量】 事故発生から0～300分後：0 m ³ /h 事故発生から300分～7日：5.1×10 ⁴ m ³ /h 【よう素フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：95% 【微粒子フィルタによる除去効率】 事故発生から0～300分後：0% 事故発生から300分～7日：99% 【起動遅れ時間】 300分																																																								
中央制御室バウンダリへの 外気の直接流入率	0.5回/h																																																								
マスク防護係数	入退域：50 中央制御室滞在時：50																																																								
ヨウ素剤の服用	未考慮																																																								
交代要員体制の考慮	考慮する																																																								
直接ガンマ線及びスカイ シャインガンマ線の評価コード	直接ガンマ線：QAD-CGGP2Rコード スカイシャインガンマ線：SCATTERINGコード																																																								
地表面への沈着速度	希ガス：沈着なし 希ガス以外：1.2cm/s																																																								
事故の評価期間	7日間																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



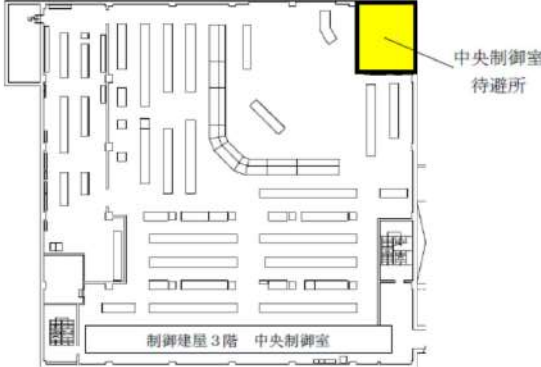
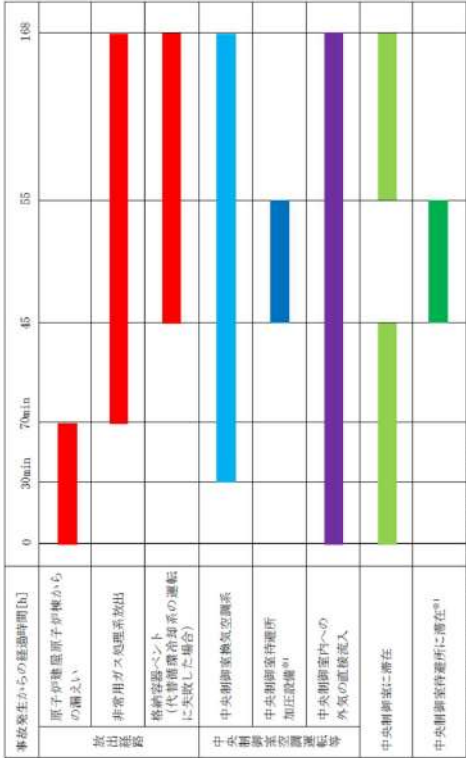
相違理由

【女川】
 記載方針の相違
 ・女川は「放射性雲中の放射性物質からのガンマ線」と「地表面の放射性物質からのガンマ線」を分けているが、泊ではどちらも「放射性物質のガンマ線」としている。

経路の対応
 【女川】 【泊】
 ① - ①
 ②③ - ②
 ④ - ③
 ⑤ - ④
 ⑥⑦⑧ - ⑤

なお、泊と大飯の①～⑤の分類は審査ガイドの分類に合わせた記載となっている。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	 <p>図4 中央制御室待避所の設置場所</p>  <p>事故発生からの経過時間 [分]</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟からの出入</td> <td>0 - 30</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系放出</td> <td>0 - 70</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>格納容器ベント (代替用設備冷却系の運転に失敗した場合)</td> <td>0 - 105</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>中央制御室換気空調系</td> <td>30 - 105</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所 加圧設備*</td> <td>45 - 55</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内への外気の直接流入</td> <td>0 - 105</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>中央制御室に滞在</td> <td>45 - 55</td> <td>青</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避所に滞在*</td> <td>45 - 55</td> <td>青</td> </tr> </table> <p>※1 代替設備の稼働を用いて事後も確保する場合は考慮しない。 図5 概ねばく屋敷で想定する空調運用等タイムチャート</p>	原子炉建屋原子炉棟からの出入	0 - 30	赤	非常用ガス処理系放出	0 - 70	赤	格納容器ベント (代替用設備冷却系の運転に失敗した場合)	0 - 105	赤	中央制御室換気空調系	30 - 105	青	中央制御室待避所 加圧設備*	45 - 55	青	中央制御室内への外気の直接流入	0 - 105	青	中央制御室に滞在	45 - 55	青	中央制御室待避所に滞在*	45 - 55	青		<p>①の相違</p> <p>①の相違 記載方針の相違 ・泊では中央制御室の加圧を行わないため、タイムチャートは記載していない。</p>
原子炉建屋原子炉棟からの出入	0 - 30	赤																									
非常用ガス処理系放出	0 - 70	赤																									
格納容器ベント (代替用設備冷却系の運転に失敗した場合)	0 - 105	赤																									
中央制御室換気空調系	30 - 105	青																									
中央制御室待避所 加圧設備*	45 - 55	青																									
中央制御室内への外気の直接流入	0 - 105	青																									
中央制御室に滞在	45 - 55	青																									
中央制御室待避所に滞在*	45 - 55	青																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>【再掲】 【参考】 マスク着用期間を限定した線量評価について 中央制御室の居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価においては、評価期間中マスクの着用を考慮している。一方、事故発生時には、事象の進展及び中央制御室内の放射性物質濃度に応じ、放射線管理を踏まえてマスク着用の運用を行う。 今回の選定した事故シーケンス及び居住性に係る被ばく評価手法を用い、マスク着用期間を事故発生直後に限定した場合の被ばく評価を以下に示す。 ここで、選定した事故シーケンスでは、全交流動力電源喪失を想定し、評価上、中央制御室非常用循環設備の起動遅れ時間を300分（5時間）としている。 中央制御室非常用循環設備の起動後は、よう素フィルタ及び微粒子フィルタにより室内に取り込まれた放射性物質は低減される。 このため、ここでは中央制御室非常用循環設備起動後の室内の放射性物質低減を考慮して、第2.4表のとおり事故発生後5時間までマスクを着用するとした。 なお、評価上、屋外においては、室内より放射性物質濃度が高いため、入退域時にマスクを着用するとして評価した。 マスク着用期間を限定した線量評価における中央制御室等の運転員の被ばく評価結果を第2.5表及び第2.6表に示す。マスクなしの結果を第2.7表及び第2.8表に示す。</p> <p>第2.4表 中央制御室非常用循環設備の作動状態及びマスク着用時間</p> <table border="1" data-bbox="73 869 701 981"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>0～5h</th> <th>5～168h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備</td> <td>—</td> <td>作動（フィルタによる放射性物質の低減）</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>着用</td> <td>—※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※入退域時のみ着用</p> <p style="text-align: right;">☐ = SA</p>	時間	0～5h	5～168h	中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）	マスク	着用	—※	<p>【追而】 除染係数見直しによる線量評価 女川同様、正の評価にてマスクを一定時間外す仮定を設けるため削除</p>	<p>(参考1) マスク着用期間を限定した線量評価について 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価においては、評価期間中マスクの着用を考慮している。一方、事故発生時には、事象の進展及び中央制御室内の放射性物質濃度に応じ、放射線管理を踏まえてマスク着用の運用を行う。 今回の選定した事故シーケンス及び居住性に係る被ばく評価手法を用い、マスク着用期間を事故発生直後に限定した場合の被ばく評価を以下に示す。 ここで、選定した事故シーケンスでは、全交流動力電源喪失を想定し、評価上、中央制御室非常用循環系統の起動遅れ時間を300分（5時間）としている。 中央制御室非常用循環系統の起動後は、よう素フィルタ及び微粒子フィルタにより室内に取り込まれた放射性物質は低減される。 このため、ここでは中央制御室非常用循環系統起動後の室内の放射性物質低減を考慮して、第7表のとおり事故発生後7時間までマスクを着用するとした。 なお、評価上、屋外においては、室内より放射性物質濃度が高いため、入退域時にマスクを着用するとして評価した。 マスク着用期間を限定した線量評価における中央制御室等の運転員の被ばく評価結果を第8表に示す。マスクなしの結果を第9表に示す。</p> <p>第7表 中央制御室非常用循環系統の作動状況及びマスク着用時間</p> <table border="1" data-bbox="1335 869 1966 949"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>0～5 h</th> <th>5～7 h</th> <th>7～168 h</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統</td> <td>—</td> <td>作動（フィルタによる放射性物質の低減）</td> <td>—※</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>着用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※入退域のみ着用</p>	時間	0～5 h	5～7 h	7～168 h	中央制御室非常用循環系統	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）	—※	マスク	着用			<p>【女川】 記載方針の相違 ・大阪実績の反映</p> <p>【大阪】 設計等の相違 ・泊は先行プラントである川内1、2号炉と同様の7時間で評価を行っている。</p>
時間	0～5h	5～168h																						
中央制御室非常用循環設備	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）																						
マスク	着用	—※																						
時間	0～5 h	5～7 h	7～168 h																					
中央制御室非常用循環系統	—	作動（フィルタによる放射性物質の低減）	—※																					
マスク	着用																							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉			
【再掲】			
第2.5表 中央制御室居住性 (重大事故対策)に係る被ばく評価結果 (3号炉) (5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし)			
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻²	—	約 4.0×10 ⁻²
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁰	約 1.8×10 ¹	約 2.0×10 ¹
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 1.4×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻²	約 1.4×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 7.3×10 ⁻²	約 4.1×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 18	約 24*3

*1：入退城時については常にマスクを着用とした。
 *2：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *3：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

第2.6表 中央制御室居住性 (重大事故対策)に係る被ばく評価結果 (4号炉) (5時間までマスク考慮、5時間以降マスクなし)

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 建屋からのガンマ線による被ばく	約 4.0×10 ⁻³	—	約 4.0×10 ⁻³
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 3.2×10 ⁻²	—	約 3.2×10 ⁻²
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく*1	約 7.3×10 ⁻¹	約 3.8×10 ⁻²	約 7.6×10 ⁻¹
小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁻²	約 1.9×10 ⁰
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 14	約 18*3

*1：入退城時については常にマスクを着用とした。
 *2：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *3：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

□ = SA

女川原子力発電所2号炉			
【追記】 除染係数見直しによる線量評価			
女川同様、正の評価にてマスクを一定時間外す仮定を設けるため削減			

泊発電所3号炉			
第8表 中央制御室の居住性 (伊心の著しい損傷)に係る被ばく評価結果 (7時間までマスク考慮、7時間以降マスクなし)			
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.7×10 ⁻²	—	約 1.7×10 ⁻²
② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁻²	—	約 1.2×10 ⁻²
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.1×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.2×10 ⁰	約 1.4×10 ¹	約 1.5×10 ¹
④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.0×10 ¹	—	約 1.0×10 ¹
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.3×10 ⁰	約 7.9×10 ⁻²	約 1.4×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 7.9×10 ⁻²	約 1.2×10 ¹
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 13	約 14	約 28*3

*1 入退城時については常にマスクを着用とした。
 *2 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *3 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

第9表 中央制御室の居住性 (伊心の著しい損傷)に係る被ばく評価結果 (マスクなし)

被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) **		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計
① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.7×10 ⁻²	—	約 1.7×10 ⁻²
② 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁻²	—	約 1.2×10 ⁻²
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.1×10 ⁰	約 5.4×10 ¹	約 5.5×10 ¹
小計 (①+②+③)	約 1.2×10 ⁰	約 5.4×10 ¹	約 5.5×10 ¹
④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.0×10 ¹	—	約 1.0×10 ¹
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.3×10 ⁰	約 3.9×10 ⁰	約 5.2×10 ⁰
小計 (④+⑤)	約 1.2×10 ¹	約 3.9×10 ⁰	約 1.6×10 ¹
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 13	約 57	約 71*3

*1 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値
 *2 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

相違理由	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
【再掲】							
第2.7表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（3号炉）（マスクなし）							
系内作業時 入居被ばく時	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			実効線量の合計		
		外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量				
	①建物からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³			
	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 4.0×10 ²	—	約 4.0×10 ²			
	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.9×10 ⁴	約 5.6×10 ⁴	約 5.8×10 ⁴			
	小計 (①+②+③)	約 1.9×10 ⁴	約 5.6×10 ⁴	約 5.8×10 ⁴			
	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.7×10 ⁰	—	約 2.7×10 ⁰			
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 5.0×10 ⁰			
	小計 (④+⑤)	約 4.0×10 ⁰	約 3.7×10 ⁰	約 7.7×10 ⁰			
	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 6.0	約 60	約 66*2			
*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値							
第2.8表 中央制御室居住性（重大事故対策）に係る被ばく評価結果（4号炉）（マスクなし）							
系内作業時 入居被ばく時	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv) *1			実効線量の合計		
		外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量				
	①建物からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 4.0×10 ³	—	約 4.0×10 ³			
	②大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 3.2×10 ²	—	約 3.2×10 ²			
	③外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 1.5×10 ⁴	約 4.3×10 ⁴	約 4.5×10 ⁴			
	小計 (①+②+③)	約 1.5×10 ⁴	約 4.3×10 ⁴	約 4.5×10 ⁴			
	④建屋の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10 ⁰	—	約 1.2×10 ⁰			
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.8×10 ⁻¹	約 1.9×10 ⁰	約 2.6×10 ⁰			
	小計 (④+⑤)	約 1.9×10 ⁰	約 1.9×10 ⁰	約 3.8×10 ⁰			
	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 3.4	約 45	約 49*2			
*1：表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値 *2：「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値							
□ = SA							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>59-10 大飯発電所3号炉および4号炉原子炉制御室等について</p>			<p>【大飯】 資料構成の相違 ・大飯は補足的な事項を別資料として整理しているが、泊は女川実績の反映として女川と同様の資料構成としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目次</p> <p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について</p> <p>2. 中央制御室の放射線管理用資機材について</p> <p>3. 中央制御室への汚染の持ちこみを防止する機能（チェンジングエリア）について（緊急時対策所と共通）</p> <p>4. バス等の汚染確認方法について</p> <p>5. 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について</p> <p>6. 酸素濃度、炭酸濃度を踏まえた対応について</p> <p>7. 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて</p>	<p>26条別添1の比較表で比較</p>		<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>・大飯は補足的な事項を別資料として整理しているが、泊は女川実績の反映として女川と同様の資料構成としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について 大飯3、4号炉 中央制御室居住性に係る被ばく評価の評価条件等について、添付資料の一覧を以下に示す。 添付一覧</p> <p>添付資料1-1：中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1-1 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について ・ 1-1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について ・ 1-1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について ・ 1-1-5 空気流入率試験結果について SAの内容を含む ・ 1-1-6 直交代の考え方について ・ 1-1-7 内規*1との整合性について <p>添付資料1-2：中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価条件表 ・ 1-2-2 事故シーケンス選定の考え方について ・ 1-2-3 原子炉格納容器への核分裂生成物の放出割合の設定について ・ 1-2-4 よう素の化学形態の設定について ・ 1-2-5 原子炉格納容器等への元素状よう素の沈着効果について ・ 1-2-6 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について ・ 1-2-7 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について ・ 1-2-8 原子炉格納容器漏えい率の設定について ・ 1-2-9 アニュラス空気浄化系統 空気作動ダンパの開放手順の成立性について ・ 1-2-10 フィルタ除去効率の設定について ・ 1-2-11 大気への放出放射放射量の推移グラフについて ・ 1-2-12 中央制御室の直接線、スカイシャイン線評価方法について ・ 1-2-13 中央制御室換気系統の閉回路循環運転時における空気作動ダンパ強制開放手順の成立性について ・ 1-2-14 マスクによる防護係数について ・ 1-2-15 中央制御室滞在時に飲食等のためマスクを外した場合の影響について ・ 1-2-16 中央制御室のグランドシャイン線量の評価方法について ・ 1-2-17 湿性沈着を考慮した地表面沈着速度の設定について ・ 1-2-18 審査ガイド*2との適合性について <p>*1：原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規) *2：実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p> <p style="text-align: center;"> = DB = SA </p>			<p>【大飯】 資料構成の相違 p59-補足-167に再掲し比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
<p>添付資料2 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <p>2-1 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表</p> <p>表 2-1-1 大気中への放出放射能評価条件(1/5)</p> <table border="1" data-bbox="739 319 1310 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃炉プラント</td> <td>2号炉</td> <td>運転号炉を想定</td> <td>4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。</td> </tr> <tr> <td>評価事象</td> <td>大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失</td> <td>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2-20 参照)</td> <td>4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。</td> </tr> <tr> <td>炉心熱出力</td> <td>2,436MWt</td> <td>定格熱出力</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転時間</td> <td>1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h 5サイクル:50,000h</td> <td>1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取替炉心の燃料装荷割合</td> <td>1サイクル:0.229 2サイクル:0.229 3サイクル:0.229 4サイクル:0.229 5サイクル:0.084</td> <td>取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	廃炉プラント	2号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。	評価事象	大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2-20 参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。	炉心熱出力	2,436MWt	定格熱出力	—	運転時間	1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h 5サイクル:50,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—	取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル:0.229 2サイクル:0.229 3サイクル:0.229 4サイクル:0.229 5サイクル:0.084	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—	<p>添付資料2 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について</p> <p>2-1 中央制御室の居住性 (炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価条件表</p> <p>表 2-1-1 表 大気中への放出放射能評価条件 (1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1344 319 1948 1149"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃炉プラント</td> <td>3号炉</td> <td>運転号炉を想定</td> <td>4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。</td> </tr> <tr> <td>評価事象</td> <td>大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレッド注入機能が喪失する事故</td> <td>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2 参照)</td> <td>4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。</td> </tr> <tr> <td>炉心熱出力</td> <td>2,705MWt</td> <td>定格値 (2,852MWt) に定常誤差 (+2%) を考慮</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転時間</td> <td>ウラン燃料 1サイクル:10,000h(約410日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h</td> <td>1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取替炉心の燃料装荷割合</td> <td>2箇期割合は ウラン燃料:約3/4 (117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:約1/4 (40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料:4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:8</td> <td>取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	廃炉プラント	3号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。	評価事象	大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレッド注入機能が喪失する事故	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2 参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。	炉心熱出力	2,705MWt	定格値 (2,852MWt) に定常誤差 (+2%) を考慮	—	運転時間	ウラン燃料 1サイクル:10,000h(約410日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—	取替炉心の燃料装荷割合	2箇期割合は ウラン燃料:約3/4 (117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:約1/4 (40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料:4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:8	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—	<p>相違理由</p> <p>【女川】 評価条件による相違 ・想定する炉心熱出力について、泊では定常誤差を考慮して102%として評価している。</p> <p>【大飯】設計による相違 ・個別設計条件による相違はあるが概ね同等の内容 ・泊ではウラン燃料での評価条件とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料での評価条件を記載している</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																															
廃炉プラント	2号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。																																															
評価事象	大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2-20 参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。																																															
炉心熱出力	2,436MWt	定格熱出力	—																																															
運転時間	1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h 5サイクル:50,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—																																															
取替炉心の燃料装荷割合	1サイクル:0.229 2サイクル:0.229 3サイクル:0.229 4サイクル:0.229 5サイクル:0.084	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—																																															
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																															
廃炉プラント	3号炉	運転号炉を想定	4.2(3)h. 同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。																																															
評価事象	大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレッド注入機能が喪失する事故	運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シナリオとして選定 (添付資料 2-2-2 参照)	4.1(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シナリオ (この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である)のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。																																															
炉心熱出力	2,705MWt	定格値 (2,852MWt) に定常誤差 (+2%) を考慮	—																																															
運転時間	ウラン燃料 1サイクル:10,000h(約410日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—																																															
取替炉心の燃料装荷割合	2箇期割合は ウラン燃料:約3/4 (117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:約1/4 (40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料:4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:8	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1表(2/3) 大気中への放出量評価条件(3号、4号共通)						
評価条件	使用値	選定理由	審査ガイドでの記載	項目	評価条件	選定理由
放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUNREG-1465記載の値を設定。	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間、4.1(2)で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUNREG-1465記載の値を設定。
原子炉格納容器等への蒸気状(無膜)より蒸気の影響効果	9.0×10 ⁻⁴ (1/6)	CSE AB実験に基づき設定。(添付12-5参照)	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験等から得られた適切なモデルを基に設定する。	原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
原子炉格納容器等へのエアロソールの沈着効果	重力沈着速度を用いた自然沈着率の評価式に基づく	重力沈着速度を用いたモデルを基に設定。 $A_d = k_p \frac{A}{V} (添付12-6参照)$	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験等から得られた適切なモデルを基に設定する。	原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
代替低圧注水ポンプによるスプレイ効果開始時間	54分	選定した事故シナリオに基づき、全交差運動力駆動機失+最終トリートメントシナリオを想定した起動遅延時間を見込んだ値として設定。	4.3(3)c. 原子炉格納容器スプレイの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展条件を基に設定する。	原子炉格納容器からの漏えい率に関する捕集効率(DP)	1	原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率は保守的に考慮しない
代替低圧注水ポンプによるエアロソールのスプレイ除去効果	SRP6.5.2 ^{a)} に示された評価式に基づき	SRP6.5.2に示された評価式等に基づき設定。(添付12-7参照)	4.3(3)c. 原子炉格納容器スプレイの作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展条件を基に設定する。	原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした
原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	有効性評価で想定する事故収束に成功した事故シナリオのうち、格納容器内の格納容器内圧力に依存した値を、蒸気状(無膜)より蒸気の影響効果に余裕を見ながら設定(添付12-8参照)	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	9.0×10 ⁻⁴ [1/a]	CSE 実験に基づき設定(添付資料 2-2-7参照)
原子炉格納容器からの漏えい割合	7% 3%	添付12-8に基づく評価と同じ	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器内での無機よう素の自然沈着率	未考慮	保守的に考慮しないものとした
アニュウラス部体積	13,100m ³	設計値として設定。	アニュウラス部体積について記載なし。	原子炉格納容器内での無機よう素の自然沈着率	未考慮	保守的に考慮しないものとした
第2-1-1表 大気中への放出放射線量評価条件(2/5)						
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	第2-1-1表 大気中への放出放射線量評価条件(2/3)		
原子炉格納容器漏えい：事故発生直後(なお、放射性物質は、MAAP解析に基づき事故発生約5分後から漏えい)	原子炉格納容器漏えい：事故発生直後(なお、放射性物質は、MAAP解析に基づき事故発生約5分後から漏えい)	原子炉格納容器漏えい：MAAP解析に基づく	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間、4.1(2)で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUNREG-1465記載の値を設定。
格納容器ベント：事故発生から約45時間後	格納容器ベント：事故発生から約45時間後	格納容器ベント：MAAP解析に基づく	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
原子炉建屋原子炉棟漏えい：事故発生直後	原子炉建屋原子炉棟漏えい：事故発生直後	原子炉建屋原子炉棟漏えい：MAAP解析に基づく	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
非常用ガス処理系による放出：事故発生から70分後	非常用ガス処理系による放出：事故発生から70分後	原子炉建屋原子炉棟の負圧が解消している期間、非常用ガス処理系による放出：原子炉建屋原子炉棟の負圧達成時間を参照(添付資料 2-2-6参照)	4.1(2)a. 選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	原子炉格納容器内のpH制御設備は、重大事故等并発設備と位置付けていないため考慮しない	—	原子炉格納容器からの漏えい率に関する捕集効率(DP)	1	原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率は保守的に考慮しない
原子炉圧力容器から原子炉格納容器に放出されるよう素の形態	粒子状よう素：5% 無機よう素：91% 有機よう素：4%	原子炉格納容器内のpH制御の効果に期待しないため、R.G.1.195に基づき設定	4.3(1)a. 原子炉格納容器内への放出割合の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。	原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした
原子炉格納容器から建屋原子炉棟への漏えい率	開口面積を原子炉格納容器の圧力に応じ設定。MAAP解析上で、原子炉格納容器の圧力に応じ漏えい率が変化するものとした。 【開口面積】 IPd以下：1.0Pdで0.9%/日 1~1.5Pd：1.5Pdで1.1%/日 1.5~2Pd：2.0Pdで1.3%/日に相当する開口面積	AEC式に基づき設定	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器内での有機よう素の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした
第2-1-1表 大気中への放出放射線量評価条件(2/3)						
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	第2-1-1表 大気中への放出放射線量評価条件(2/3)		
放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUNREG-1465記載の値を設定。	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間、4.1(2)で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	放出開始時刻	0秒	選定した事故シナリオのソースターム解析結果のNUNREG-1465記載の値を設定。
原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため	—	原子炉格納容器内のpH制御の効果	未考慮	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため	4.3(3)e. 原子炉格納容器漏えい率は、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器からの漏えい率	0.16%/day	既設の格納容器スプレイ失敗を想定して、pH調整ができず、pH7とすると限らないため
原子炉格納容器からの漏えい率に関する捕集効率(DP)	1	原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率は保守的に考慮しない	—	原子炉格納容器からの漏えい率に関する捕集効率(DP)	1	原子炉格納容器からの漏えいに関する捕集効率は保守的に考慮しない
原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした	—	原子炉格納容器内での粒子状放射性物質の除去効果	未考慮	保守的に考慮しないものとした
原子炉格納容器内での有機よう素の自然沈着率	9.0×10 ⁻⁴ [1/a]	CSE 実験に基づき設定(添付資料 2-2-7参照)	4.3(3)d. 原子炉格納容器内の自然沈着率については、実験等から得られた適切なモデルを基に設定する。	原子炉格納容器内での有機よう素の自然沈着率	9.0×10 ⁻⁴ [1/a]	CSE 実験に基づき設定(添付資料 2-2-7参照)

【女川】型式の相違
 ・想定する事故シナリオ及びソースタームの相違

次ページで女川と比較

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表2-1-1 大気中への放出放射能評価条件(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器からベントラインへの流入割合</td> <td>停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約9.5×10^{-4} よう素類：約3.0×10^{-2} Cs類：約1.2×10^{-6} Te類：約2.4×10^{-1} Ba類：約9.4×10^{-6} Ru類：約1.2×10^{-6} La類：約9.4×10^{-10} Co類：約2.4×10^{-6}</td> <td>MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉種への流入割合</td> <td>格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約2.2×10^{-2} よう素類：約8.3×10^{-4} Cs類：約3.1×10^{-6} Te類：約6.3×10^{-1} Ba類：約2.5×10^{-6} Ru類：約3.1×10^{-6} La類：約2.5×10^{-9} Co類：約6.3×10^{-6} 代替循環冷却系を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約6.0×10^{-2} よう素類：約2.2×10^{-2} Cs類：約3.1×10^{-6} Te類：約6.2×10^{-1} Ba類：約2.5×10^{-6} Ru類：約3.1×10^{-6} La類：約2.5×10^{-9} Co類：約6.2×10^{-6}</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器からベントラインへの流入割合	停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 9.5×10^{-4} よう素類：約 3.0×10^{-2} Cs類：約 1.2×10^{-6} Te類：約 2.4×10^{-1} Ba類：約 9.4×10^{-6} Ru類：約 1.2×10^{-6} La類：約 9.4×10^{-10} Co類：約 2.4×10^{-6}	MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉種への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.3×10^{-6} 代替循環冷却系を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-2} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.2×10^{-6}	同上	同上	<p>第2-1-1表 大気中への放出放射能評価条件(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器からの漏えい割合</td> <td>アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%</td> <td>内規に示されたとおり設定</td> <td>解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合</td> <td>炉心内内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10^0 よう素類：7.5×10^{-1} Cs類：7.5×10^{-1} Te類：3.05×10^{-1} Ba類：1.2×10^{-1} Ru類：5.0×10^{-2} La類：5.2×10^{-3} Co類：5.5×10^{-3}</td> <td>評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備起動時間</td> <td>事故発生から60分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備ファン流量</td> <td>1.86×10^4 m³/h</td> <td>設計値としてファン1台の起動を想定。</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率</td> <td>0~78分：0% 78分~：95%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率</td> <td>0~78分：— 78分~：99%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス負圧達成時間</td> <td>事故発生から78分後</td> <td>設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>審査ガイドに示された通り評価期間を設定</td> <td>3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内内蔵量に対して、 希ガス類： 1.0×10^0 よう素類： 7.5×10^{-1} Cs類： 7.5×10^{-1} Te類： 3.05×10^{-1} Ba類： 1.2×10^{-1} Ru類： 5.0×10^{-2} La類： 5.2×10^{-3} Co類： 5.5×10^{-3}	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から60分後	運用を基に設定	—	アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10^4 m ³ /h	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率	0~78分：0% 78分~：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78分：— 78分~：99%	設計値を基に設定	—	アンユラス負圧達成時間	事故発生から78分後	設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。	事故の評価期間	7日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>型式の相違</p> <p>評価条件による相違 ・想定する事故シナリオ及びソースタームの相違</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																
原子炉格納容器からベントラインへの流入割合	停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 9.5×10^{-4} よう素類：約 3.0×10^{-2} Cs類：約 1.2×10^{-6} Te類：約 2.4×10^{-1} Ba類：約 9.4×10^{-6} Ru類：約 1.2×10^{-6} La類：約 9.4×10^{-10} Co類：約 2.4×10^{-6}	MAAP解析結果及びNUREG-1465の知見に基づき設定（添付資料2-2-3参照） よう素類については、よう素の化学形態に応じた原子炉格納容器内での除去のされかたの違いを考慮	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。																																																
原子炉格納容器から、原子炉建屋原子炉種への流入割合	格納容器ベントの実施を想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 2.2×10^{-2} よう素類：約 8.3×10^{-4} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.3×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.3×10^{-6} 代替循環冷却系を用いて事象を収束することを想定する場合： 停止時炉内内蔵量に対して、 希ガス類：約 6.0×10^{-2} よう素類：約 2.2×10^{-2} Cs類：約 3.1×10^{-6} Te類：約 6.2×10^{-1} Ba類：約 2.5×10^{-6} Ru類：約 3.1×10^{-6} La類：約 2.5×10^{-9} Co類：約 6.2×10^{-6}	同上	同上																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																
原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。																																																
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	炉心内内蔵量に対して、 希ガス類： 1.0×10^0 よう素類： 7.5×10^{-1} Cs類： 7.5×10^{-1} Te類： 3.05×10^{-1} Ba類： 1.2×10^{-1} Ru類： 5.0×10^{-2} La類： 5.2×10^{-3} Co類： 5.5×10^{-3}	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、核分裂生成物放出量が大きくなる低圧シナリオ（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NUREG-1465記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel までを考慮）を設定。（添付資料2-2-4参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)aで選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。																																																
アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から60分後	運用を基に設定	—																																																
アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10^4 m ³ /h	設計値としてファン1台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。																																																
アンユラス空気浄化設備よう素フィルタによる除去効率	0~78分：0% 78分~：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率よう素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。																																																
アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78分：— 78分~：99%	設計値を基に設定	—																																																
アンユラス負圧達成時間	事故発生から78分後	設計値を基に設定（添付資料2-2-11参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)aで選定した事故シナリオの事故進展解析条件を基に設定する。																																																
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3. 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																
		<p>次ページで女川と比較</p>																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>表 2-1-1 大気中への放出放射線量評価条件(5/5)</p> <table border="1" data-bbox="752 459 1290 1082"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟の換気率</td> <td>・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] ・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出</td> <td>非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。 非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系起動時間</td> <td>事故発生から 60 分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気機風量</td> <td>2,500m³/h</td> <td>非常用ガス処理系の設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数</td> <td>希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1</td> <td>保守的に考慮しないものとした</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間</td> <td>事故発生から 70 分後</td> <td>非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7 日</td> <td>審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定</td> <td>3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉建屋原子炉棟の換気率	・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] ・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出	非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。 非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定	—	非常用ガス処理系起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—	非常用ガス処理系排気機風量	2,500m ³ /h	非常用ガス処理系の設計値を基に設定	—	非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1	保守的に考慮しないものとした	—	原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から 70 分後	非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）	—	事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定	3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>第 2-1-1 表 大気中への放出放射線量評価条件 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1341 193 1960 1066"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器からの漏えい割合</td> <td>アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%</td> <td>内規に示されたとおり設定</td> <td>解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り 3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合</td> <td>前ページで女川と比較 炉心内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10⁰ よう素類：7.5×10⁻¹ Cs 類：7.5×10⁻¹ Te 類：3.05×10⁻¹ Ia 類：1.2×10⁻¹ Ib 類：5.0×10⁻² La 類：5.2×10⁻² Ce 類：5.3×10⁻²</td> <td>評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、出量が大きくなる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel）までを考慮を設定。（添付資料 2-2-4 参照）</td> <td>4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備起動時間</td> <td>事故発生から 60 分後</td> <td>運用を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備ファン流量</td> <td>1.86×10⁴ m³/h</td> <td>設計値としてファン 1 台の起動を想定。</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率</td> <td>0~78 分：0% 78 分～：95%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率</td> <td>0~78 分：0% 78 分～：99%</td> <td>設計値を基に設定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アンユラス負圧達成時間</td> <td>事故発生から 78 分後</td> <td>設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）</td> <td>4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7 日</td> <td>審査ガイドに示された通り評価期間を設定</td> <td>3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り 3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	前ページで女川と比較 炉心内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10 ⁰ よう素類：7.5×10 ⁻¹ Cs 類：7.5×10 ⁻¹ Te 類：3.05×10 ⁻¹ Ia 類：1.2×10 ⁻¹ Ib 類：5.0×10 ⁻² La 類：5.2×10 ⁻² Ce 類：5.3×10 ⁻²	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、出量が大きくなる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel）までを考慮を設定。（添付資料 2-2-4 参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—	アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h	設計値としてファン 1 台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。	アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：99%	設計値を基に設定	—	アンユラス負圧達成時間	事故発生から 78 分後	設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。	事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	<p>②の相違</p>
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																
原子炉建屋原子炉棟の換気率	・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間以外：無限大[回/日] ・原子炉建屋原子炉棟負圧維持期間：非常用ガス処理系を用いた場合の設計換気率 0.5[回/日]により屋外に放出	非常用ガス処理系により負圧維持していない期間は原子炉建屋原子炉棟内に放射性物質が保持されないものとした。 非常用ガス処理系により負圧維持している期間は非常用ガス処理系を用いている場合の設計換気率を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系排気機風量	2,500m ³ /h	非常用ガス処理系の設計値を基に設定	—																																																																
非常用ガス処理系のフィルタ装置による除去係数	希ガス：1 粒子状放射性物質：1 無機より素：1 有機より素：1	保守的に考慮しないものとした	—																																																																
原子炉建屋原子炉棟負圧達成時間	事故発生から 70 分後	非常用ガス処理系起動時間及び排気風量並びに原子炉建屋原子炉棟の設計気密度を基に評価し設定（添付資料 2-2-6 を参照）	—																																																																
事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示されたとおり評価期間を設定	3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																																
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																
原子炉格納容器からの漏えい割合	アンユラス部：97% アンユラス部以外：3%	内規に示されたとおり設定	解説 4.3 原子炉格納容器からの漏えいは、97%がアンユラス部で生じ、残り 3%はアンユラス部外で生ずるものと仮定することは妥当である。																																																																
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物割合	前ページで女川と比較 炉心内蔵量に対して、 希ガス類：1.0×10 ⁰ よう素類：7.5×10 ⁻¹ Cs 類：7.5×10 ⁻¹ Te 類：3.05×10 ⁻¹ Ia 類：1.2×10 ⁻¹ Ib 類：5.0×10 ⁻² La 類：5.2×10 ⁻² Ce 類：5.3×10 ⁻²	評価対象が炉心損傷後であることを踏まえ、出量が大きくなる低圧シーケンス（大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故を含む）を代表する。NREG-1465 記載の放出割合（Gap Release ~ Late In-Vessel）までを考慮を設定。（添付資料 2-2-4 参照）	4.3(4)a. 放射性物質の大気中への放出開始時刻及び放出継続時間は、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスのゾースターム解析結果を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備起動時間	事故発生から 60 分後	運用を基に設定	—																																																																
アンユラス空気浄化設備ファン流量	1.86×10 ⁴ m ³ /h	設計値としてファン 1 台の起動を想定。	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備より素フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：95%	設計値を基に設定	4.3(3)b. アンユラス空気浄化設備フィルタ効率より素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。																																																																
アンユラス空気浄化設備微粒子フィルタによる除去効率	0~78 分：0% 78 分～：99%	設計値を基に設定	—																																																																
アンユラス負圧達成時間	事故発生から 78 分後	設計値を基に設定（添付資料 2-2-11 参照）	4.3(3)a. アンユラス空気浄化設備の作動については、4.1(2)a. で選定した事故シーケンスの事故進展解析条件を基に設定する。																																																																
事故の評価期間	7 日	審査ガイドに示された通り評価期間を設定	3.判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載 単位：Bq（GROSS値）</p> <p>第1-1図 希ガスの大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時期(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載 単位：Bq（GROSS値）</p> <p>第1-2図 よう素の大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時期(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違 女川実績の反映 (泊資料2-5にて比較)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1-3図 セシウムの大気放出過程</p> <p>単位：Bq (GROSS 値)</p> <p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載</p> <p>大気へ</p> <p>セシウム放出量：約 3.4×10^{10} Bq</p> <p>アニュラス空気浄化設備フィルタ (フィルタ効率：99%) (負圧達成時間：62分)</p> <p>アニュラス</p> <p>97%</p> <p>アニュラス部以外</p> <p>3%</p> <p>原子炉格納容器からの漏えい：0.16%/d</p> <p>原子炉格納容器内のセシウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替圧注ホプのスプレイによる削減 80% 6.2の評価式に基づく除去速度 ・原子炉格納容器内での沈着による削減 重力沈降速度を用いた評価式に基づく除去速度 <p>(NUREG-1465に基づく放出割合)</p> <p>長時間運転した場合のセシウムの炉心内蓄積量 約 7.8×10^{10} Bq</p> <p>第1-3図 セシウムの大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時間(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>	<p>第1-4図 その他核種の大気放出過程</p> <p>単位：Bq (GROSS 値)</p> <p>放出量と蓄積量は有効数字2桁に四捨五入した値を記載</p> <p>大気へ</p> <p>その他核種放出量：約 7.6×10^9 Bq</p> <p>アニュラス空気浄化設備フィルタ (フィルタ効率：99%) (負圧達成時間：62分)</p> <p>アニュラス</p> <p>97%</p> <p>アニュラス部以外</p> <p>3%</p> <p>原子炉格納容器からの漏えい：0.16%/d</p> <p>原子炉格納容器内のその他核種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替圧注ホプのスプレイによる削減 80% 6.2の評価式に基づく除去速度 ・原子炉格納容器内での沈着による削減 重力沈降速度を用いた評価式に基づく除去速度 <p>(NUREG-1465に基づく放出割合)</p> <p>長時間運転した場合のその他核種の炉心内蓄積量 約 2.9×10^{10} Bq</p> <p>第1-4図 その他核種の大気放出過程</p> <p>アニュラス負圧達成時間(62分)までは直接大気に放出するとして評価</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 女川実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																					
<p>第2表 大気中への放出放射能評価結果（3号、4号共通） （7日積算）</p> <table border="1" data-bbox="85 225 687 515"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th colspan="2">評価結果^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">希ガス</td> <td>Gross値</td> <td>約6.7×10¹⁶Bq</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値</td> <td>約1.0×10¹⁶Bq</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">よう素</td> <td>Gross値</td> <td>約2.3×10¹⁴Bq</td> </tr> <tr> <td>I-131等価量 (成人実効線量係数換算)</td> <td>約7.7×10¹³Bq</td> </tr> <tr> <td>セシウム</td> <td>Gross値</td> <td>約3.4×10¹³Bq</td> </tr> <tr> <td>上記以外の核種</td> <td>Gross値</td> <td>約7.6×10¹³Bq</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 放出放射能量の推移グラフは添付1-2-11に示すとおりである</p>	評価項目	評価結果 ^{※1}		希ガス	Gross値	約6.7×10 ¹⁶ Bq	ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値	約1.0×10 ¹⁶ Bq	よう素	Gross値	約2.3×10 ¹⁴ Bq	I-131等価量 (成人実効線量係数換算)	約7.7×10 ¹³ Bq	セシウム	Gross値	約3.4×10 ¹³ Bq	上記以外の核種	Gross値	約7.6×10 ¹³ Bq	<p>表2-1-2 大気中への放出放射能（7日間積算値） （代替循環冷却系により事象を収束することを想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="728 220 1312 579"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約1.6×10¹⁶</td><td></td><td>約1.6×10¹⁷</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約2.1×10¹⁶</td><td></td><td>約4.5×10¹⁵</td></tr> <tr><td>Cs類</td><td>約8.4×10¹⁷</td><td></td><td>約2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Te類</td><td>約6.0×10¹⁶</td><td></td><td>約2.7×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba類</td><td>約1.8×10¹⁶</td><td></td><td>約2.9×10¹²</td></tr> <tr><td>Ru類</td><td>約1.8×10¹⁶</td><td></td><td>約4.2×10¹¹</td></tr> <tr><td>Ce類</td><td>約5.5×10¹⁶</td><td></td><td>約2.8×10¹¹</td></tr> <tr><td>La類</td><td>約4.1×10¹⁶</td><td></td><td>約7.5×10¹⁰</td></tr> </tbody> </table> <p>表2-1-3 大気中への放出放射能（7日間積算値） （格納容器ベントの実施を想定する場合）</p> <table border="1" data-bbox="728 671 1312 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出</th> <th>原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約1.6×10¹⁶</td><td>約4.6×10¹⁶</td><td>約8.9×10¹⁶</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約2.1×10¹⁶</td><td>約3.3×10¹²</td><td>約3.0×10¹²</td></tr> <tr><td>Cs類</td><td>約8.4×10¹⁷</td><td>約9.6×10⁹</td><td>約2.5×10¹²</td></tr> <tr><td>Te類</td><td>約6.0×10¹⁶</td><td>約6.7×10⁹</td><td>約2.7×10¹²</td></tr> <tr><td>Ba類</td><td>約1.8×10¹⁶</td><td>約6.3×10⁹</td><td>約2.9×10¹²</td></tr> <tr><td>Ru類</td><td>約1.8×10¹⁶</td><td>約1.3×10⁹</td><td>約4.2×10¹¹</td></tr> <tr><td>Ce類</td><td>約5.5×10¹⁶</td><td>約7.9×10⁹</td><td>約2.8×10¹¹</td></tr> <tr><td>La類</td><td>約4.1×10¹⁶</td><td>約2.0×10⁹</td><td>約7.5×10¹⁰</td></tr> </tbody> </table>	核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)		原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出		希ガス類	約1.6×10 ¹⁶		約1.6×10 ¹⁷	よう素類	約2.1×10 ¹⁶		約4.5×10 ¹⁵	Cs類	約8.4×10 ¹⁷		約2.5×10 ¹²	Te類	約6.0×10 ¹⁶		約2.7×10 ¹²	Ba類	約1.8×10 ¹⁶		約2.9×10 ¹²	Ru類	約1.8×10 ¹⁶		約4.2×10 ¹¹	Ce類	約5.5×10 ¹⁶		約2.8×10 ¹¹	La類	約4.1×10 ¹⁶		約7.5×10 ¹⁰	核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出	希ガス類	約1.6×10 ¹⁶	約4.6×10 ¹⁶	約8.9×10 ¹⁶	よう素類	約2.1×10 ¹⁶	約3.3×10 ¹²	約3.0×10 ¹²	Cs類	約8.4×10 ¹⁷	約9.6×10 ⁹	約2.5×10 ¹²	Te類	約6.0×10 ¹⁶	約6.7×10 ⁹	約2.7×10 ¹²	Ba類	約1.8×10 ¹⁶	約6.3×10 ⁹	約2.9×10 ¹²	Ru類	約1.8×10 ¹⁶	約1.3×10 ⁹	約4.2×10 ¹¹	Ce類	約5.5×10 ¹⁶	約7.9×10 ⁹	約2.8×10 ¹¹	La類	約4.1×10 ¹⁶	約2.0×10 ⁹	約7.5×10 ¹⁰	<p>第2-1-2表 大気中への放出放射能（7日間積算値）*</p> <table border="1" data-bbox="1359 193 1944 576"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種グループ</th> <th rowspan="2">停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)</th> <th colspan="2">放出放射能[Bq] (gross 値)</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>希ガス類</td><td>約3.0×10¹⁸</td><td></td><td>約5.4×10¹⁸</td></tr> <tr><td>よう素類</td><td>約3.1×10¹⁸</td><td></td><td>約2.5×10¹⁴</td></tr> <tr><td>Cs類</td><td>約1.2×10¹⁸</td><td></td><td>約5.0×10¹³</td></tr> <tr><td>Te類</td><td>約1.9×10¹⁸</td><td></td><td>約2.5×10¹³</td></tr> <tr><td>Ba類</td><td>約1.8×10¹⁸</td><td></td><td>約1.7×10¹³</td></tr> <tr><td>Ru類</td><td>約3.7×10¹⁸</td><td></td><td>約2.3×10¹²</td></tr> <tr><td>Ce類</td><td>約6.5×10¹⁸</td><td></td><td>約3.4×10¹²</td></tr> <tr><td>La類</td><td>約6.6×10¹⁸</td><td></td><td>約2.4×10¹²</td></tr> </tbody> </table> <p>*：有効数字2桁で四捨五入した値</p>	核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)		原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出		希ガス類	約3.0×10 ¹⁸		約5.4×10 ¹⁸	よう素類	約3.1×10 ¹⁸		約2.5×10 ¹⁴	Cs類	約1.2×10 ¹⁸		約5.0×10 ¹³	Te類	約1.9×10 ¹⁸		約2.5×10 ¹³	Ba類	約1.8×10 ¹⁸		約1.7×10 ¹³	Ru類	約3.7×10 ¹⁸		約2.3×10 ¹²	Ce類	約6.5×10 ¹⁸		約3.4×10 ¹²	La類	約6.6×10 ¹⁸		約2.4×10 ¹²	<p>相違理由</p> <p>評価条件による相違</p> <p>【追函】除染係数見直しによる線量評価</p> <p>型式の相違 ・PWRでは格納容器ベントを用いない。</p>
評価項目	評価結果 ^{※1}																																																																																																																																							
希ガス	Gross値	約6.7×10 ¹⁶ Bq																																																																																																																																						
	ガンマ線エネルギー 0.5MeV換算値	約1.0×10 ¹⁶ Bq																																																																																																																																						
よう素	Gross値	約2.3×10 ¹⁴ Bq																																																																																																																																						
	I-131等価量 (成人実効線量係数換算)	約7.7×10 ¹³ Bq																																																																																																																																						
セシウム	Gross値	約3.4×10 ¹³ Bq																																																																																																																																						
上記以外の核種	Gross値	約7.6×10 ¹³ Bq																																																																																																																																						
核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																																						
		原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																																																						
希ガス類	約1.6×10 ¹⁶		約1.6×10 ¹⁷																																																																																																																																					
よう素類	約2.1×10 ¹⁶		約4.5×10 ¹⁵																																																																																																																																					
Cs類	約8.4×10 ¹⁷		約2.5×10 ¹²																																																																																																																																					
Te類	約6.0×10 ¹⁶		約2.7×10 ¹²																																																																																																																																					
Ba類	約1.8×10 ¹⁶		約2.9×10 ¹²																																																																																																																																					
Ru類	約1.8×10 ¹⁶		約4.2×10 ¹¹																																																																																																																																					
Ce類	約5.5×10 ¹⁶		約2.8×10 ¹¹																																																																																																																																					
La類	約4.1×10 ¹⁶		約7.5×10 ¹⁰																																																																																																																																					
核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																																						
		原子炉格納容器フィルタベント系を経由した放出	原子炉建屋原子炉種からの漏えい及び非常用ガス処理系による放出																																																																																																																																					
希ガス類	約1.6×10 ¹⁶	約4.6×10 ¹⁶	約8.9×10 ¹⁶																																																																																																																																					
よう素類	約2.1×10 ¹⁶	約3.3×10 ¹²	約3.0×10 ¹²																																																																																																																																					
Cs類	約8.4×10 ¹⁷	約9.6×10 ⁹	約2.5×10 ¹²																																																																																																																																					
Te類	約6.0×10 ¹⁶	約6.7×10 ⁹	約2.7×10 ¹²																																																																																																																																					
Ba類	約1.8×10 ¹⁶	約6.3×10 ⁹	約2.9×10 ¹²																																																																																																																																					
Ru類	約1.8×10 ¹⁶	約1.3×10 ⁹	約4.2×10 ¹¹																																																																																																																																					
Ce類	約5.5×10 ¹⁶	約7.9×10 ⁹	約2.8×10 ¹¹																																																																																																																																					
La類	約4.1×10 ¹⁶	約2.0×10 ⁹	約7.5×10 ¹⁰																																																																																																																																					
核種グループ	停止時炉内内蔵量 [Bq] (gross 値)	放出放射能[Bq] (gross 値)																																																																																																																																						
		原子炉格納容器からの漏えい及び アニュラス空気浄化設備による放出																																																																																																																																						
希ガス類	約3.0×10 ¹⁸		約5.4×10 ¹⁸																																																																																																																																					
よう素類	約3.1×10 ¹⁸		約2.5×10 ¹⁴																																																																																																																																					
Cs類	約1.2×10 ¹⁸		約5.0×10 ¹³																																																																																																																																					
Te類	約1.9×10 ¹⁸		約2.5×10 ¹³																																																																																																																																					
Ba類	約1.8×10 ¹⁸		約1.7×10 ¹³																																																																																																																																					
Ru類	約3.7×10 ¹⁸		約2.3×10 ¹²																																																																																																																																					
Ce類	約6.5×10 ¹⁸		約3.4×10 ¹²																																																																																																																																					
La類	約6.6×10 ¹⁸		約2.4×10 ¹²																																																																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
項目	審査ガイドでの記載	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	審査ガイドに示されたとおり設定	表2-1-4 大気拡散条件(1/4)	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	第2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	評価条件の相違 ・泊は放出源毎に気象データを使い分けず、保守的に全て地上風を使用している 【大飯】 ・評価条件による相違はあるが概ね同等の内容	
	大気拡散評価モデル	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	審査ガイドに示されたとおり設定	表2-1-4 大気拡散条件(1/4)	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。	第2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。		
	気象資料	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり大飯発電所において観測された1年間の気象資料を使用(添付1-3参照)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり大飯発電所において観測された1年間の気象資料を使用(添付1-3参照)	保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	表2-1-4 大気拡散条件(1/4)	気象データ	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 女川原子力発電所における1年間の気象データ(2012年1月～2012年12月)(地上約10m) 【排気筒】 女川原子力発電所における1年間の気象データ(2012年1月～2012年12月)(地上71m)	【原子炉格納容器フィルタベント系排気管】 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 【排気筒】 排気筒と同じ高さの高所風(地上約71m)の気象データを使用 また、審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象データを使用(添付資料2-2-7を参照)	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。	第2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	気象データ	泊発電所における1年間の気象データ(1997年1月～1997年12月)(地上約10m)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 また、審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用(添付資料2-2-13参照)		4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
	実効放出継続時間	地上風を代表する観測点(地上約10m)の気象データ	全続種：1時間	保守的に1時間と設定	表2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	実効放出継続時間	全放出源：1時間	保守的に1時間と設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。	第2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	実効放出継続時間	全放出源：1時間	保守的に1時間と設定		4.3(4)a. 放射性物質の空気中への放出継続時間は、4.1(2)a.で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に設定する。
	放出源及び放出源高さ	地上0m	地上0m	地上0m	表2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	放出源及び放出源高さ	・原子炉格納容器フィルタベント系排気管：地上30m ・原子炉建屋ブローアウトパネル：地上0m ・排気筒：地上80m	審査ガイドに示されたとおり設定 ただし、放出エネルギーによる影響は未考慮 なお、建屋巻込みの影響を受けない排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用	4.3(4)b. 放出源高さは、4.1(2)a.で選定した事故シナリオに応じた放出口からの放出を仮定する。4.1(2)a.で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。	第2-1-3表 大気拡散条件 (1/3)	放出源及び放出源高さ	地上：地上0m 排気筒：地上73.1m	審査ガイドに示されたとおり設定 ただし、放出エネルギーによる影響は未考慮		4.3(4)b. 放出源高さは、4.1(2)a.で選定した事故シナリオに応じた放出口からの放出を仮定する。4.1(2)a.で選定した事故シナリオのソースターム解析結果を基に、放出エネルギーを考慮してもよい。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
第3表(2/3) 大気拡散条件 (3号、4号共通) 審査ガイドでの記載 4.2.(2)c 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積したとき、その累積出現頻度が97%に相当する値とする。 4.2.(2)a 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所居住性の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合は、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散パラメータを用いる。 4.2.(2)b 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。	審査ガイドに示されたとおり設定 審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定 審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定 審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定 審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定 審査ガイドに示されたとおり設定	評価条件による相違 ・女川は排気筒が周囲の建屋の2.5倍以上の高さにあるため、建屋巻き込みを考慮しない。	
	放出点(排気筒)から近距離の建屋(原子炉格納容器)の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	放出点(排気筒)から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	放出点(排気筒)から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮	放出点(排気筒)から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として選定	放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮		放出点から近距離の建屋の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮
	考慮する 原子炉格納容器	原子炉格納容器	考慮する 原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 コントロール建屋 燃料取り扱い建屋等	原子炉建屋	原子炉格納容器 原子炉建屋 原子炉補助建屋 タービン建屋 コントロール建屋 燃料取り扱い建屋等		原子炉格納容器
累積出現頻度	小さい方から97%	小さい方から累積して97%	小さい方から累積して97%	小さい方から累積して97%	小さい方から累積して97%		
建屋の影響	考慮する	考慮する	考慮する	考慮する	考慮する		
巻き込みを生じる代表建屋	原子炉格納容器	原子炉建屋	原子炉建屋	原子炉格納容器	原子炉格納容器		
放射性物質濃度の評価点	【中央制御室滞在時】 ・中央制御室換気空調系給気口 ・中央制御室中心 【入退城時】 ・出入管理所 ・制御建屋出入口	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定		
放射性物質濃度の評価点	【中央制御室内】 ・中央制御室中心 【入退城時】 ・出入管理建屋入口 ・中央制御室入口	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定	審査ガイドに示されたとおり設定		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	放射線物質濃度の評価点	【中央制御室内】 中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	評価条件による相違
	着目方位	3号機 中央制御室 正門 事務所入口 中央制御室入口 4号機 中央制御室 正門 事務所入口 中央制御室入口	4.2.(2)a. 原子炉制御室/緊急時制御室/緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域を顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。 4.2.(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。 4.2.(2)b. 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるため、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求め、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。	4.2.(2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)に示されたとおり設定	
使用値	中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	中央制御室中心 【入退域時】 正門 事務所入口 中央制御室入口	
設定理由	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	【中央制御室内】 審査ガイドに示されたとおり設定 【入退域時】 入退域時の移動経路に従った適切な評価点を設定	
記載	審査ガイドでの記載	審査ガイドでの記載	審査ガイドでの記載	審査ガイドでの記載	審査ガイドでの記載	

第3表(3/3) 大気拡散条件 (3号、4号共通)

表 2-1-4 大気拡散条件 (3/4)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
着目方位	【原子炉格納容器フィルタベント系排気筒】 中央制御室換気空調系 給気口：5方位 (SE, SSE, S, SSW, SW) 中央制御室中心：8方位 (ENE, E, ESE, SE, SSE, S, SSW, SW) 【排気筒】 中央制御室換気空調系 給気口：1方位 (ESE) 中央制御室中心：1方位 (ESE)	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 (添付資料2 2-8を参照)	4.2 (2)a. 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。
	【原子炉格納容器フィルタベント系排気筒】 出入管理所：4方位 (SSW, SW, WSW, W) 制御建屋出入口：6方位 (SSE, S, SSW, SW, WSW, W) 【原子炉建屋ブローアウトパネル】 出入管理所：4方位 (SSW, SW, WSW, W) 制御建屋出入口：6方位 (SSE, S, SSW, SW, WSW, W) 【排気筒】 出入管理所：1方位 (SE) 制御建屋出入口：1方位 (ESE)		

表 2-1-4 大気拡散条件 (4/4)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
建屋投影面積	2,050㎡	審査ガイドに示された風向に垂直な投影面積のうち最も小さいもの	4.2 (2)b.1) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。 4.2 (2)b.2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるため、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求め、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に示されたとおり設定	4.2 (2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」による。

第2-1-3表 大気拡散条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
着目方位	中央制御室中心：5方位 (W, WNW, NW, NNW, N) 出入管理建屋入口：3方位 (WNW, NW, NNW) 中央制御室入口：6方位 (W, WNW, NW, NNW, N, NNE)	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 (添付資料2 2-14参照)	4.2(2)a. 原子炉制御室の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の流がりの影響が評価点に及ぶ可能性がある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	2,700㎡	審査ガイドに示されたとおり設定 保守的に最小面積をすべての方位に適用	4.2(2)b.1) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。 4.2(2)b.2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるため、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求め、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に示されたとおり設定	4.2 (2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」による。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉							女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
第4表 相対濃度及び相対線量	3号	号機	評価対象	評価点	評価距離*	着目方位	評価方位	相対濃度 X/Q (s/m ³)	相対線量 D/Q (Gy/Bq)	表2-1-5 相対濃度 (X/Q) 及び相対線量 (D/Q)	放出源及び 放出源高さ*	評価点	相対濃度 [s/m ³]	相対線量 [Gy/Bq]	第2-1-4表 相対濃度 (X/Q) 及び相対線量 (D/Q)	評価条件の相違 ・評価点数の相違は放出源数と評価地点数が異なることによる。 ・放出源数の相違 (女川3箇所、泊2箇所) は、フィルタベントの相違による。 ・評価地点数の相違 (女川4箇所、泊3箇所) は事故時に給気口からの外気取り入れを前提とするかどうかの相違による。 【大飯】 ・大飯とは入退城時に設定している評価点数および号機数が異なる。		
		室内作業時	中央制御室中心	60 m	5	SSE,S,SSW,SW,WSW	地上放出: 7.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 3.6×10 ⁻⁴	地上放出: 3.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 5.4×10 ⁻¹⁹	中央制御室 換気空調系給気口								5.8×10 ⁻⁴	4.6×10 ⁻¹⁸
		入退城時	正門	280 m	2	SSE,S	地上放出: 2.2×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.1×10 ⁻⁴	地上放出: 1.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 7.2×10 ⁻¹⁹	中央制御室中心								8.6×10 ⁻⁴	6.6×10 ⁻¹⁸
			事務所入口	140 m	3	E,ESE,SE	地上放出: 3.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.6×10 ⁻⁴	地上放出: 1.6×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 3.5×10 ⁻¹⁹	出入管理所								5.0×10 ⁻⁴	4.3×10 ⁻¹⁸
			中央制御室入口	70 m	5	SE,SSE,S,SSW,SW	地上放出: 7.3×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 3.7×10 ⁻⁴	地上放出: 3.3×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 7.7×10 ⁻¹⁹	制御建屋出入口								7.1×10 ⁻³	5.6×10 ⁻¹⁸
		4号	室内作業時	中央制御室中心	85 m	5	ESE,E,ENE,NE,NNE	地上放出: 5.6×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 2.8×10 ⁻⁴	地上放出: 2.5×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹								原子炉格納容器フィルタベント系排気管 (地上30m)	5.0×10 ⁻⁴
	入退城時		正門	260 m	1	SE	地上放出: 1.0×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 5.2×10 ⁻⁵	地上放出: 6.3×10 ⁻¹⁹ 排気筒放出: 3.4×10 ⁻¹⁹	原子炉建屋ブローアウトパネル (地上0m)	1.3×10 ⁻³	5.0×10 ⁻¹⁸							
			事務所入口	230 m	2	ENE,E	地上放出: 2.1×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.0×10 ⁻⁴	地上放出: 1.2×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 3.0×10 ⁻¹⁹	中央制御室中心	1.6×10 ⁻³	6.3×10 ⁻¹⁸							
			中央制御室入口	110 m	3	ENE,E,ESE	地上放出: 3.7×10 ⁻⁴ 排気筒放出: 1.8×10 ⁻⁴	地上放出: 1.7×10 ⁻¹⁸ 排気筒放出: 4.4×10 ⁻¹⁹	出入管理所	9.9×10 ⁻⁴	4.4×10 ⁻¹⁸							
			制御建屋出入口			地上放出: 1.5×10 ⁻³	6.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室換気空調系給気口	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁸								
			中央制御室中心			2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁸	中央制御室中心	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁸								
			出入管理所			4.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻¹⁸	出入管理所	4.0×10 ⁻³	1.4×10 ⁻¹⁸								
		制御建屋出入口			2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁸	制御建屋出入口	2.8×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹⁸									

*放出源高さは放出エネルギーによる影響は未考慮

* 放出源から評価点までの水平距離

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
<p>第5表(1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 (3号、4号共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>根拠</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内線源強度分布</td> <td>原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>事故の評価期間</td> <td>7日</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器遮蔽厚さ</td> <td>PCCVドーム部 PCCV円筒部</td> <td>原子炉格納容器(外筒遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部及び円筒部は、設計に施工誤差(5mm)を考慮する。PCCV円筒部は、PCCVの厚さをモジュール化(500mm)とする。</td> <td>4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>アニュラス壁厚さ</td> <td>アニュラス上部(遮へいしない) アニュラス下部(遮へい) 施工誤差については、5mmを考慮する</td> <td>設計値に施工誤差(5mm)を考慮</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5表(2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件 (3号、4号共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th> <th>根拠</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室遮蔽厚さ</td> <td>壁 天井</td> <td>設計値に施工誤差(5mm)を考慮 (設計12.12参照)</td> <td>4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>直接線量評価： QADコード</td> <td>QAD-CGGP2R Ver.1.04</td> <td>計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である</td> <td>4.1② 実験等を基に検証され、適用範囲の適用モデルを用いる。</td> </tr> <tr> <td>直接線量・スカイシャイン線量評価コード</td> <td>SCATTERING Ver.90m</td> <td>QAD及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載	原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上	原子炉格納容器遮蔽厚さ	PCCVドーム部 PCCV円筒部	原子炉格納容器(外筒遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部及び円筒部は、設計に施工誤差(5mm)を考慮する。PCCV円筒部は、PCCVの厚さをモジュール化(500mm)とする。	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	アニュラス壁厚さ	アニュラス上部(遮へいしない) アニュラス下部(遮へい) 施工誤差については、5mmを考慮する	設計値に施工誤差(5mm)を考慮	同上	評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載	中央制御室遮蔽厚さ	壁 天井	設計値に施工誤差(5mm)を考慮 (設計12.12参照)	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	直接線量評価： QADコード	QAD-CGGP2R Ver.1.04	計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である	4.1② 実験等を基に検証され、適用範囲の適用モデルを用いる。	直接線量・スカイシャイン線量評価コード	SCATTERING Ver.90m	QAD及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある		<p>表 2-1-6 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布</td> <td>運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定</td> <td>4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>原子炉建屋遮蔽厚さ 中央制御室遮蔽厚さ 評価点</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) (評価点高さ) 床面上1.2m 中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定</td> <td>4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。 —</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード スカイシャインガンマ線： ANISN コード、G33-GP2R コード (参考) 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード</td> <td>直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R は三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R、ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布	運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定	4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ 中央制御室遮蔽厚さ 評価点	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) (評価点高さ) 床面上1.2m 中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定	4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。 —	評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード スカイシャインガンマ線： ANISN コード、G33-GP2R コード (参考) 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード	直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R は三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R、ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	<p>第2-1-5表 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価条件</th> <th>選定理由</th> <th>審査ガイドでの記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td> <td>原子炉格納容器内線源強度分布</td> <td>審査ガイドに示されたとおり設定</td> <td>4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。</td> </tr> <tr> <td>計算モデル</td> <td>外部遮へい厚さ 中央制御室遮へい厚さ</td> <td>審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) 壁 天井 マイナス側許容差については、-5mmを考慮する。</td> <td>4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。</td> </tr> <tr> <td>評価コード</td> <td>直接線量評価： QAD-CGGP2R コード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャイン線量評価： SCATTERING コード (SCATTERING Ver.90m)</td> <td>QAD-CGGP2R 及び SCATTERING は共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R 及び SCATTERING はそれぞれ許認可での使用実績がある。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載	線源強度	原子炉格納容器内線源強度分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。	計算モデル	外部遮へい厚さ 中央制御室遮へい厚さ	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) 壁 天井 マイナス側許容差については、-5mmを考慮する。	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。	評価コード	直接線量評価： QAD-CGGP2R コード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャイン線量評価： SCATTERING コード (SCATTERING Ver.90m)	QAD-CGGP2R 及び SCATTERING は共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R 及び SCATTERING はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—	<p>【女川】型式による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BWR では、ANISN コードにより天井の遮蔽による減衰を計算し、G33-GP2R コードによりスカイシャイン線量を評価するが、PWR の SCATTERING コードでは、遮蔽体をモデル化してスカイシャイン線量を評価可能であるため、BWR のように2つのコードを用いる必要はない 【大飯】 ・大飯は PCCV のため、アニュラスが外部遮蔽の外にあり、アニュラス部を線源とした直接線及びスカイシャイン線の評価において、アニュラス壁の遮蔽を別途評価している。 ・泊は鋼製 CV の先行実績である高浜3、4号炉と同様の条件である。
評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																				
原子炉格納容器内線源強度分布	原子炉格納容器内に放出された核分裂生成物が均一に分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																				
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	同上																																																																				
原子炉格納容器遮蔽厚さ	PCCVドーム部 PCCV円筒部	原子炉格納容器(外筒遮蔽)の厚さは、PCCVドーム部及び円筒部は、設計に施工誤差(5mm)を考慮する。PCCV円筒部は、PCCVの厚さをモジュール化(500mm)とする。	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																																				
アニュラス壁厚さ	アニュラス上部(遮へいしない) アニュラス下部(遮へい) 施工誤差については、5mmを考慮する	設計値に施工誤差(5mm)を考慮	同上																																																																				
評価条件	根拠	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																				
中央制御室遮蔽厚さ	壁 天井	設計値に施工誤差(5mm)を考慮 (設計12.12参照)	4.3(5)a. 原子炉格納容器内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																																				
直接線量評価： QADコード	QAD-CGGP2R Ver.1.04	計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。従って、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である	4.1② 実験等を基に検証され、適用範囲の適用モデルを用いる。																																																																				
直接線量・スカイシャイン線量評価コード	SCATTERING Ver.90m	QAD及びSCATTERINGはそれぞれ許認可での使用実績がある																																																																					
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																				
線源強度	原子炉建屋原子炉棟内線源強度分布	運転員の交替を考慮した場合の評価をより適切に行えるように設定	4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																				
計算モデル	原子炉建屋遮蔽厚さ 中央制御室遮蔽厚さ 評価点	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) (評価点高さ) 床面上1.2m 中央制御室及び中央制御室待避所において、最も線量の高い箇所を選定	4.3 (5) a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。 —																																																																				
評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード スカイシャインガンマ線： ANISN コード、G33-GP2R コード (参考) 【原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からの寄与】 直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード	直接ガンマ線の線量評価に用いる QAD-CGGP2R は三次元形状を、スカイシャインガンマ線の線量評価に用いる ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ一次元、三次元形状を扱う遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R、ANISN 及び G33-GP2R はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—																																																																				
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載																																																																				
線源強度	原子炉格納容器内線源強度分布	審査ガイドに示されたとおり設定	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。																																																																				
計算モデル	外部遮へい厚さ 中央制御室遮へい厚さ	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定(コンクリート厚の施工誤差を考慮して評価モデルを設定) 壁 天井 マイナス側許容差については、-5mmを考慮する。	4.3(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設的位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。																																																																				
評価コード	直接線量評価： QAD-CGGP2R コード (QAD-CGGP2R Ver.1.04) スカイシャイン線量評価： SCATTERING コード (SCATTERING Ver.90m)	QAD-CGGP2R 及び SCATTERING は共に3次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。QAD-CGGP2R 及び SCATTERING はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—																																																																				
<p>☐ 内は線量に寄与する部分のみを記載する。</p>		<p>☐ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>																																																																					

